資料１

住田町の地球温暖化対策に関するアンケート結果

令和７年11月28日　令和７年度第１回住田町環境審議会

1　住民アンケート実施概要

(1)調査概要（10/13時点）

調査目的	住田町の地球温暖化対策、気候変動適応に関する住民意見等の把握
調査対象者	住田町内に居住する住民　1,000人
調査期間	令和７年９月29日　～　10月13日
調査方法	郵送による配布、郵送・WEBによる回収
回 収 数	紙：332件、WEB：141件、合計：473件
回 収 率	紙：33.2%、WEB：14.1%、合計：47.3%

(2)調査項目

分類	設問
◆あなたご自身（ご家庭）のことについて	問1.居住地区、問2.年代、問3.居住形態、 問4.住宅の構造、問5.住宅の築年数、 問6.自動車の保有状況、問7.電気や燃料の使用状況
◆地球温暖化対策等への考えや取り組みについて	問8.地球温暖化への関心 問9.実感・心配している気候変動による影響 問10.地球温暖化問題に対する考え 問11.日常のソフト対策状況 問12.省・再エネ設備の導入意向 問13.「12」に取り組む際の課題 問14.ペレットストーブ等設置費用補助活用に対する考え 問15.環境に関する情報の入手方法
◆地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について	問16.町が特に力を入れて取り組むべきこと 問17.町内で活用すべき再生可能エネルギー 問18.町の地球温暖化対策に関する意見など

2　住民アンケート調査結果

◆あなたご自身（ご家庭）のことについて

問１　お住まいの地区を１つ選択してください。
「世田米地区」の割合が56.9%と最も高く、次いで「上有住地区」が24.3%、「下有住地区」が11.0%となっている。

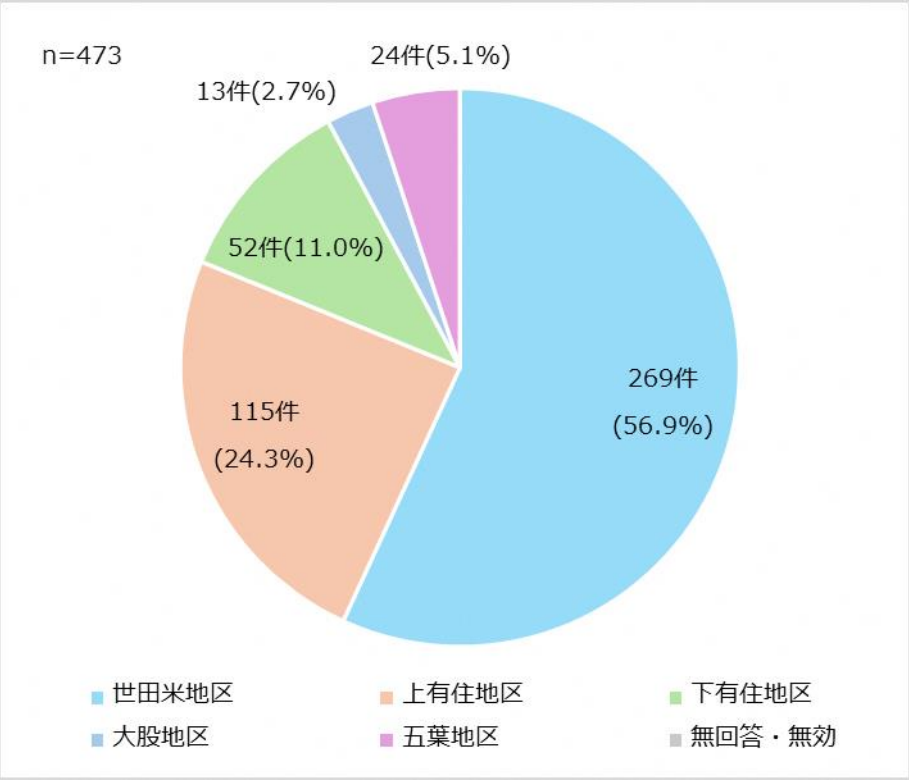

問２　あなたの年代を１つ選択してください。
「60歳代」の割合が23.3%と最も高く、次いで「50歳代」が20.5%、「40歳代」が16.1%となっている。

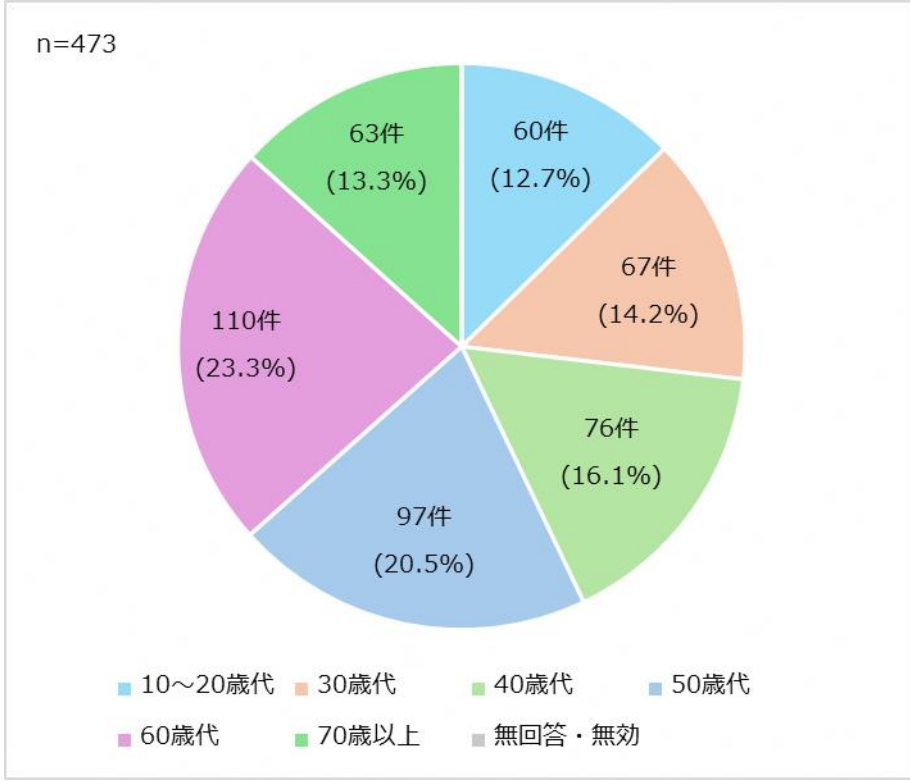

2　住民アンケート調査結果

◆あなたご自身（ご家庭）のことについて

問３　居住形態を１つ選択してください。
「持ち家（一戸建て）」の割合が84.4%と最も高く、次いで「町営住宅」が8.2%、「借家（一戸建て）」が3.8%となっている。

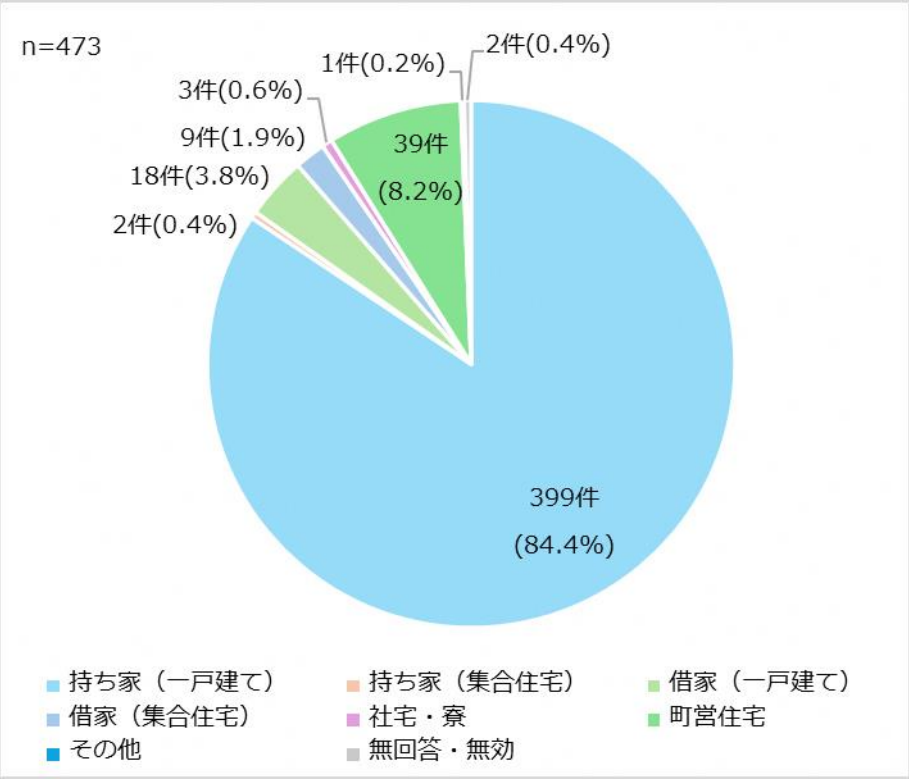

問４　住宅の構造を１つ選択してください。
「木造」の割合が93.7%と最も高く、次いで「鉄筋コンクリート造」が2.5%、「鉄骨造」が1.9%となっている。

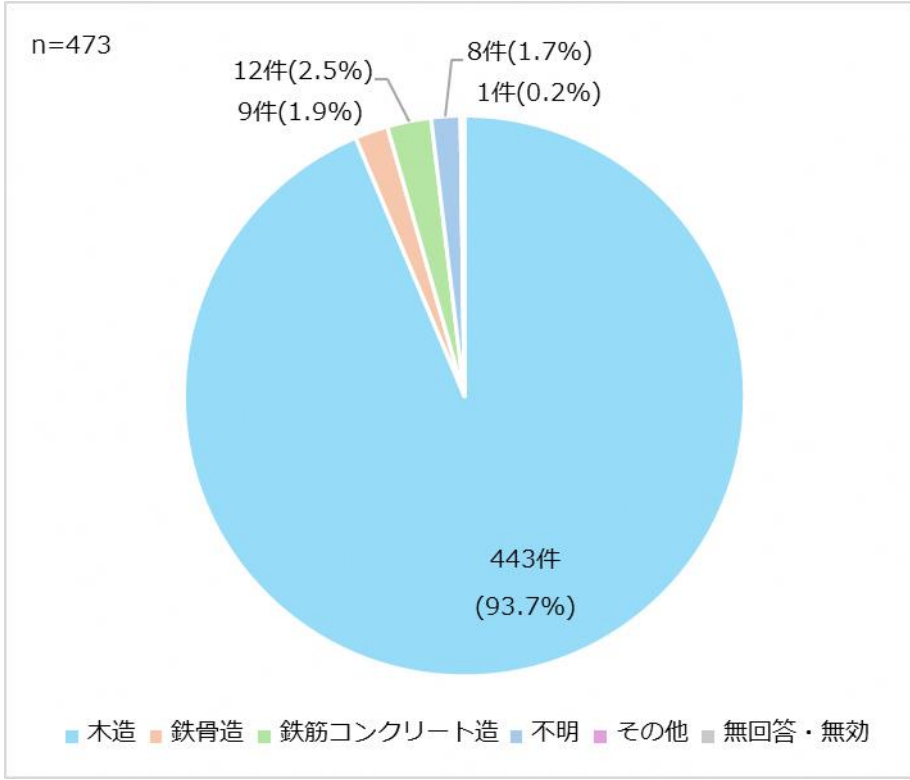

2　住民アンケート調査結果

◆あなたご自身（ご家庭）のことについて

問５　住宅の築年数を１つ選択してください。
「41年以上」の割合が33.8%と最も高く、次いで「21～30年」が17.3%、「０～10年」が14.2%となっている。

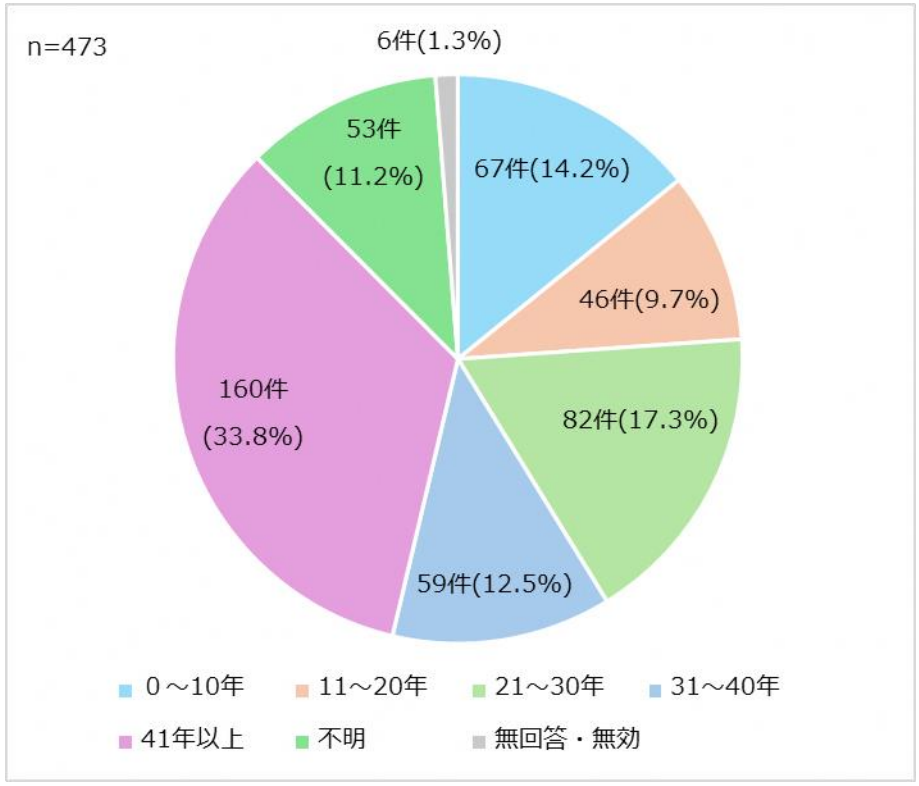

問６-１　自動車の保有状況を１つ選択してください。
「保有している」の割合が92.2%と最も高く、次いで「保有していない」が7.2%となっている。

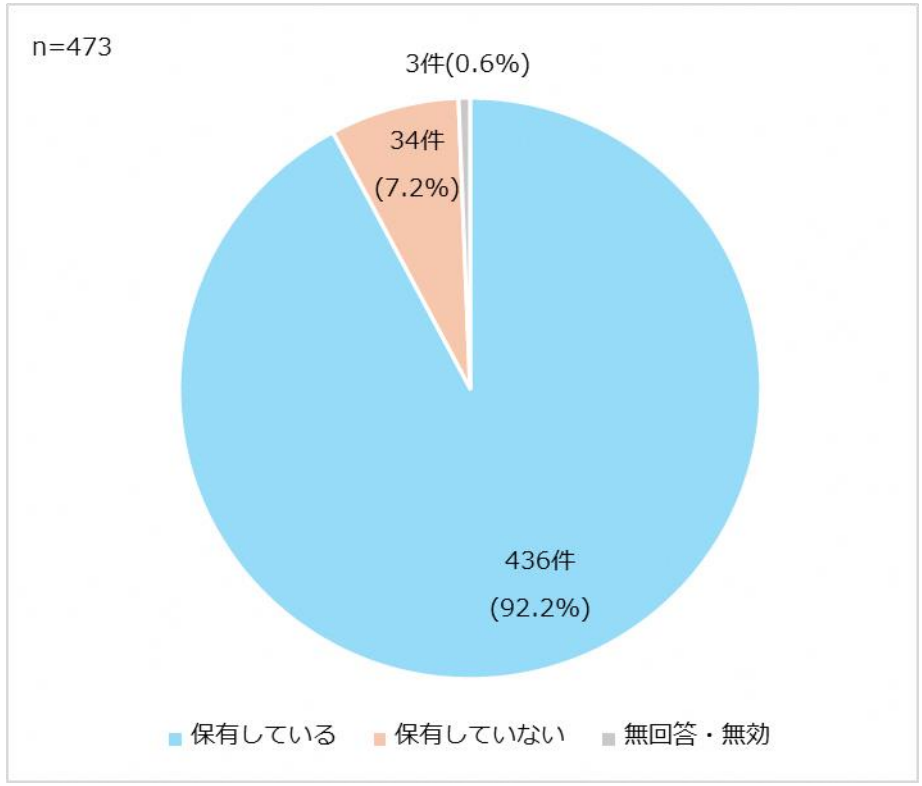

2　住民アンケート調査結果

◆あなたご自身（ご家庭）のことについて

問６-２　「保有している」を選択の場合は、燃料種ごとの保有台数を記入してください。
「ガソリン」の割合が78.6%と最も高く、次いで「HV」が16.9%、「ディーゼル」が3.7%となっている。

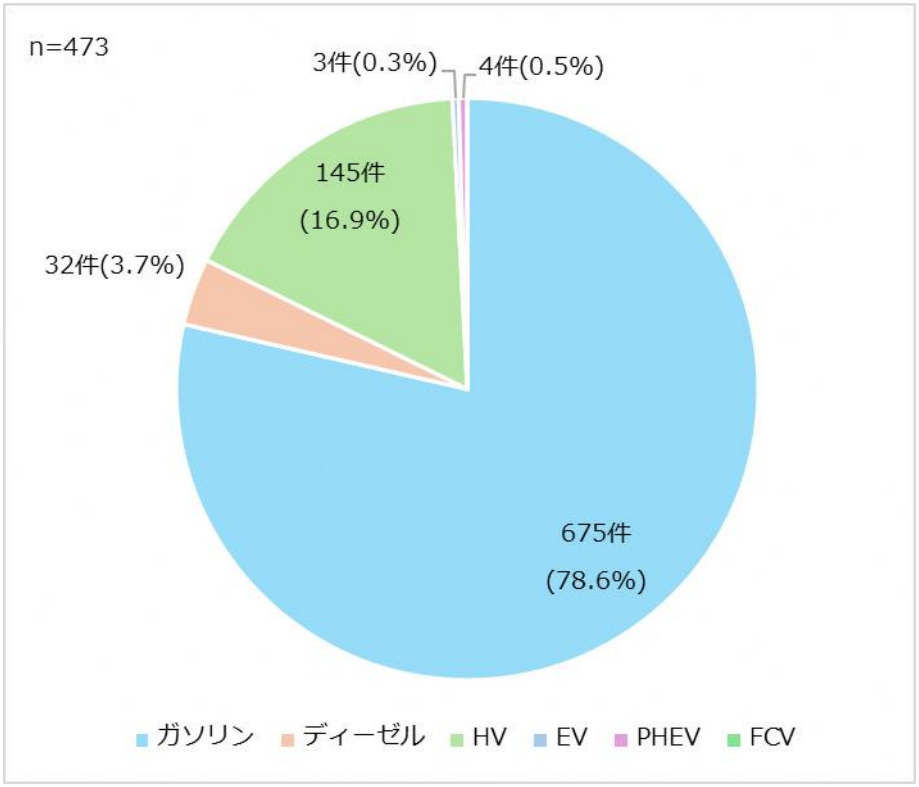

問７　電気や燃料の使用状況を教えてください。 ①～④について、それぞれ１つずつ選択してください。
「使用している」について、「①電気」の割合が98.7%と最も高く、次いで「灯油」が88.8%となっている。

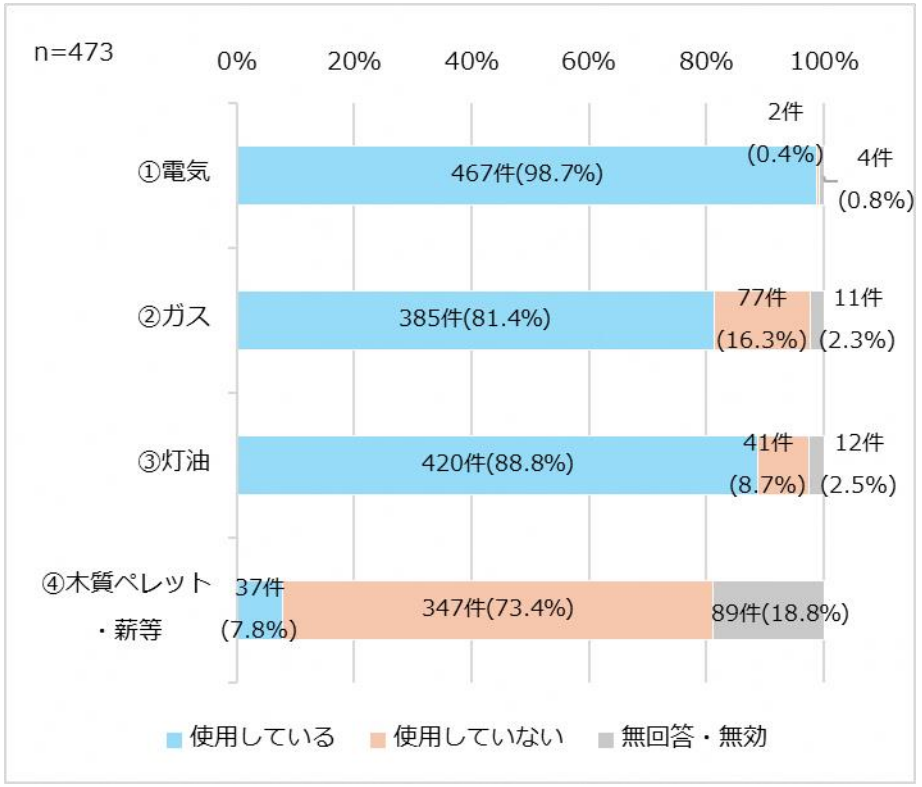

2　住民アンケート調査結果

◆地球温暖化対策等への考えや取り組みについて

問８　世界中で問題となっている地球温暖化に関心がありますか。 １つ選択してください。
「やや関心がある」の割合が55.8%と最も高く、次いで「とても関心がある」が32.6%、「あまり関心がない」が8.7%となっている。

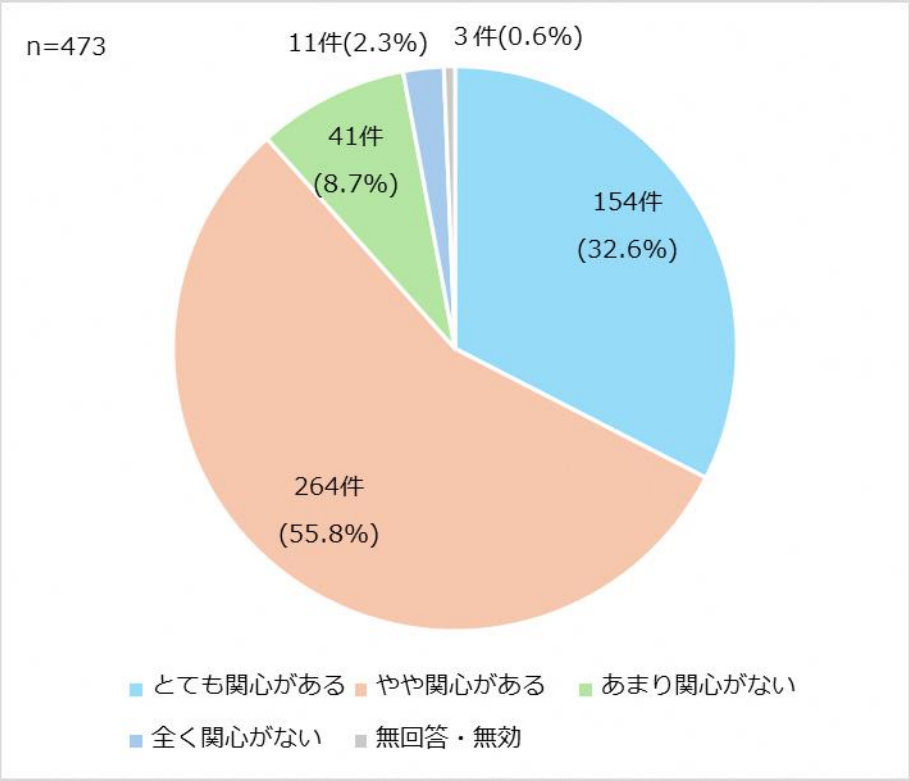

問９　気候変動による影響で実感・心配していることはありますか。 あてはまるものを全て選択してください。
「自然災害の増加」の割合が90.3%と最も高く、次いで「農産物の変化」が70.2%、「水不足」が66.6%となっている。

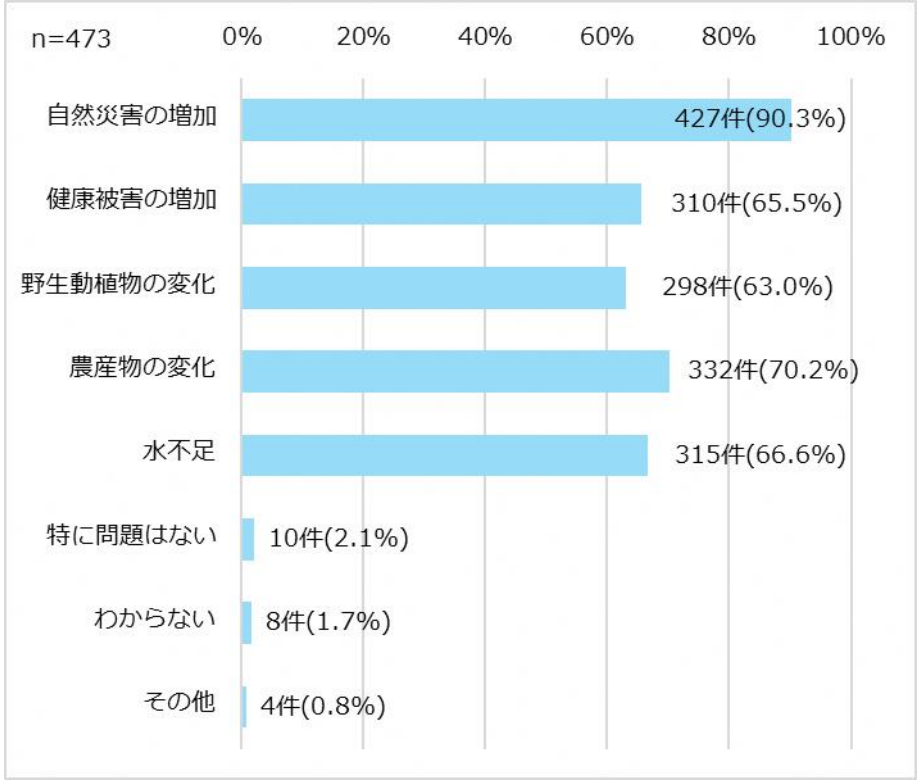

2　住民アンケート調査結果

◆地球温暖化対策等への考えや取り組みについて

問10　地球温暖化問題に対する考え方について、あなたの考えに近いものを１つ選択してください。

「自分が何をして良いかわからないが、解決すべきだと思う」の割合が45.2%と最も高く、次いで「企業や行政が責任をもって、取り組むべきだと思う」が26.8%、「自分の現在の生活様式を変えていかなければ、解決できないと思う」が17.3%となっている。

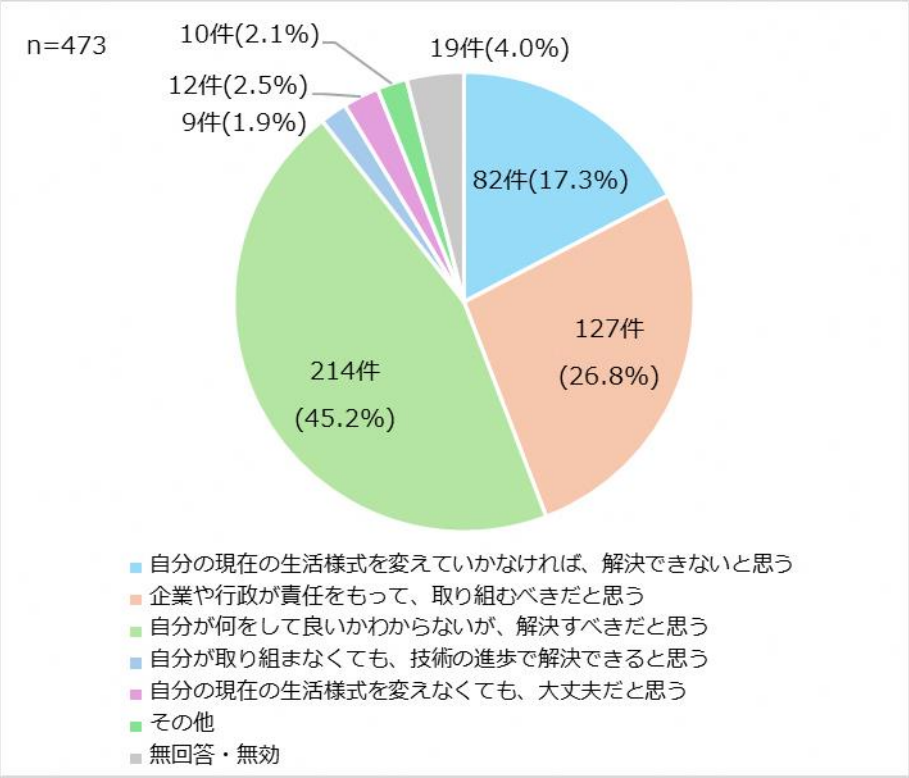

問11　あなたは、地球温暖化の防止や気候変動への適応に関する取り組みをどの程度していますか。
①～⑨について、それぞれ１つずつ選択してください。

「常にしている」について、「熱中症対策等」の割合が22.8%と最も高く、次いで「エコドライブ」が19.5%、「節電、節水」が16.9%となっている。

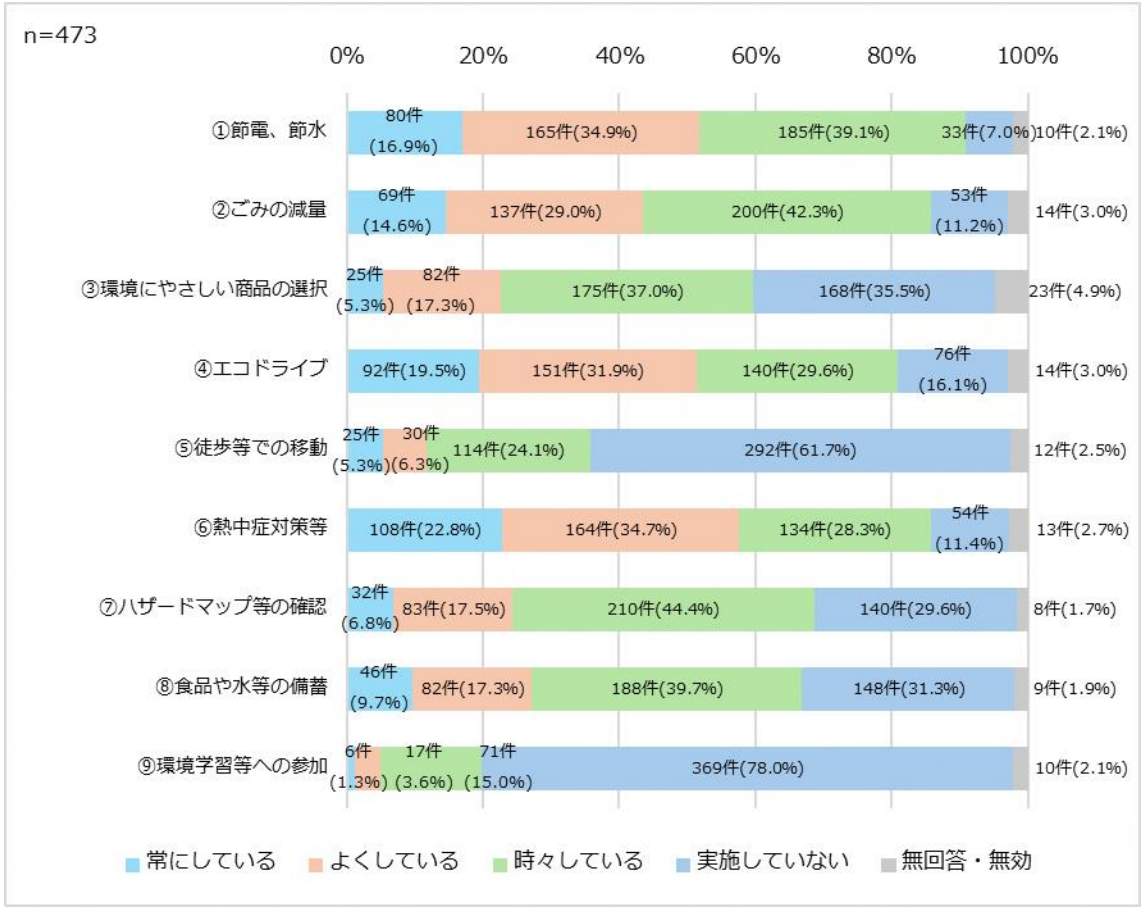

2　住民アンケート調査結果

◆地球温暖化対策等への考えや取り組みについて

問12　ご家庭への省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入について、どのようにお考えですか。
①～⑮について、それぞれ１つずつ選択してください。

「導入・実施済」について、「①LED」の割合が58.8%と最も高く、次いで「②省エネエアコン」が43.3%、「④高効率な給湯機器」が23.3%となっている。

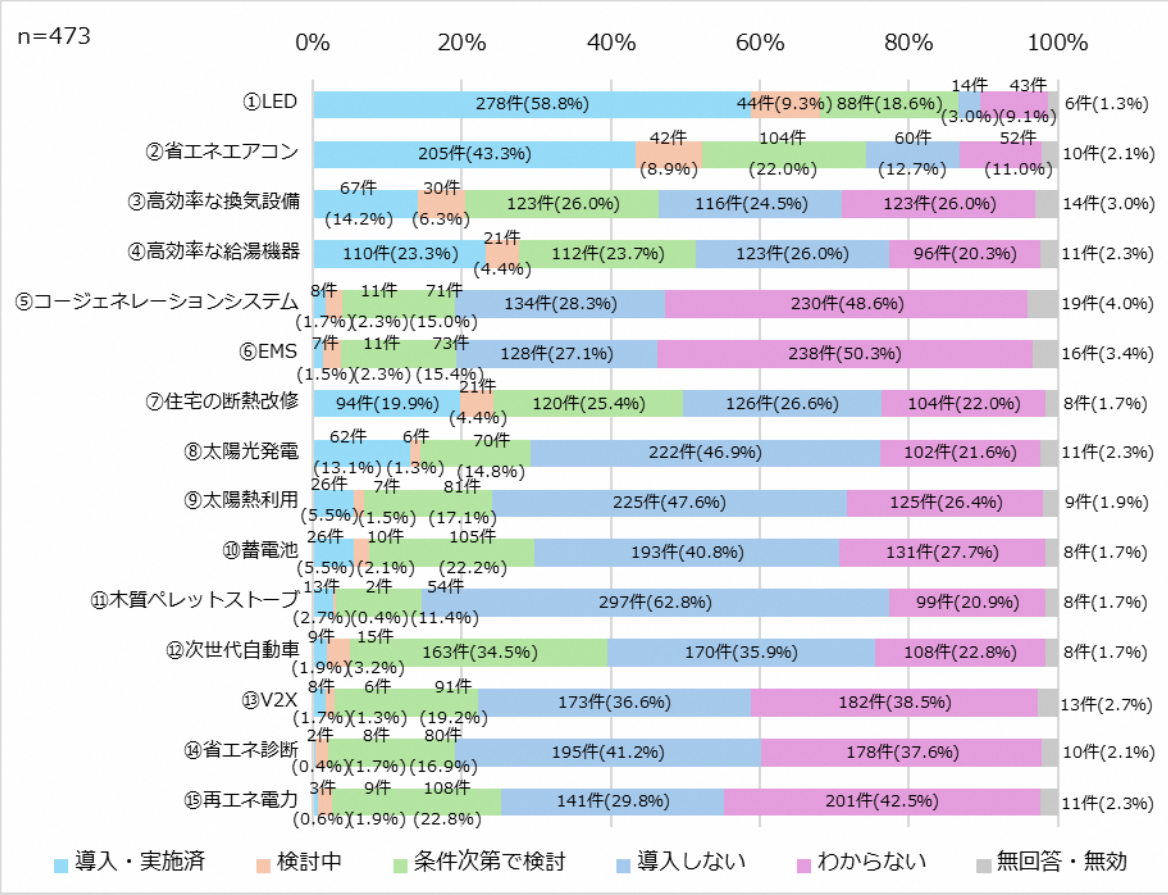

問13　問12で「検討中」、「条件次第で検討」または「導入しない」を選択した項目について、理由（課題）となっていることを３つまで選択してください。

「初期費用負担大」の割合が51.4%と最も高く、次いで「住宅の構造、築年数都合」が46.5%、「メリットがない」が25.6%となっている。

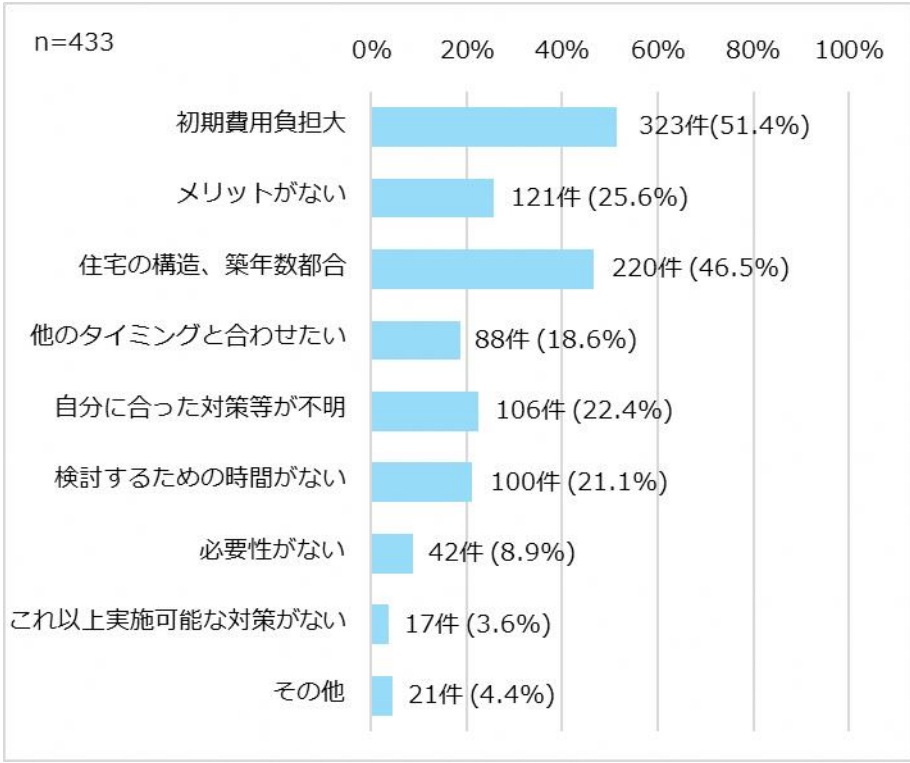

2　住民アンケート調査結果

◆地球温暖化対策等への考えや取り組みについて

問14　町では、ペレットストーブ、薪ストーブ等を設置する費用に対して補助を実施しています。活用についてどのようにお考えですか。
１つ選択してください。

「活用に興味はない」の割合が62.2%と最も高く、次いで「活用に興味がある」が31.1%、「補助を活用した」が3.0%となっている。

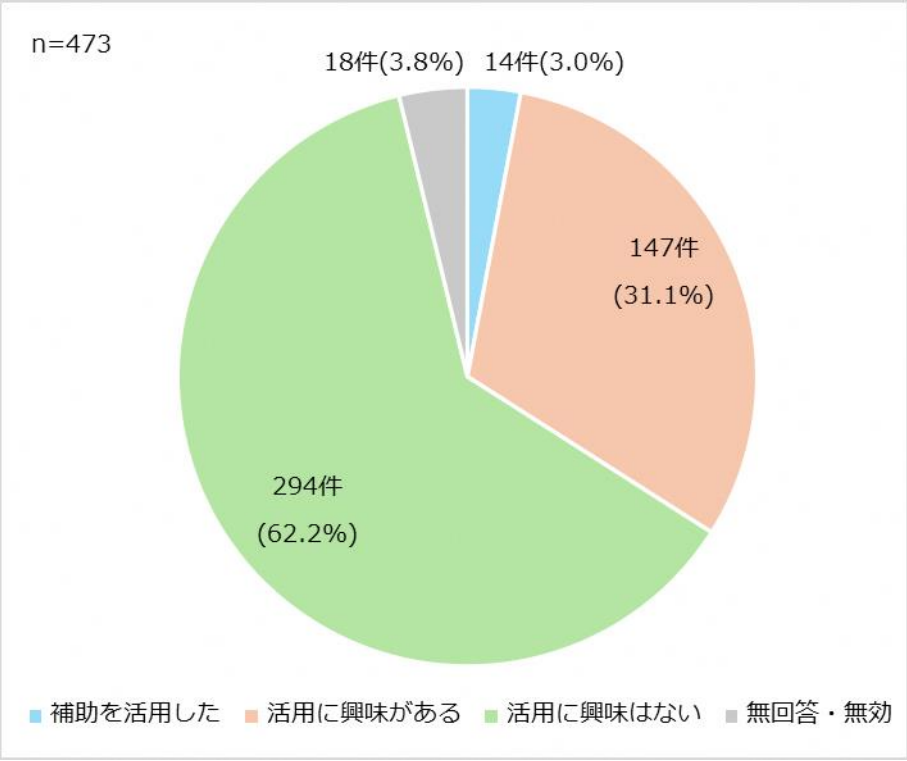

問15　地球温暖化や省エネルギー・再生可能エネルギーに関する情報をどこから入手していますか。
３つまで選択してください。

「テレビ」の割合が82.5%と最も高く、次いで「インターネット」が50.3%、「新聞」が39.3%となっている。

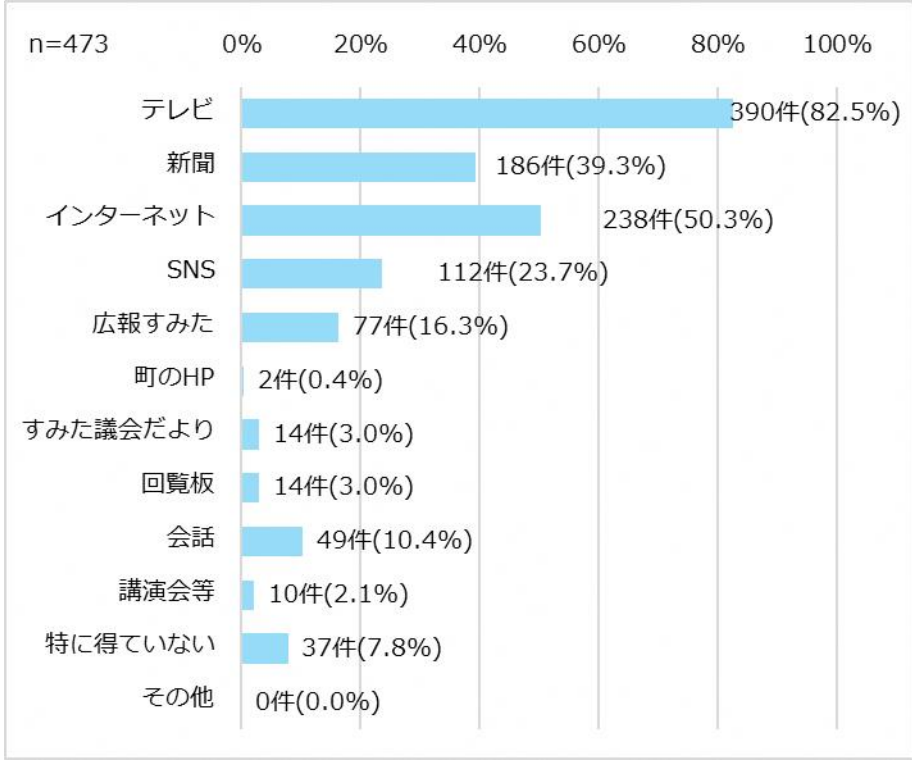

2　住民アンケート調査結果

◆地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について

問16　町内から排出される温室効果ガスを、住民・事業者・行政で協力して減らすためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。
３つまで選択してください。

「資源循環」の割合が60.5%と最も高く、次いで「省エネ」が55.6%、「森林吸収」が33.0%となっている。

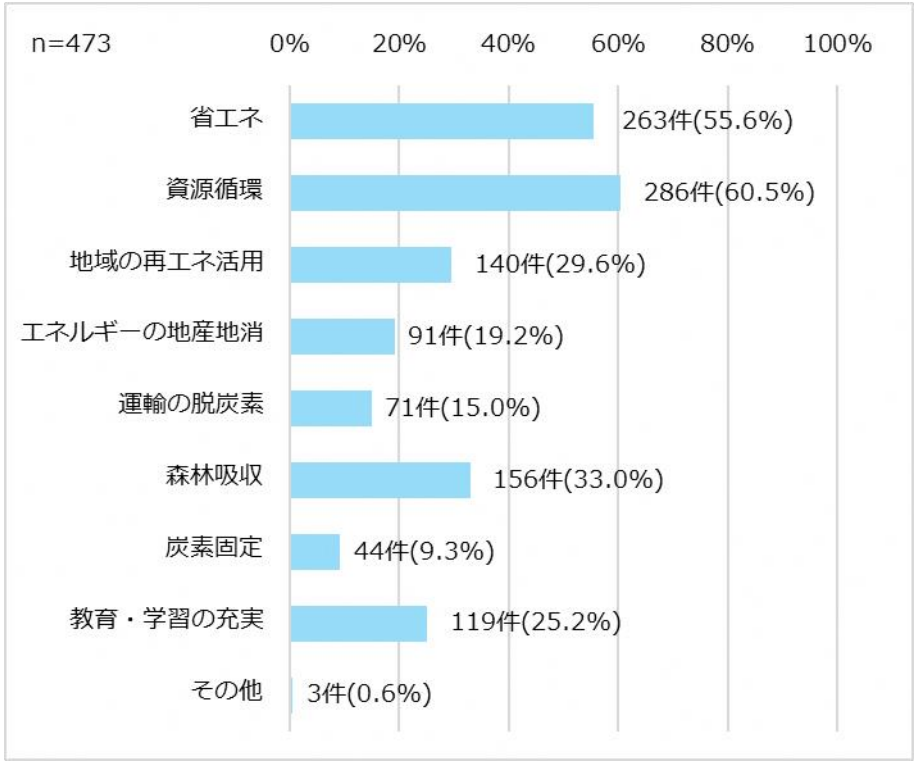

問17　町内で活用（導入）すべき再生可能エネルギーを３つまで選択してください。

「バイオマス（農業・畜産系）」の割合が37.2%と最も高く、次いで「バイオマス（木質系）」が35.5%、「太陽光発電（建物系）」が30.0%となっている。

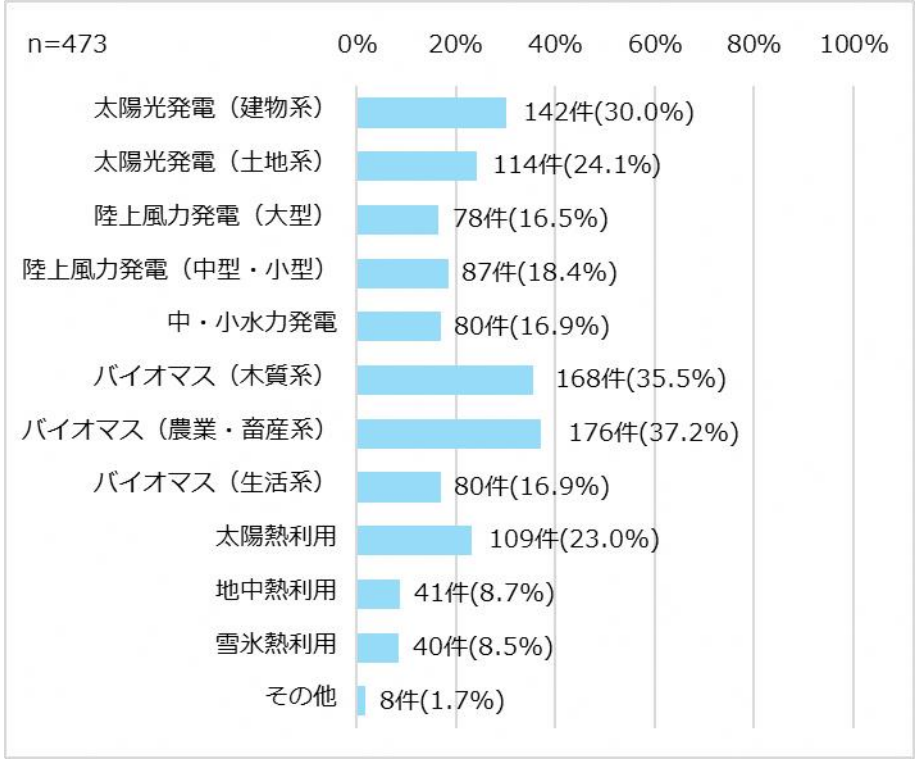

2　住民アンケート調査結果

◆地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について

問18　町の地球温暖化対策に関して、ご意見等ありましたら記入してください。
・全体で60件の回答があった。 ・「地域の再エネ活用」に関する回答が22件と最も多く、次いで「省エネ」、「教育・学習の充実」が8件となっている。

分類	内容
地域の再エネ活用	・太陽光発電設備の設置に関する反対意見　等
省エネ	・設備導入補助制度の実施に関する要望　等
教育・学習の充実	・地域の現状を踏まえた実現性の高い計画づくりへの要望 ・町の取組等の普及啓発に関する要望　等
森林吸収	・森林整備の推進等に関する意見　等
エネルギーの地産地消	・バイオ炭や木質ペレットの活用に関する意見　等

3　事業者アンケート実施概要

(1)調査概要（10/13時点）

調査目的	住田町の地球温暖化対策、気候変動適応に関する事業者意見等の把握
調査対象者	住田町内の事業所　91所
調査期間	令和７年９月29日　～　10月13日
調査方法	郵送による配布、郵送・WEBによる回収
回 収 数	紙：37件、WEB：12件、合計：49件
回 収 率	紙：40.7%、WEB：13.2%、合計：53.8%

(2)調査項目

分類	設問
◆貴社のことについて	問1.事業所名、問2.主な業種、問3.従業員数、 問4.事業所の土地・建物の所有形態、 問5.事業所の築年数、問6.自動車の保有状況、 問7.電気や燃料の使用状況
◆地球温暖化対策等への考えや取り組みについて	問8.地球温暖化への関心 問9.実感・心配している気候変動による影響 問10.地球温暖化問題に対する考え 問11.日常のソフト対策状況 問12.省・再エネ設備の導入意向 問13.「12」に取り組む際の課題 問14.ペレットストーブ等設置費用補助活用に対する考え 問15.環境に関する情報の入手方法
◆地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について	問16.町が特に力を入れて取り組むべきこと 問17.町内で活用すべき再生可能エネルギー 問18.行政と協力できそうな地球温暖化対策 問19.町の地球温暖化対策に関する意見など

4　事業者アンケート調査結果

◆貴社のことについて

問１　差し支えなければ事業所名を記入してください。
20所から回答があった。

問２　町内における貴社の主な業種を１つ選択してください。
「農業、林業」の割合が22.4%と最も高く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が18.4%、「製造業」が16.3%となっている。

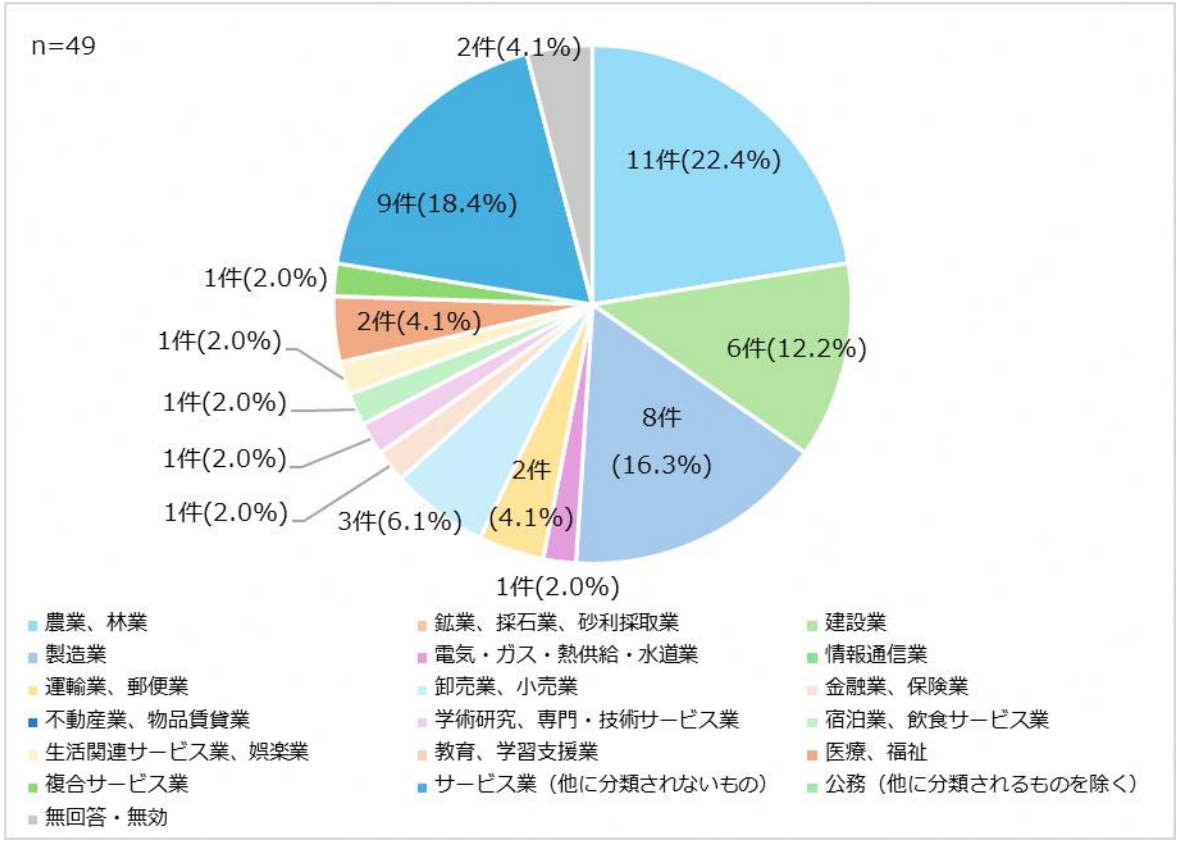

問３　町内における貴社事業所の従業員数を１つ選択してください。
「０～５人」の割合が51.0%と最も高く、次いで「６～20人」が36.7%、「21～50人」が8.2%となっている。

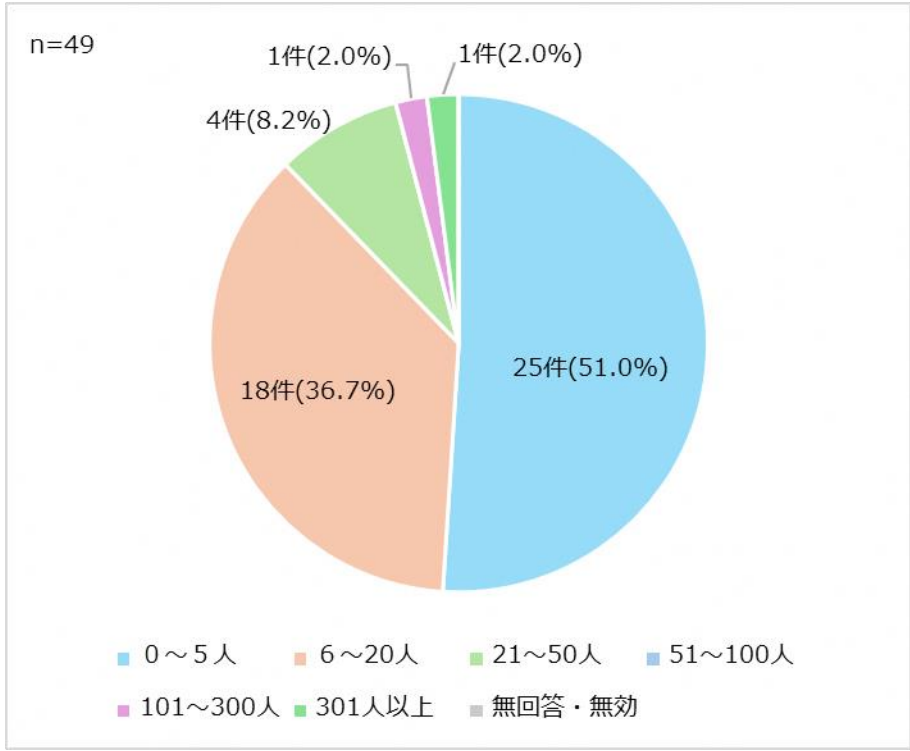

4　事業者アンケート調査結果

◆貴社のことについて

問４　町内における貴社事業所の土地・建物の所有形態を１つ選択してください。
「土地・建物とも他者所有（テナント等）」の割合が32.7%と最も高く、次いで「借地・建物自己（自社）所有」が30.6%、「土地・建物とも自己（自社）所有」が24.5%となっている。

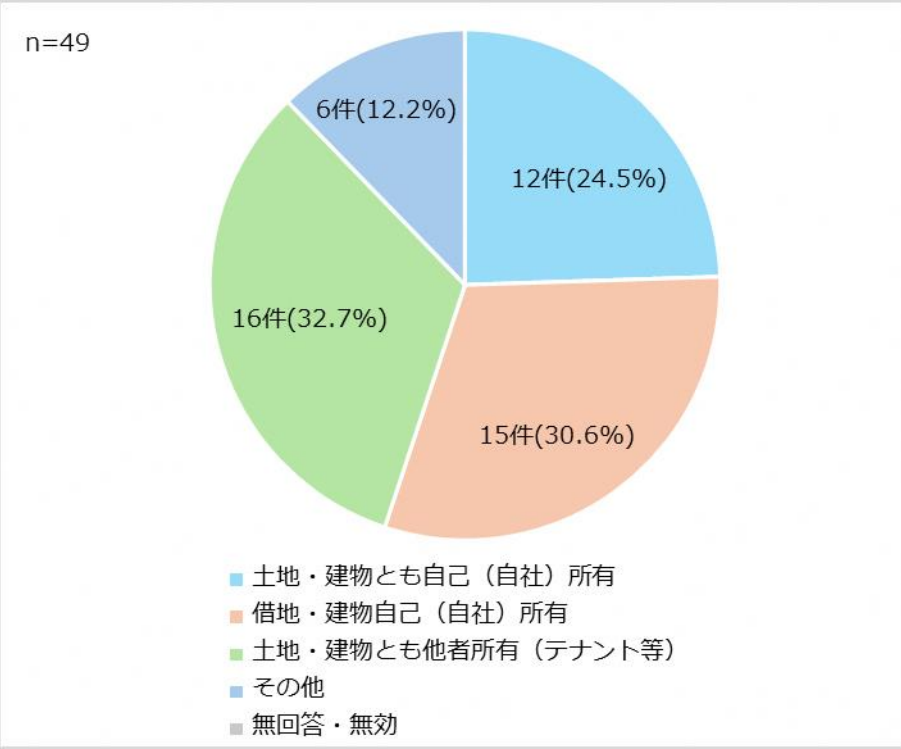

問５　町内における貴社事業所の築年数を１つ選択してください。
「41年以上」の割合が42.9%と最も高く、次いで「31～40年」が14.3%、「０～10年」「11～20年」「21～30年」が並んで10.2%となっている。

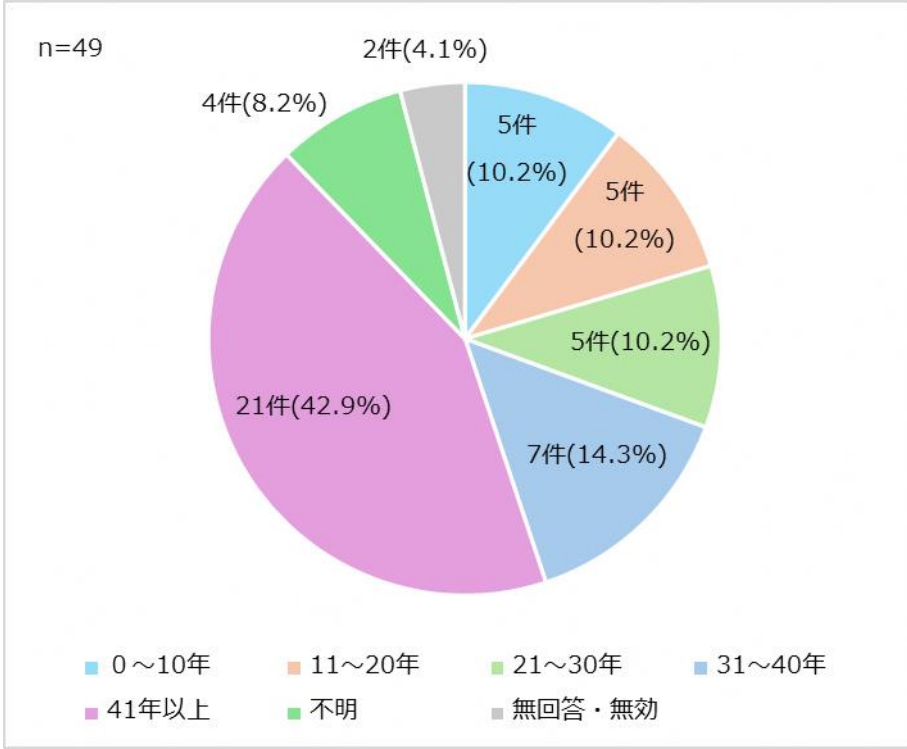

4　事業者アンケート調査結果

◆貴社のことについて

問６-１　自動車の保有状況を１つ選択してください。
「保有している」の割合が91.8%と最も高く、次いで「保有していない」が8.2%となっている。

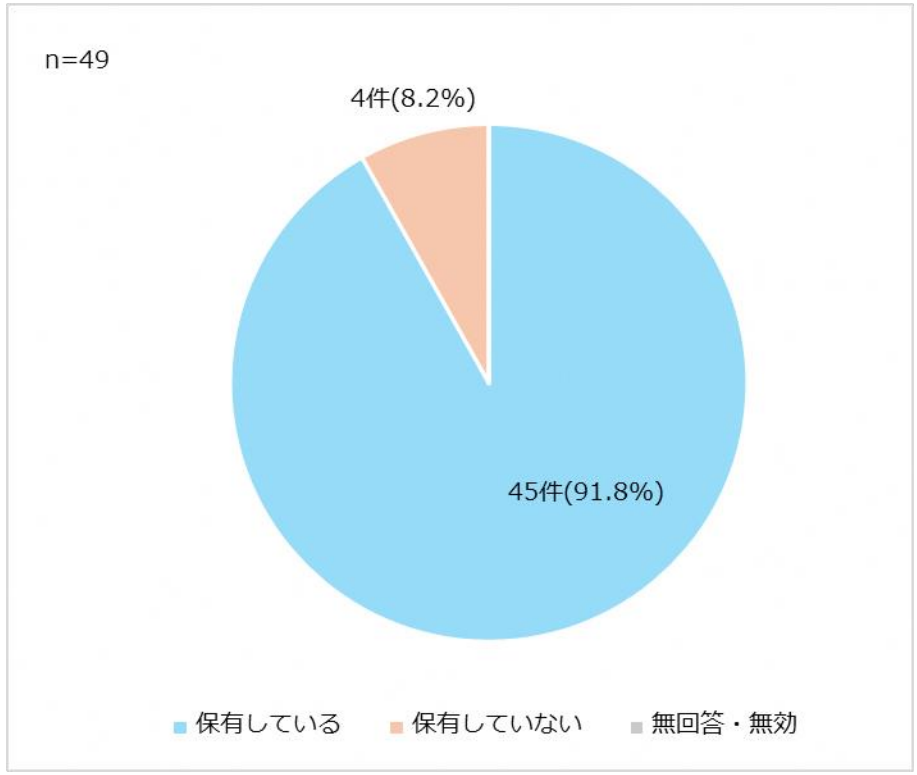

問６-２　「保有している」を選択の場合は、燃料種ごとの保有台数を記入してください。
「ガソリン」の割合が62.8%と最も高く、次いで「ディーゼル」が33.4%、「HV」が3.8%となっている。

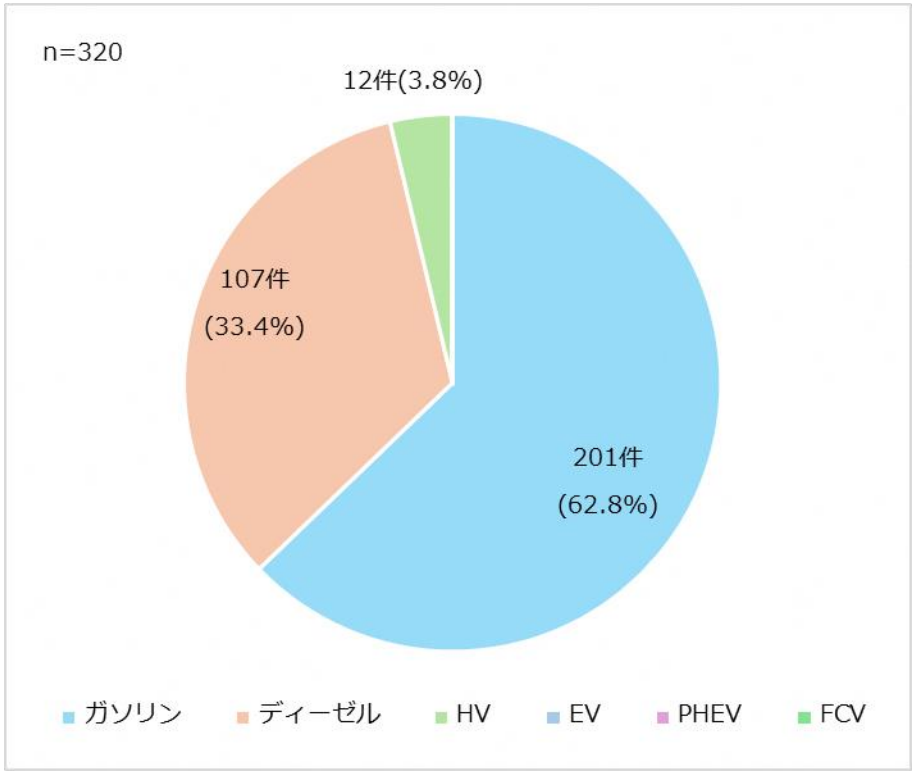

4　事業者アンケート調査結果

◆貴社のことについて

問７　電気や燃料の使用状況を教えてください。
①～⑥について、それぞれ１つずつ選択してください。

「使用している」について、「①電気」の割合が100.0%と最も高く、次いで「③灯油」が93.9%、「②ガス」が63.3%となっている。

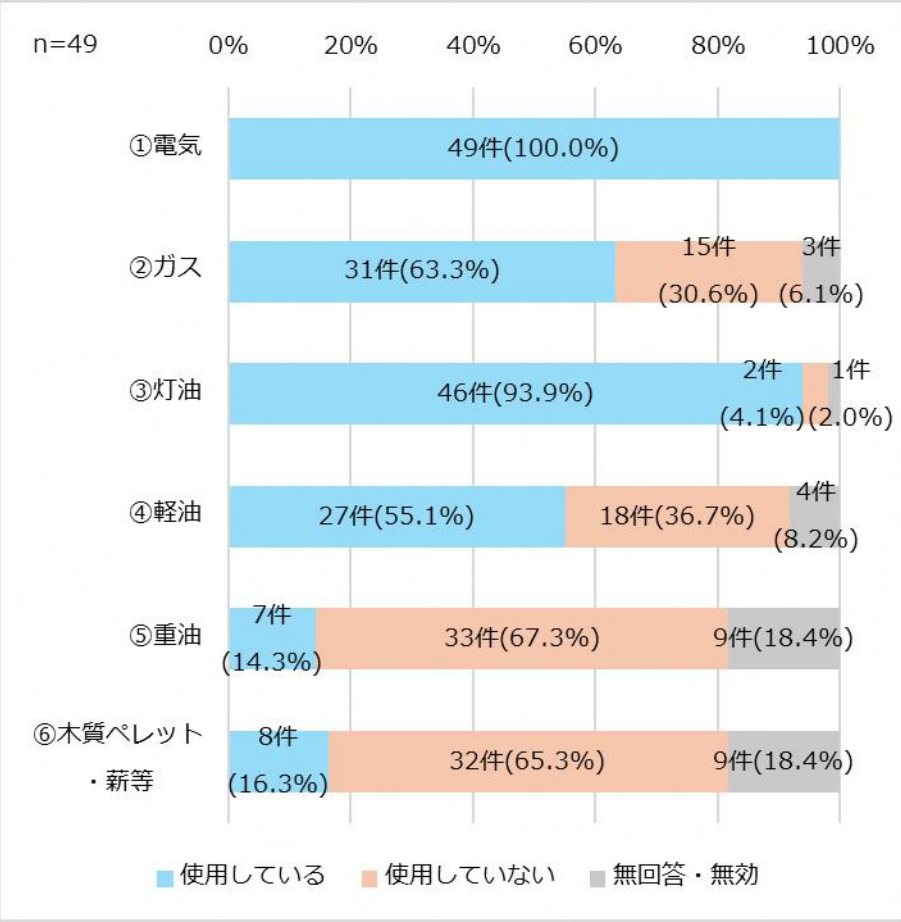

4　事業者アンケート調査結果

◆地球温暖化対策等への考えや取り組みについて

問８　世界中で問題となっている地球温暖化に関心がありますか。 １つ選択してください。
「やや関心がある」の割合が59.2%と最も高く、次いで「とても関心がある」が40.8%となっている。

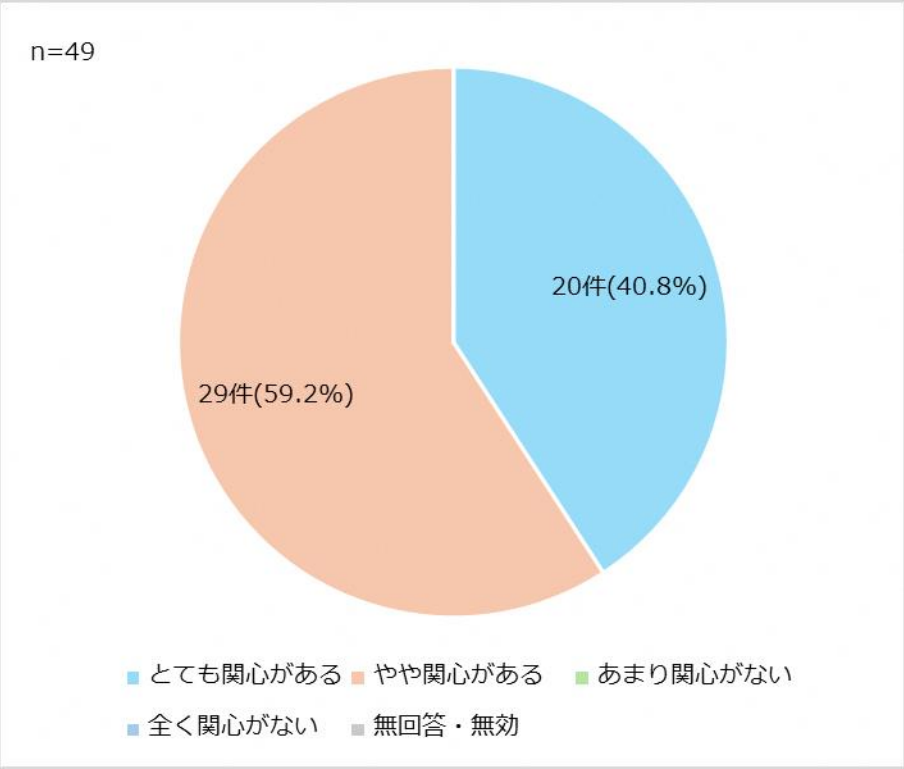

問９　気候変動による影響で実感・心配していることはありますか。 あてはまるものを全て選択してください。
「自然災害の増加」の割合が49.4%と最も高く、次いで「水不足」が26.4%、「農産物の変化」が17.2%となっている。

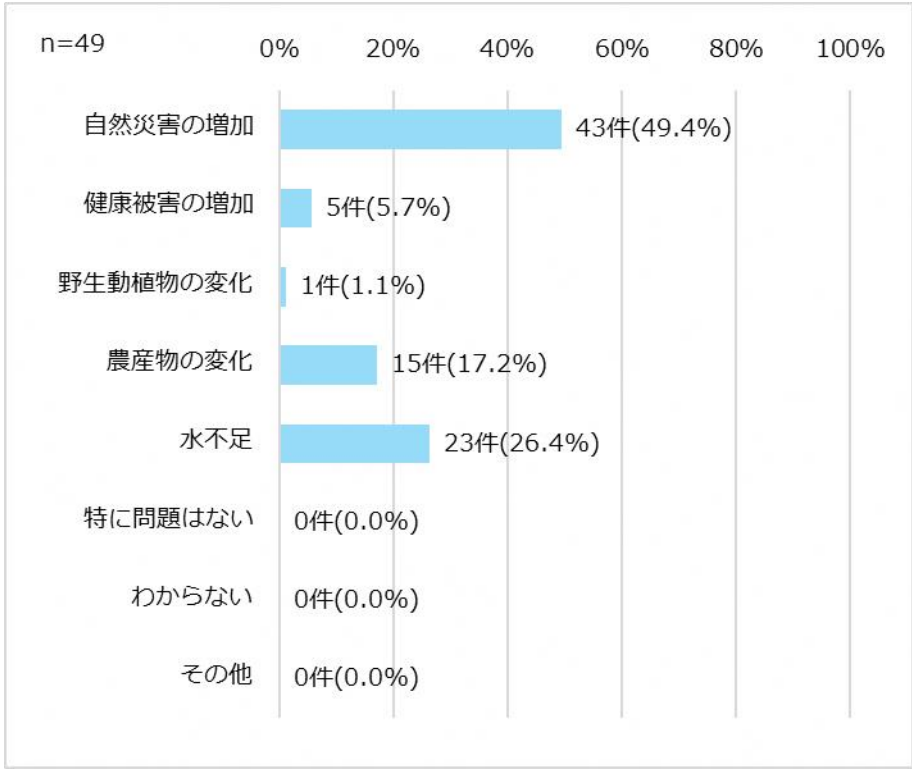

4　事業者アンケート調査結果

◆地球温暖化対策等への考えや取り組みについて

問10　地球温暖化問題に対する考え方について、貴社事業所の考えに近いものを１つ選択してください。

「自社が何をして良いかわからないが、解決すべきだと思う」の割合が53.1%と最も高く、次いで「自社の現在の行動指針を変えていかなければ、解決できないと思う」が24.5%、「他の企業や行政が責任をもって、取り組むべきだと思う」が10.2%となっている。

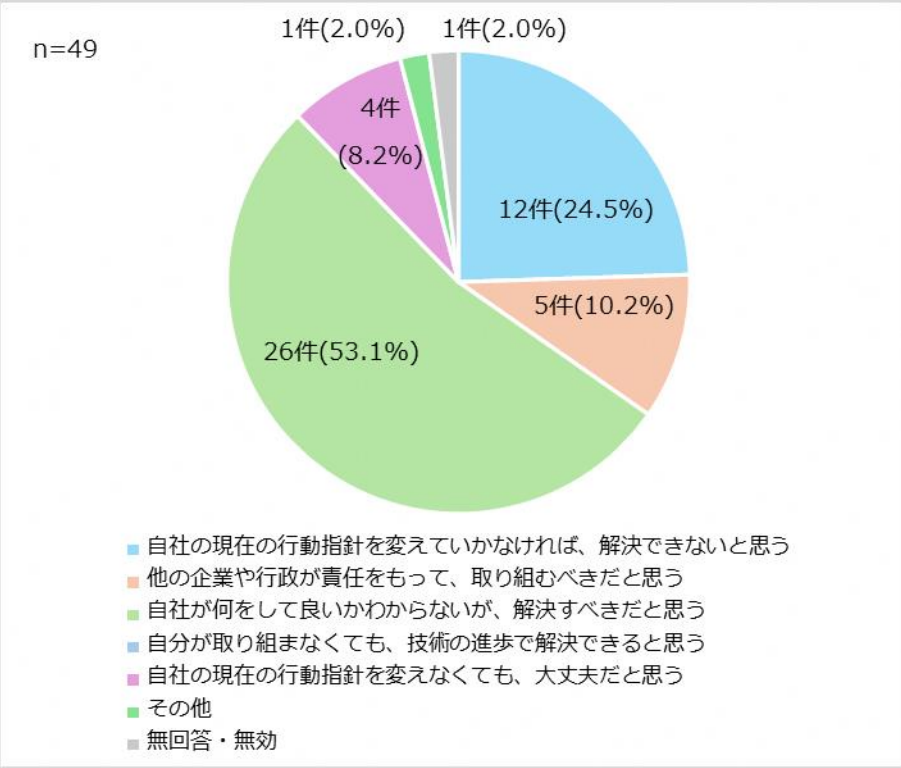

問11　事業所では、地球温暖化の防止や気候変動への適応に関する取り組みをどの程度していますか。
①～⑨について、それぞれ１つずつ選択してください。

「常にしている」について、「⑤熱中症対策」の割合が30.6%と最も高く、次いで「①節電、節水」が26.5%、「⑦食品や水等の備蓄」が22.4%となっている。

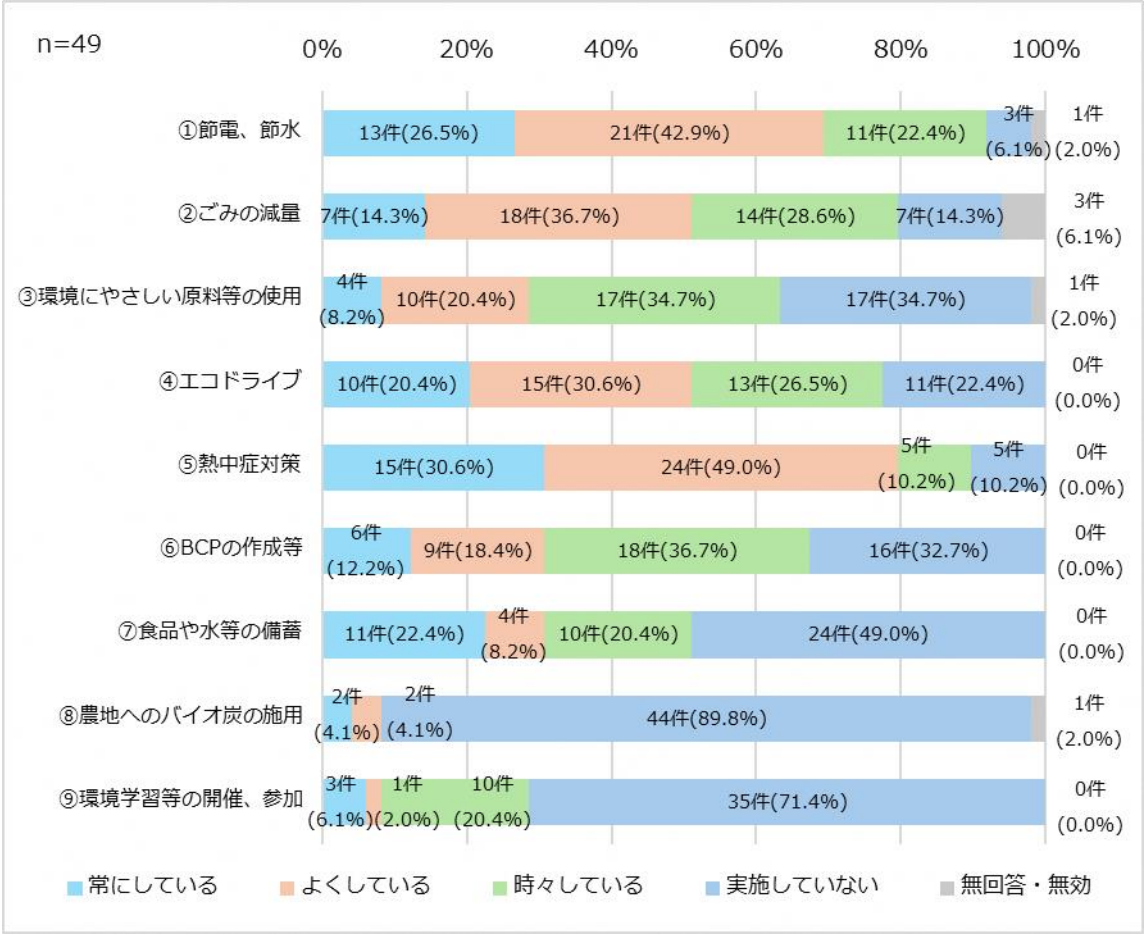

4　事業者アンケート調査結果

◆地球温暖化対策等への考えや取り組みについて

問12　事業所への省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入について、どのようにお考えですか。
①～⑱について、それぞれ１つずつ選択してください。

「導入・実施済」について、「①LED」の割合が71.4%と最も高く、次いで「②省エネ型の空調設備」が22.4%、「⑱カーボン・オフセット」が18.4%となっている。

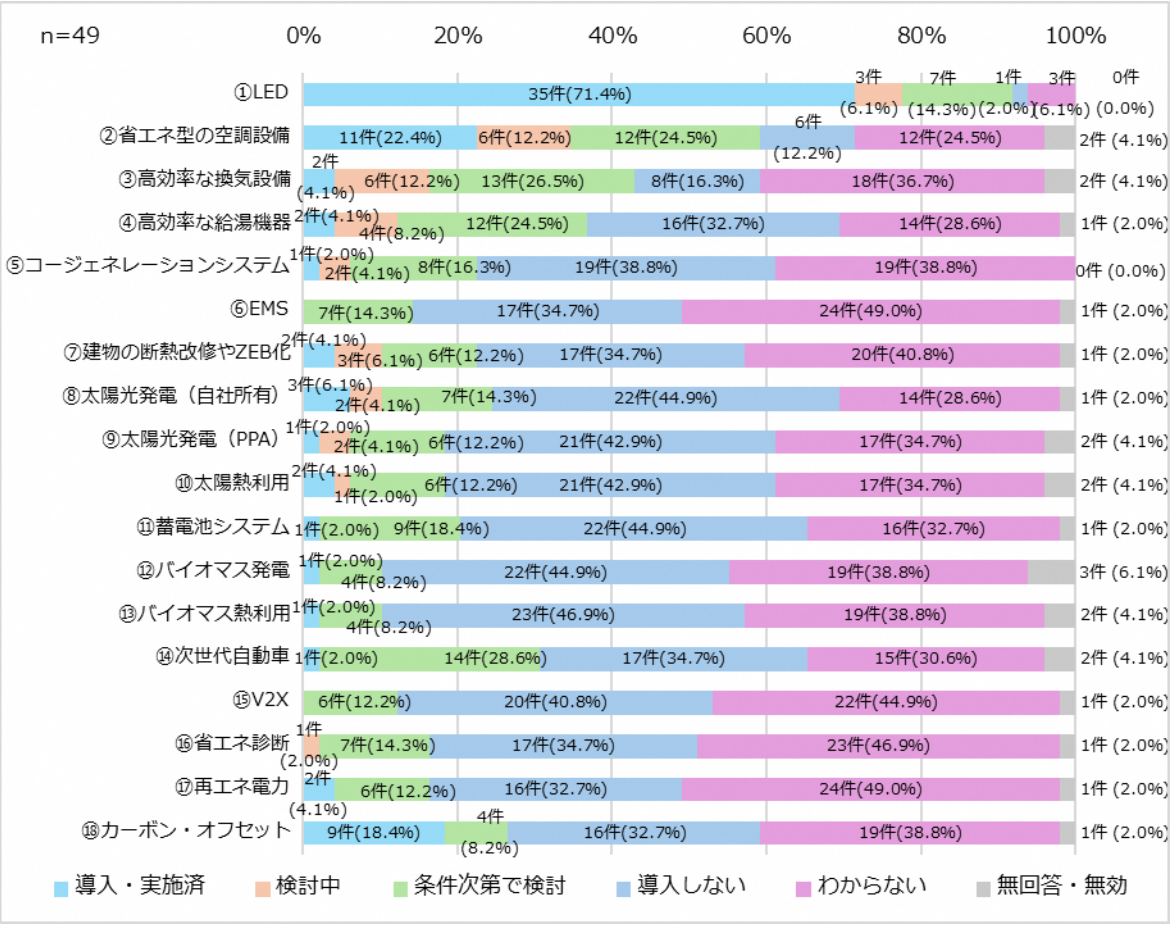

問13　問12で「検討中」、「条件次第で検討」または「導入しない」を選択した項目について、理由（課題）となっていることを３つまで選択してください。

「初期費用負担大」の割合が72.1%と最も高く、次いで「メリットがない」が23.3%、「業務に支障が生じる」「自社に合った対策等が不明」が並んで20.9%となっている。

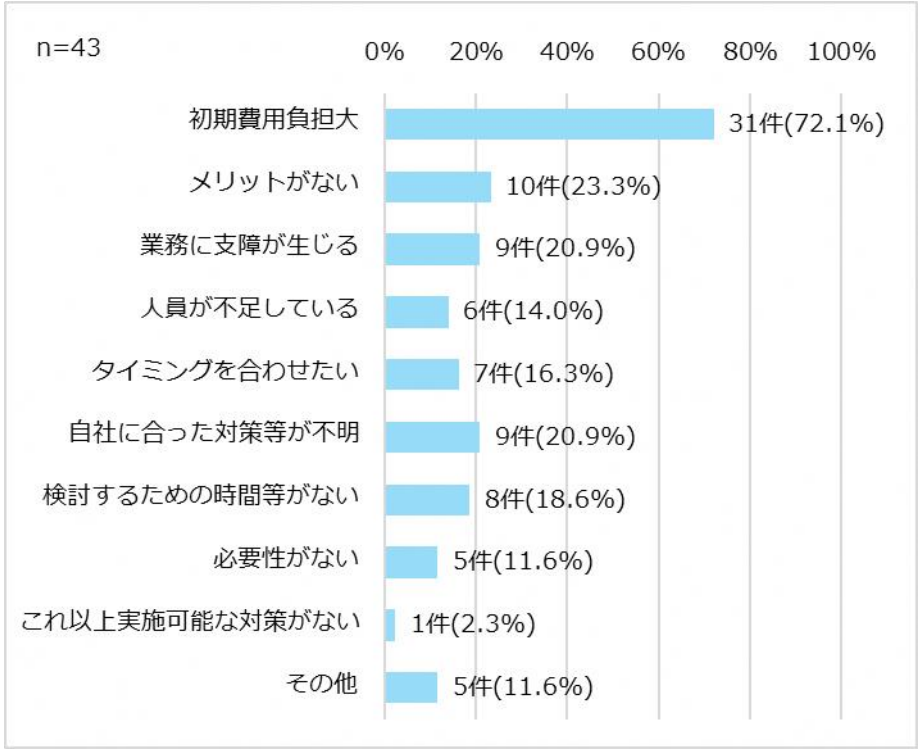

4　事業者アンケート調査結果

◆地球温暖化対策等への考えや取り組みについて

問14　町では、ペレットストーブ、薪ストーブ等を設置する費用に対して補助を実施しています。活用についてどのようにお考えですか。
１つ選択してください。

「活用に興味はない」の割合が51.0%と最も高く、次いで「活用に興味がある」が36.7%、「補助を活用した」が8.2%となっている。

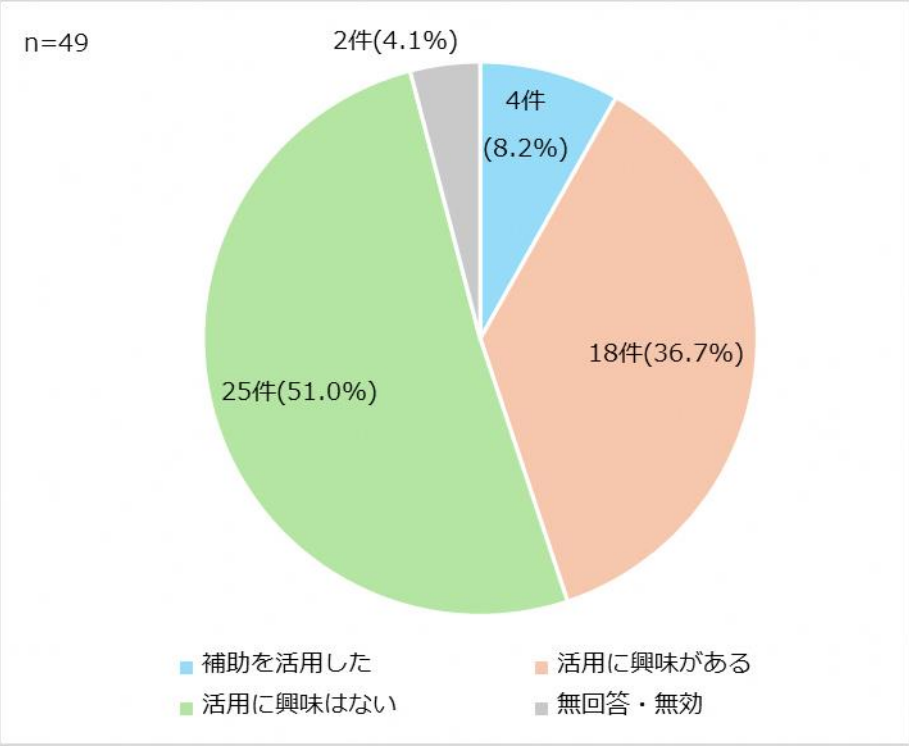

問15　地球温暖化や省エネルギー・再生可能エネルギーに関する情報をどこから入手していますか。
３つまで選択してください。

「テレビ」の割合が77.6%と最も高く、次いで「インターネット」が65.3%、「新聞」が63.3%となっている。

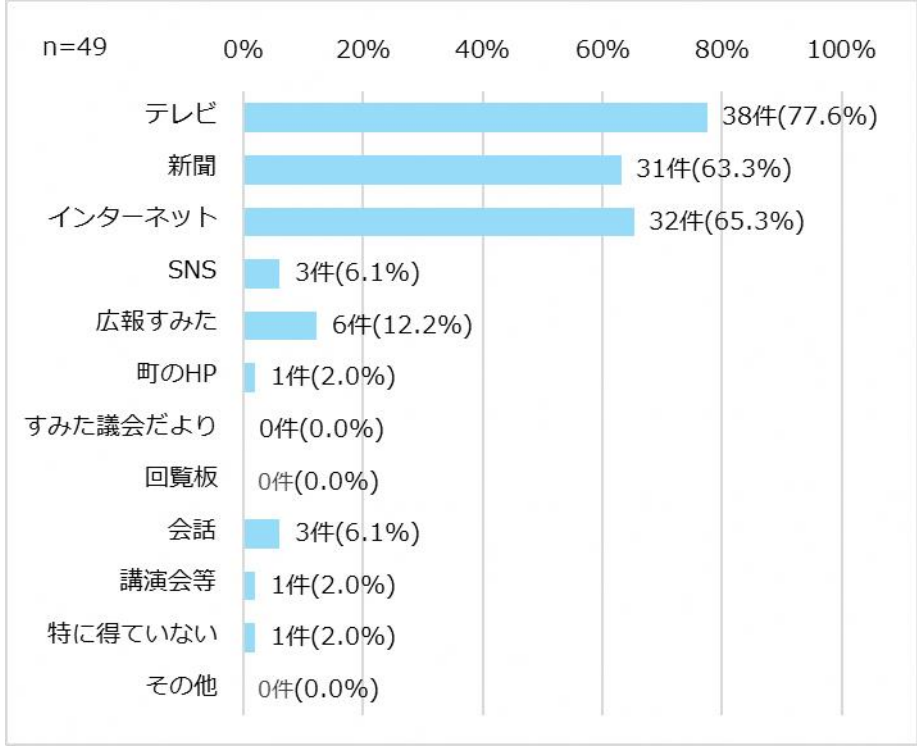

4　事業者アンケート調査結果

◆地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について

問16　町内から排出される温室効果ガスを、住民・事業者・行政で協力して減らすためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。 ３つまで選択してください。
「資源循環」の割合が61.2%と最も高く、次いで「省エネ」が53.1%、「教育・学習の充実」が38.8%となっている。

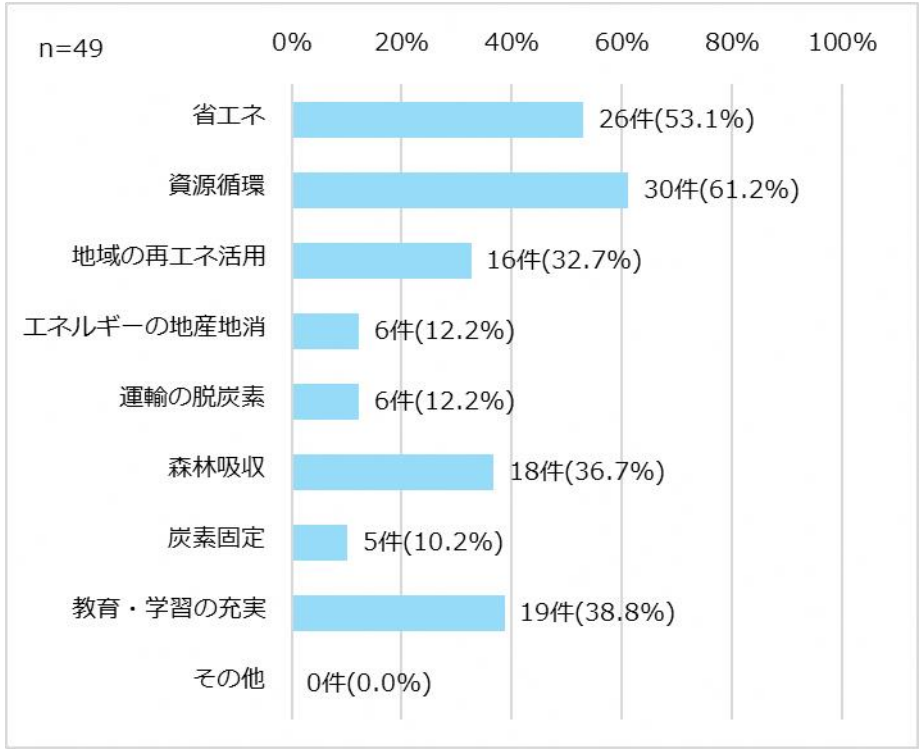

問17　町内で活用（導入）すべき再生可能エネルギーを３つまで選択してください。
「バイオマス（木質系）」の割合が44.9%と最も高く、次いで「バイオマス（農業・畜産系）」が42.9%、「太陽光発電（建物系）」が32.7%となっている。

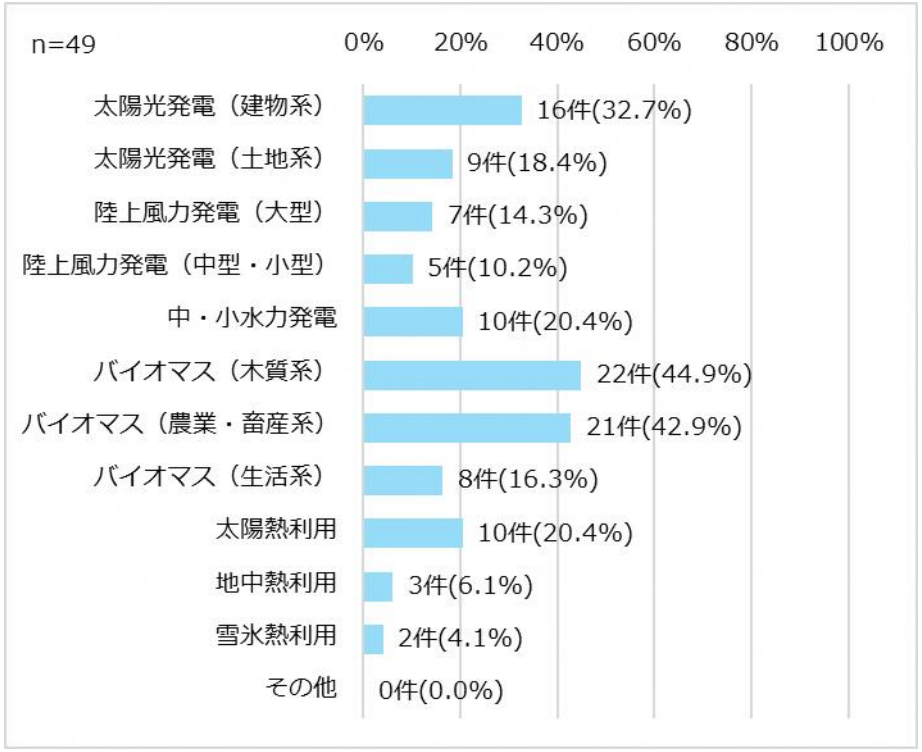

4　事業者アンケート調査結果

◆地球温暖化対策で町が目指すべき方向性について

問18　地球温暖化対策に取り組むうえで、行政と協力できそうなことがあれば記入してください。
・全体で７件の回答があった。 ・「教育・学習の充実」に関する回答が４件と最も多く、次いで「省エネ」、「資源循環」、「森林吸収」が１件となっている。

分類	内容
教育・学習の充実	・環境学習や森林保全活動の開催、参加等
資源循環	・ごみの減量、リサイクル
省エネ	・省エネ診断の受診
森林吸収	・森林整備

問19　町の地球温暖化対策に関して、ご意見等ありましたら記入してください。
・全体で５件の回答があった。 ・「地域の再エネ活用」、「教育・学習の充実」に関する回答が２件と最も多く、次いで「移動の脱炭素」が１件となっている。

分類	内容
地域の再エネ活用	・太陽光発電の多さに関する意見　等
教育・学習の充実	・住民にもわかりやすい計画指標づくりに関する意見 ・普及啓発の大切さに関する意見　等
移動の脱炭素	・公共交通の充実に関する意見　等

資料２

住田町地球温暖化対策実行計画
（区域施策編）

中間案

2026（令和８）年３月

住　田　町

目　次

１．住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景・基本的事項.....1
（１）住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景.....1
（２）本計画策定の目的.....3
（３）上位計画及び関連計画との位置づけ.....3
（４）本計画の対象とする温室効果ガスの種類.....3
（５）計画期間.....4
２．住田町の特徴.....5
（１）自然的条件.....5
（２）社会的条件.....7
（３）経済的条件.....11
３．温室効果ガス排出量の推計・要因分析.....13
（１）住田町の現況の温室効果ガス排出量.....13
（２）住田町の温室効果ガス排出量の将来推計.....14
４．計画全体の目標.....17
（１）地域の目指す将来像.....17
（２）区域施策編の目標.....17
５．温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策.....20
（１）対策・施策の体系.....20
（２）具体的な取組.....21
（３）中長期的なロードマップ.....31
６．地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項.....32
（１）地域脱炭素化促進事業の概要.....32
（２）地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）.....33
（３）地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組.....34
７．気候変動適応策.....35
（１）気候変動適応策とは.....35
（２）分野の影響と将来予測.....35
（３）分野・項目別の主な基本施策.....38
８．計画の実施及び進捗管理.....39
（１）推進体制.....39
（２）各主体の役割.....39
（３）進捗管理・評価.....40
９．参考資料.....41
（１）部門・分野別の温室効果ガス排出量、森林吸収量の推計方法.....41
（２）再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ.....41
（３）地球温暖化対策に関するキーワード.....42
（４）アンケート結果.....42

１．住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景・基本的事項

（１）住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景

①　地球温暖化と気候変動

近年、人間の社会経済活動の活発化に伴う化石燃料の使用量増加のより、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に放出され、地球温暖化が進んでいます。また、地球温暖化による気温の上昇、豪雨の頻度の増加といった気候変動、それに伴う農作物の品質低下、熱中症や感染症リスクの増加などの影響は、世界的な問題にだけでなく、私たちの住む住田町（以下、「本町」という。）でも表れています。

2021（令和３）年８月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第６次評価報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと等が示されました。

さらに今後、地球温暖化が進行することで、このような気候変動による影響が長期にわたり拡大することが予測されています。

②　地球温暖化対策、気候変動適応をめぐる国際的な動向

2015（平成 27）年 12 月には、フランス・パリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）において、パリ協定が採択されました。

パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を継続すること、気候変動による悪影響に適応する能力やレジリエンス（強靭性）を高めることなどを掲げ、世界全体で地球温暖化やそれに伴う気候変動への対策の強化が目指されています。

また、2018（平成 30）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界的な平均気温の上昇をパリ協定に掲げる水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素排出量を 2050 年頃までに実質ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた動きが広がりました。

③　地球温暖化対策、気候変動適応をめぐる国の動向

【地球温暖化対策】

地球温暖化対策に関する国際的な動きが活発化したことを受け、2020（令和２）年 10 月、我が国は、2050（令和 32）年までに、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2025（令和７）年２月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、我が国の温室効果ガス削減目標として、2030（令和 12）年度の温室効果ガスを 2013

（平成 25）年度比で 46%削減すること、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくこと、2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比でそれぞれ 60%、73%削減することを目指すこと等が示されています。また、同計画では、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割についても明記されており、全国では脱炭素社会の実現に取り組む自治体が増えています。

【気候変動適応】

2018（平成 30）年６月に気候変動適応の法的位置づけを明確にした、気候変動適応法が成立し、同年 12 月に施行されました。

2021（令和３）年 10 月には気候変動適応法に基づく新たな「気候変動適応計画」が閣議決定されました。地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を削減する緩和策に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策にも取り組んでいく必要があります。

④　地球温暖化対策、気候変動適応をめぐる岩手県の動向

岩手県では、2019（令和元）年 11 月に「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」、2021（令和３）年２月に「いわて気候非常事態宣言」を発出しました。

2023（令和５）年３月には、国の地球温暖化対策計画の改定や社会情勢の変化等を踏まえて「第２次岩手県地球温暖化対策実行計画」（以下、「県実行計画」という。）を改訂し、2030（令和 12）年度の温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比で 57%削減することを目標として掲げました。

県民、事業者、行政等の主体が一体となって、緩和策・適応策に取り組めるよう、様々な支援を行っています。

⑤　住田町の取組

本町では、「住田町総合計画」において環境に関するまちづくりの方向性を示すとともに、「第５次住田町環境基本計画」の基本目標の一つに地球温暖化対策を定め、望ましい環境像「豊かな環境と共生する 持続可能なまち住田」の実現に向けた環境施策を展開しています。

また、「森林・林業日本一の町づくり」や「住田町再生可能エネルギー活用推進計画」において、本町の再生可能エネルギーや森林バイオマスエネルギーの活用に関する方針や考え方を定めています。

（２）本計画策定の目的

本計画は、住民、事業者、行政がそれぞれが率先し、一体となって地球温暖化対策に取り組むことで、温室効果ガスの削減や目指す将来像の実現をすることを目的とします。

（３）上位計画及び関連計画との位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第４項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけます。また、気候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画として位置づけます。

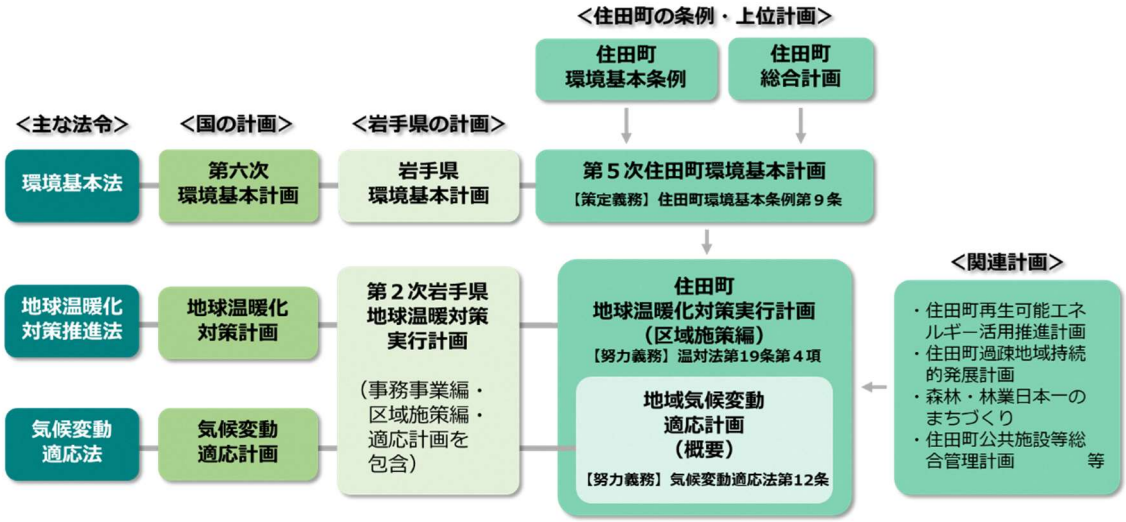

図 1-1　上位計画及び関連計画との位置づけ

（４）本計画の対象とする温室効果ガスの種類

①　対象地域・主体

本計画の対象地域は本町全域とし、取組の対象は、本町の温室効果ガス排出に関わるすべての主体（町民・事業者・町）とします。

②　対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法では、次の７物質が削減の対象とされています。本計画では、これらの温室効果ガスのうち、全体の約９割を占め、排出量の把握や各主体の取組による削減が比較的容易な二酸化炭素を削減の対象とします。

表 1-1　対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO_2）	化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等に伴い発生する	1
メタン（CH_4）	稲作、家畜の消化管内発酵、廃棄物や排水の処理等に伴い発生する	28
一酸化二窒素（N_2O）	肥料の使用、家畜排せつ物、化石燃料の燃焼、排水処理等に伴い発生する	265
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	カーエアコン、断熱発泡剤、エアゾール製品の噴射剤等に使用されている	4～12,400
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体等の製造に使用する洗浄剤等に使用されている	6,630～11,100
六フッ化硫黄（SF_6）	変電設備の絶縁体や半導体の製造に使用されている	23,500
三フッ化窒素（NF_3）	半導体や液晶デバイスの製造に使用する洗浄用ガス等に使用されている	16,100

※地球温暖化係数：二酸化炭素が及ぼす地球温暖化の影響を 1 とした時の影響の強さ

（５）計画期間

本計画は、2026（令和８）年度から 2030（令和 12）年度までの５年間を計画期間とします。基準年度は 2013（平成 25）年度、目標年度は 2030（令和 12）年度、2035（令和 17）年度及び 2040（令和 22）年度とします。また、長期目標として 2050（令和 32）年度を見据えた計画とします。

なお、対策・施策の進捗状況や社会状況の変化に応じて、定期的に見直しを検討します。

2013		2023		2025	2026		2030	2035	2040		2050
H25	…	R5	…	R7	R8	…	R12	R17	R22	…	R32
基準年度		現状年度※		策定年度			目標年度	目標年度	目標年度		長期目標
					← 計画期間 →						

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

図 1-2　基準年度、目標年度及び計画期間

2．住田町の特徴

（1）自然的条件

① 地域の概要

本町は、岩手県の東南部に位置し、東は大船渡市、釜石市、北は遠野市、西は奥州市、一関市、南は陸前高田市に接する、面積 33,484ha の町です。広大な森林を有し、気仙川及びその支流に沿ったわずかな平坦地に、集落、農用地などが集中する典型的な中山間地域で、全国の釣り人から注目される清流「気仙川」や、宮沢賢治がこよなく愛した「種山ケ原」、貴重な樹木と高山植物の宝庫「五葉山」をはじめとする四季折々の美しい景観を映し出す森林など、貴重な資源に恵まれています。

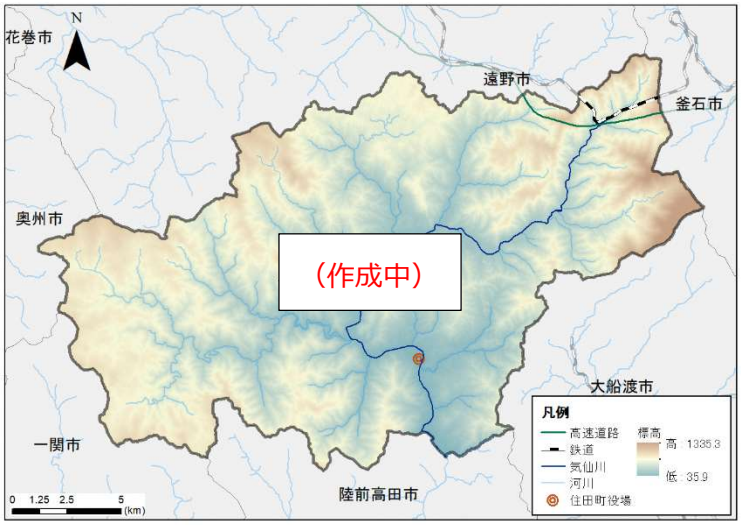

図 2-1　本町の地勢

出典：国土数値情報（○○データ、…）

② 気候概況

本町周辺は、沿岸部に近いことから海洋性気候の影響を受けています。夏期は内陸と海洋、双方の気候の影響を受け、冬期は比較的温暖です。

年間の日平均気温は 10℃前後、日照は 4～6 月に多くなっています。また、住田気象観測所の気象観測データによると、長期的には日平均気温、降水量とも上昇傾向にあります。夏日・真夏日・猛暑日日数はいずれも増加傾向、冬日・真冬日日数はいずれも減少傾向にあります。また、消防署の統計によると町内の過去 5 年間の熱中症による搬送者数も増加傾向にあります。将来的にもこの傾向が続くと予想されます。

積雪は北部で 20cm、南部で 10cm～15cm ほどで、風力は四方を山に囲まれている影響から、最大でも 10m 前後、平均でも 2m 程度と弱い傾向にあります。

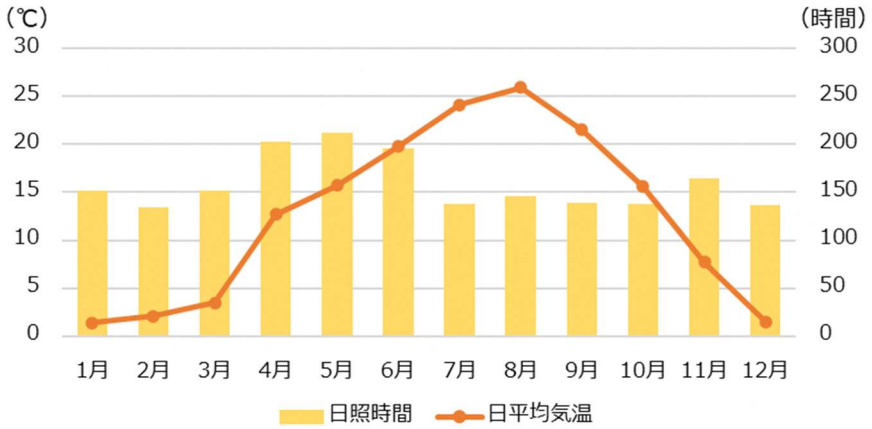

図 2-2　本町の年間の気象状況

出典：気象庁ホームページ（2024（令和６）年実績）

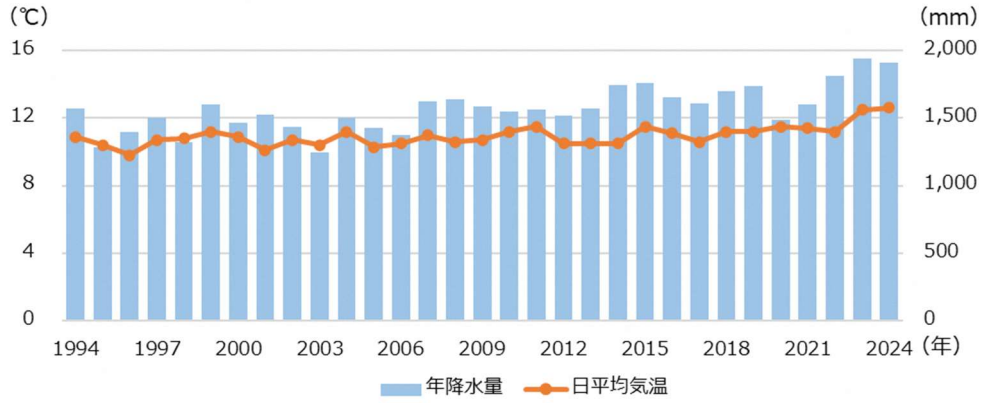

図 2-3　本町の気象状況の推移

出典：気象庁ホームページ

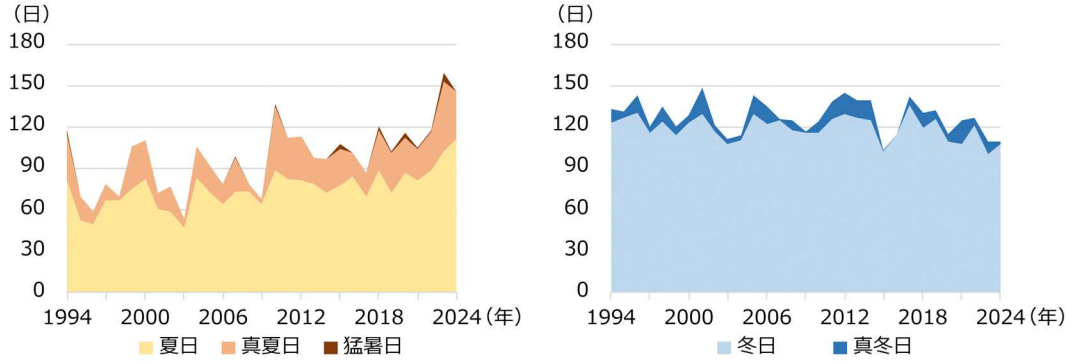

図 2-4　夏日・真夏日・猛暑日、冬日・真冬日の日数の推移

出典：気象庁ホームページ

（２）社会的条件

①　人口と世帯数

本町の人口は、少子高齢化等による人口減少が続いており、2024（令和６）年度末時点の人口は 4,635 人、世帯数は 2,051 世帯となっています。

「住田町総合計画」では、2030（令和 12）年の目標人口を 4,180 人としています。

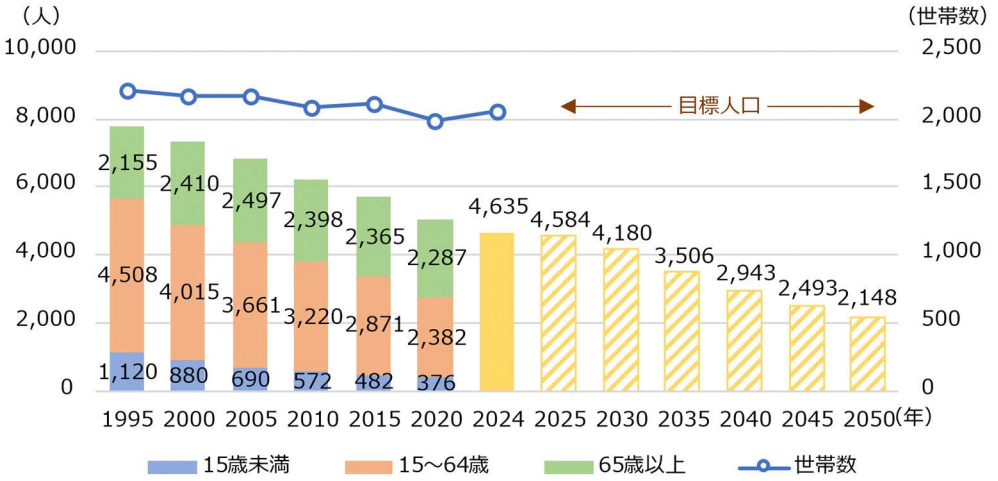

図 2-5　人口、世帯数の推移と目標

出典：国勢調査、「住田町総合計画 令和７年度－令和 11 年度」（2025（令和７）年３月）

②　都市構造

【土地利用】

地目別では、83.8%が山林・原野、次いで田・畑・牧場の農用地が 4.9%となり、宅地はわずか 0.8%となっています。

「気仙スギ」の産地でもある本町の森林は、人工林率が約 51%を占めていること、約 40%が町有林であることが特徴です。

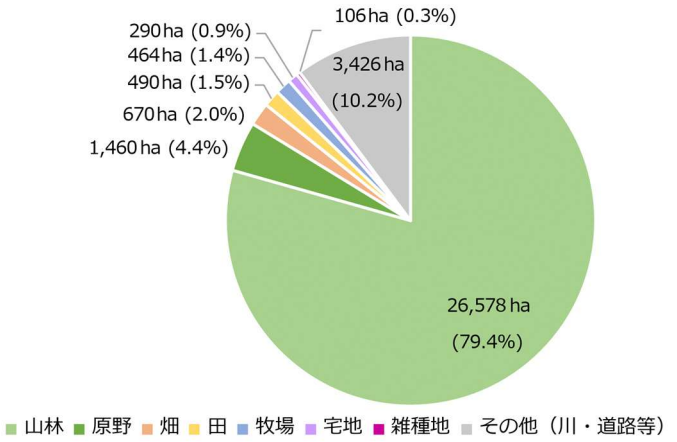

図 2-6　本町の土地利用状況

出典：令和５年度版環境報告書－令和５年度土地に関する概要調書報告書（住民税務課）

表 2-1　本町の民有林の資源構成

樹種区分		面積（ha）	材積（㎥）	平均材積（㎥/ha）
針葉樹	スギ	5,376	3,539,769	658
	アカマツ	2,868	950,786	332
	カラマツ	1,771	603,768	341
	ヒノキ	35	0	0
	その他	975	0	0
	計	11,025	5,094,323	266
広葉樹	計	11,738	2,606,771	222
皆伐跡地	計	213	0	0
全体		22,975	7,701,094	335

【居住形態・自動車保有状況】

本計画の策定に伴い実施したアンケートによると、居住形態は 84.4%が持ち家（一戸建て）となっています。自動車は 92.2%が保有しています。

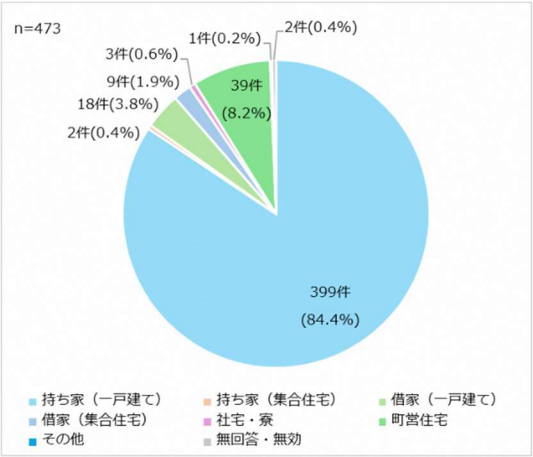

図 2-7　住民の居住形態

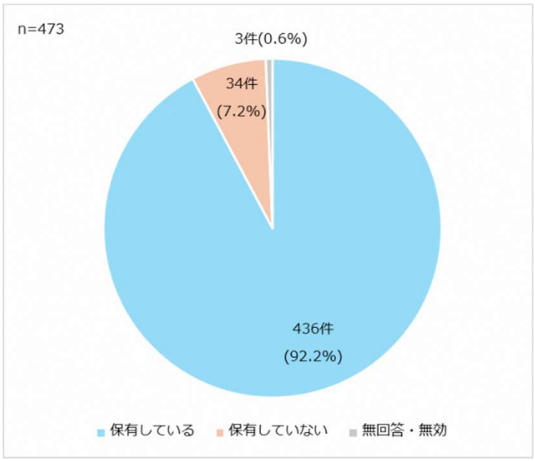

図 2-8　住民の自動車保有状況

出典：住田町の地球温暖化対策に関する住民アンケート（2025（令和７）年実施）

③　エネルギー収支

2020（令和２）年のエネルギー収支はマイナス８億円となっており、本町で使用されるエネルギーは域外からの供給に大きく依存している状況です。

特に、石油・石炭製品や電気の購入による赤字がそれぞれ４億円と多くなっています。

④　再生可能エネルギー導入状況・ポテンシャル

本町の FIT・FIP 制度の認定を受けた再生可能エネルギー設備導入量の推移は、次のとおりです。町内の大規模な再生可能エネルギー発電所としては、上有住新田地区の町有地に民間資本によって設置された太陽光発電所、遠野市にまたがって位置する風力発電所「住田遠野ウインドファーム」があります。

また、本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、1,141,059kW となっています。発電量としては、本町の 2023（令和５）年度電力需要量 43,622MWh の約 75 倍に相当します。

木質バイオマスのポテンシャル（賦存量）については、発電利用の場合で約 7.5MW、熱電併給の場合で約 28.3MW、熱利用の場合で約 79.7MW となっています。

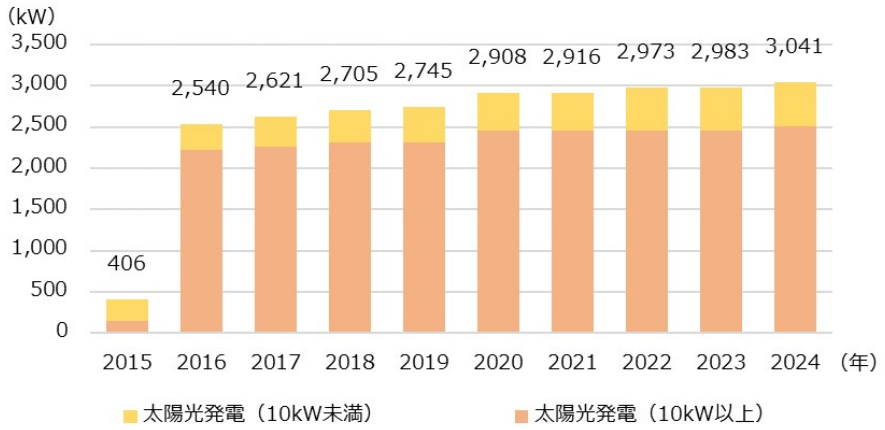

図 2-9　本町の FIT・FIP 制度による再生可能エネルギー導入状況

出典：環境省 自治体排出量カルテ

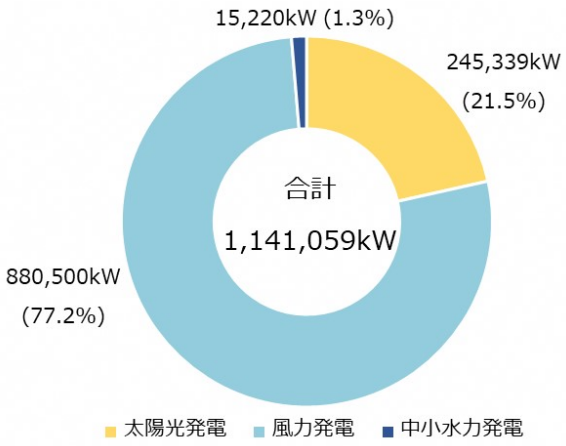

図 2-10　本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

出典：環境省 自治体排出量カルテ

表 2-2　本町の木質バイオマスのポテンシャル（賦存量）

区分		賦存量	
発生量（森林由来分）		139.546	千 m³/年
発熱量（発生量ベース）		1,075,366.574	GJ/年
<参考値> 発電換算	電気	7.543	MW
		59,742.587	MWh/年
<参考値> 熱電併給換算	電気	9.429	MW
		74,678.000	MWh/年
	熱利用	18.858	MW
		537,683.287	GJ/年
<参考値> 熱利用換算	熱利用	79.657	MW
		860,293.260	GJ/年

出典：環境省 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS） 自治体再エネ情報カルテ

⑤　住民意識

【地球温暖化への関心】

本計画の策定に伴い実施したアンケートでは、住民の 88.4%、事業者の 100.0%が関心があると回答しています。

【地球温暖化問題に対する考え方】

本計画の策定に伴い実施したアンケートにでは、住民の 45.2%、事業者の 53.1%が「自分（自社）が何をして良いかわからないが、解決すべきだと思う」と回答しています。

（３）経済的条件

①　産業構造

就業者数は減少傾向にあり、2020（令和２）年の産業別就業者数は、第一次産業が 436 人、第二次産業が 824 人、第三次産業が 1,209 人となっています。

基幹産業は農林業です。地域経済循環分析によると 26 億円の付加価値額を創出しており、本町の経済全体に及ぼす影響が大きいことが分かります。

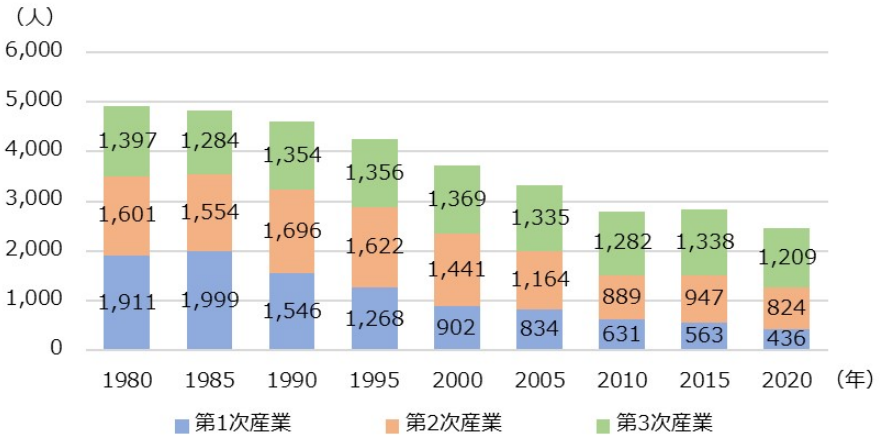

図 2-11　本町の産業別就業者数の推移

出典：経済センサス－活動調査

② 住田町内での取組 （作成中）

【森林・林業日本一の町づくり】

本町では、1998（平成 10）年７月の豪雨による林地残材や土場残材の流失を原因とした大水害の発生を契機として、被害の未然防止や地球温暖化対策の効果が期待できる木質バイオマスのエネルギーの活用・普及に積極的に取り組んでいます。

また、「森林・林業日本一の町づくり」を目指し、次のような取組により地域課題でもある森林の適正管理等に努めています。

・川上から川下までの木材流通：森林組合・林業事業体、木工団地、気仙大工、森林管理の補助制度
・木質バイオマスの利用：木質ペレット製造、ペレットボイラー、ペレットストーブの導入、普及
・森林環境学習：年代に合わせたプログラム
・FSC 森林認証の推進：町有林 8,954ha、私有林（分収造林含む）5,222ha、計 14,176ha 認定。
・カーボンオフセット：J-ver 認証。J-クレジット制度移行後も継続を検討

【畜産排せつ物の活用】

本町の特産品でもある「みちのく清流味わいどり」は、本町を中心とした気仙川周辺地域で飼育されています。飼育に伴い、生産農場で発生する鶏ふんは、炭化処理や肥料化処理により、農地等の融雪剤、土壌改良剤、肥料等として活用されています。

また、本町は、高機能バイオ炭「宙炭（そらたん）」の活用による岩手県内の農業に関する課題解決やみどりの食料システム戦略の現場実装を目的とし、宙炭の開発・製造事業者や岩手県内の農業組合と包括的連携協定を結び、取組を支援しています。

【再生可能エネルギー導入】

本町は、東日本大震災等からの復旧を契機とし、FIT 制度によらない独自政策として、公共施設への太陽光発電施設や蓄電施設の設置を進めてきました。

現在は、○施設に○kW の設備が導入されています。

3．温室効果ガス排出量の推計・要因分析

（１）住田町の現況の温室効果ガス排出量

環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」によると、本計画が対象とする部門・分野の温室効果ガス排出量の現況は次のとおりです。

本町の温室効果ガスの排出量の特徴として、町内に工場が多数立地していることから、産業部門の排出量比率が高いものの、近年の取組の結果、排出量は減少傾向にあります。

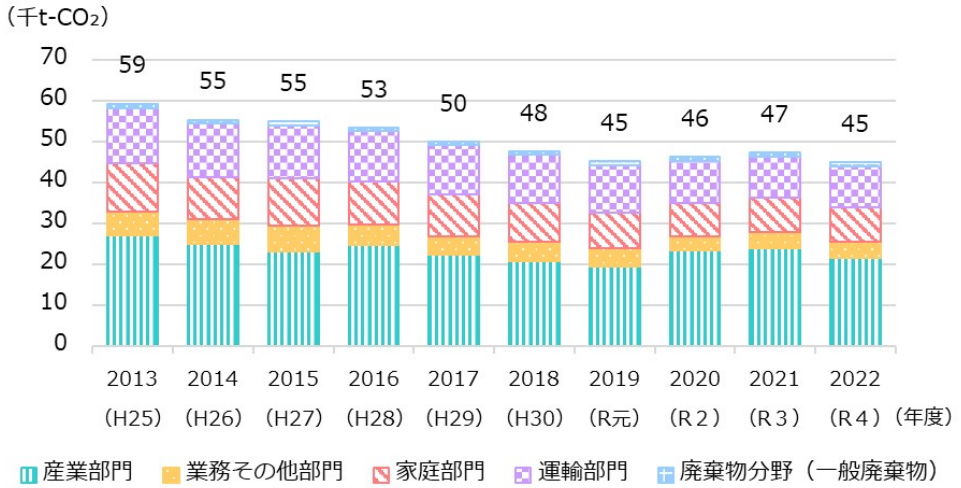

図 3-1　本町の部門別温室効果ガス排出量の推移

出典：環境省 自治体排出量カルテ

表 3-1　本町の部門別温室効果ガス排出量の推移

（千 t-CO₂）

部門・分野	年度									
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R 元)	2020 (R２)	2021 (R3)	2022 (R４)
産業	27	25	23	25	22	21	20	23	24	22
業務その他	6	6	6	5	4	5	4	3	4	4
家庭	12	10	12	11	10	9	9	8	8	8
運輸	13	13	13	12	12	12	11	10	10	10
廃棄物	1.1	1.0	1.1	0.9	0.8	0.9	1.1	0.8	0.9	0.9
合計	59	55	55	53	50	48	45	46	47	45
基準年度比		▲6.7%	▲7.4%	▲9.9%	▲15.8%	▲19.6%	▲23.8%	▲22.1%	▲20.3%	▲24.3%

※端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

出典：環境省 自治体排出量カルテ

（２）住田町の温室効果ガス排出量の将来推計

「住田町総合計画」等で公開されている人口や製造品出荷額等の将来予測値を基に、今後、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の追加的な対策を講じなかった場合（BAU ケース）の温室効果ガス排出量の将来推計を行います。将来推計結果は次のとおりです。

※BAU：Business as Usual

図 3-2　BAU ケースにおける部門別排出量推計

表 3-2　BAU ケースにおける部門別排出量推計

（千 t-CO_2）

部門・分野	年度											
	2013（H25）	2022（R４）		2030（R12）		2035（R17）		2040（R22）		2050（R32）	
産業	27	22	▲%		▲%		▲%		▲%		▲%
業務その他	6	4	▲%		▲%		▲%		▲%		▲%
家庭	12	8	▲%						▲%		▲%
運輸	13	10	▲%						▲%		▲%
廃棄物	1.1	0.9	▲%		▲%		▲%		▲%		▲%
合計	59	45	▲%		▲%		▲%		▲%		▲%

（検討中）

参考）BAU ケースにおける部門別排出量推計イメージ

※活動量（人口、製造品出荷額等）の将来予測に応じて複数の可能性があるが、最終的な削減目標の設定に当たっては、1 つに設定することが望ましい。

イメージ①

人口減少による削減量を、製造品出荷額増による増加量が上回る予測

活動予測：人口・世帯数は総合計画の目標値、その他はトレンド分析を採用

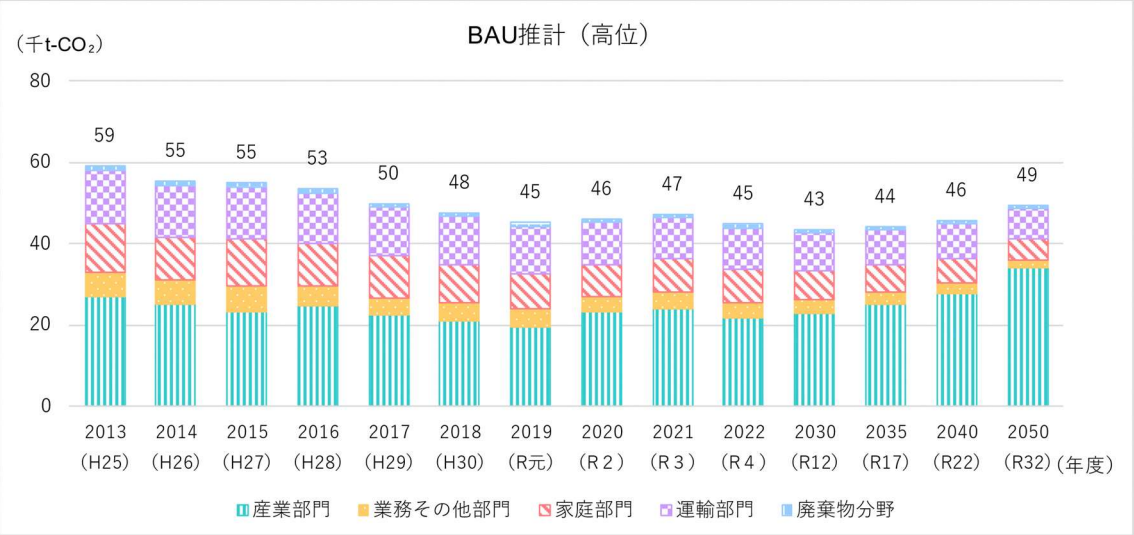

イメージ②　人口減少等により削減され続ける予測 A

活動予測：製造品出荷額、人口・世帯数は総合計画の目標値、その他はトレンド分析を採用

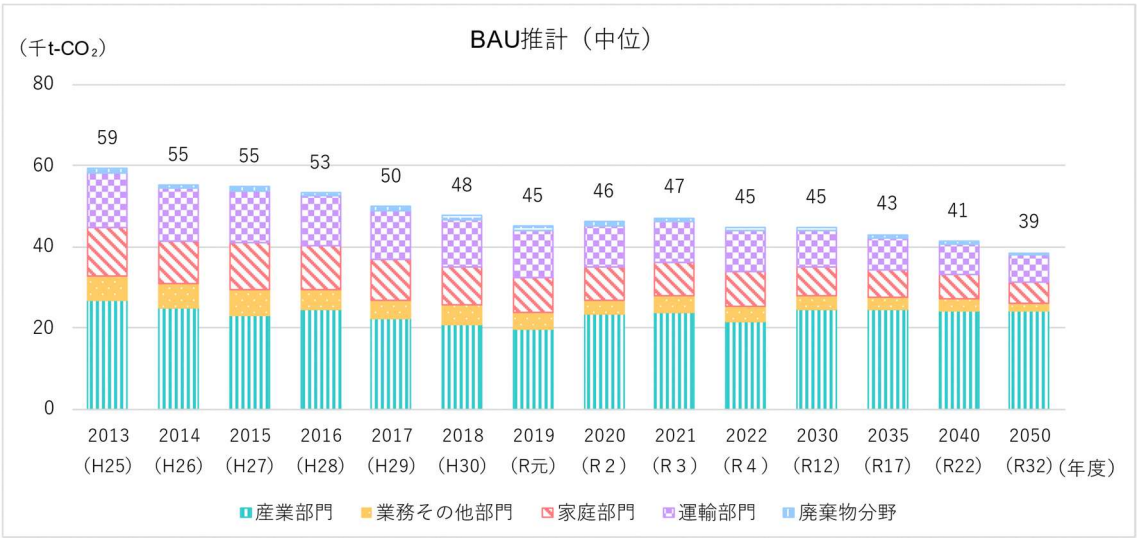

イメージ③　人口減少等により削減され続ける予測 B

活動予測：製造品出荷額は総合計画の目標値、人口・世帯数は国立社会保障・人口問題研究所の推計値、その他はトレンド分析を採用

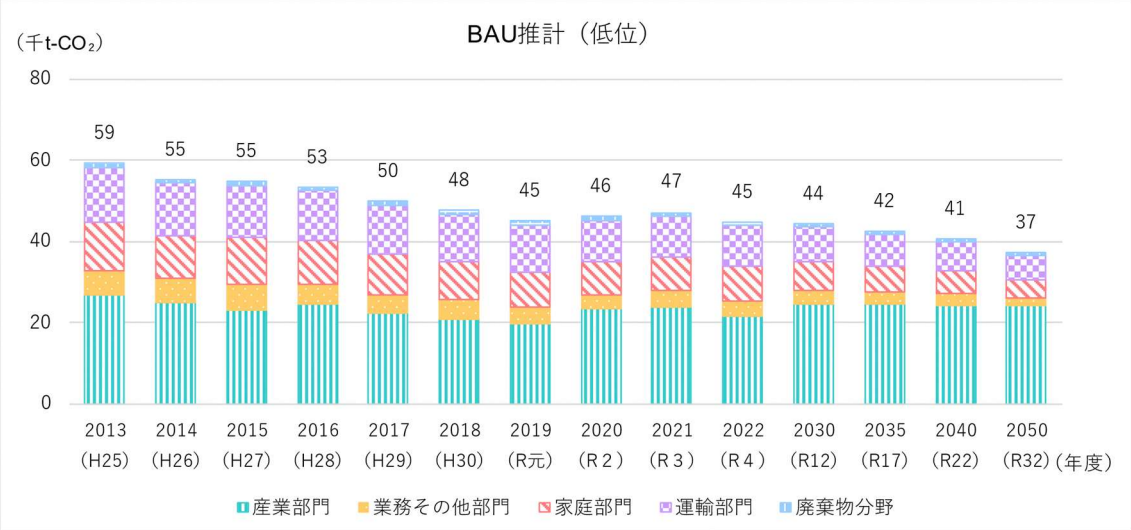

４．計画全体の目標

（１）地域の目指す将来像

本計画の基本的事項や現況、地域の特徴等を踏まえ、地域の目指す将来像を次のとおり設定します。

（２）区域施策編の目標

本計画で定める温室効果ガス削減目標は国の「地球温暖化対策計画」や県実行計画を踏まえて次のとおり設定します。

表 4-1　本町における温室効果ガス削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量（単位：千 t- CO_2）	2013 年度（基準年度）	2030 年度（目標年度）	削減目標（基準年度比）
合計			%
産業部門			%
業務その他部門		（検討中）	%
家庭部門			%
運輸部門			%
廃棄物分野（一般廃棄物）			%
吸収源			%

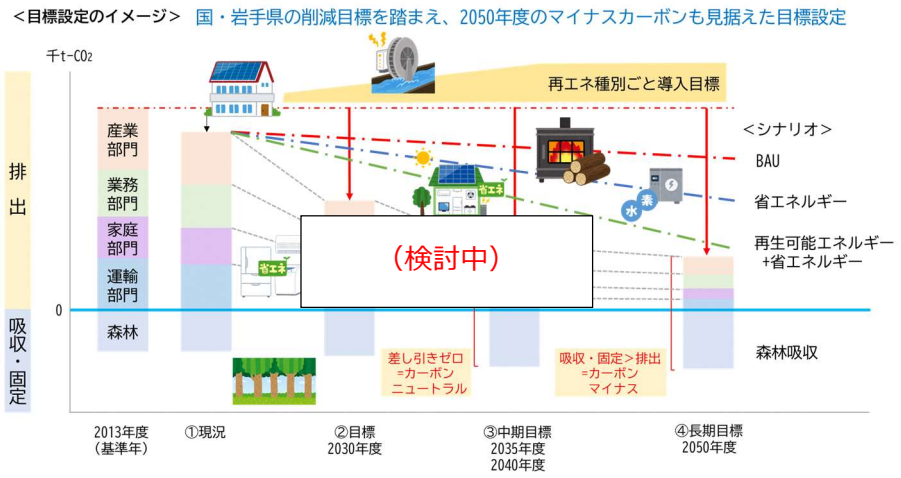

図 4-2　本町における温室効果ガス削減イメージ

① 国の「地球温暖化対策計画」の対策に基づく削減効果

国の「地球温暖化対策計画」で定められている、削減目標を達成するために国全体で取り組む対策が、本町にも波及することで見込まれる削減効果量を推計しました。削減見込量は○千 t-CO_2で、基準年度の排出量の○%に相当します。

表 4-2　国の対策による本町の温室効果ガス削減見込み量

部門・分野	国の計画による対策	削減見込み量（千 t-CO_2）
産業部門	・ ・ ・	
業務その他部門	・ ・ ・	
家庭部門	・ ・ ・	
運輸部門	・ ・ ・	
廃棄物分野	・ ・	
合計		

（検討中）

② 再生可能エネルギーの導入目標

再生可能エネルギーの導入状況やポテンシャル、今後予定されている事業計画等を踏まえ、本町における再生可能エネルギーの導入目標を設定します。

（検討中）

③ 森林による二酸化炭素吸収量

森林資源解析結果に基づき、本町の森林による二酸化炭素吸収量を推計しました。

本町の森林による二酸化炭素吸収量は、84 千 t-CO_2となります。

（検討中）

５．温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

（１）対策・施策の体系

地域の目指す将来像や温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、本計画で取り組む対策・施策の体系的にまとめました。

施策Ⅰ 省エネルギーの推進	Ⅰ-1　省エネルギー行動の推進
	Ⅰ-2　省エネルギー設備の導入
施策Ⅱ 森林資源等の活用	Ⅱ-1　森林等の管理・保全
	Ⅱ-2　農産物等の地産地消
施策Ⅲ 脱炭素なまちづくり	Ⅲ-1　資源循環
	Ⅲ-2　移動の脱炭素化
	Ⅲ-3　気候変動への適応
施策Ⅳ 再生可能エネルギーの活用	Ⅳ-1　再生可能エネルギーの利用
	Ⅳ-2　再生可能エネルギー設備の導入
施策Ⅴ 環境意識の啓発	Ⅴ-1　情報収集・学習機会の創出
	Ⅴ-2　各主体との連携

（検討中）

（２）具体的な取組

施策Ⅰ　省エネルギーの推進

省エネルギー行動の推進や省エネルギー設備の導入により、使用する電気や燃料の削減に取り組みます。

【取組指標】

指標項目	現況 （○○年度）	目標 （2030 年度）

Ⅰ-1　省エネルギー行動の推進

住民	・不必要な照明や家電製品はこまめに電源を切ります。 ・快適な服装を心がけ、部屋の室温を見直します。（目安：夏は 28℃、冬は 20℃） ・家族団らんで過ごすなど、クールシェア・ウォームシェアに努めます。 ・蛇口やシャワーから水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。 ・連続して入浴し、追いだきをしないようにします。 ・省エネルギー診断を受診し、効果的な省エネルギー行動に努めます。
事業者	・不必要な照明や OA 機器等はこまめに電源を切ります。 ・クールビズやウォームビズを推奨し、部屋の室温を見直します。（目安：夏は 28℃、冬は 20℃） ・蛇口から水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。 ・省エネルギー診断を受診し、設備・機器の見直しや運用改善に努めます。
行政	・不必要な照明や OA 機器等はこまめに電源を切ります。 ・クールビズやウォームビズを推奨し、部屋の室温を見直します。（目安：夏は 28℃、冬は 20℃） ・公共施設のクールシェアスポット化を検討します。 ・蛇口から水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。

Ⅰ-2　省エネルギー設備の導入

住民	・LED 照明への交換に努めます。 ・家電（冷蔵庫、エアコンなど）を買い換える際は、省エネ家電の選択に努めます。 ・高効率給湯器（エコキュート）や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、家電の自動制御をしたりできる、HEMS の設置を検討します。 ・家庭用燃料電池（エネファーム）の設置を検討します。 ・住宅の新築・改築の際は、ZEH、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。
事業者	・LED 照明への交換に努めます。 ・エアコンや換気設備を更新する際は、高効率な製品の選択に努めます。 ・高効率給湯器や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、設備の自動制御をしたりできる、BEMS、FEMS の設置を検討します。 ・コージェネレーションシステムの設置を検討します。 ・建物の新築・改築の際は、ZEB、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。
行政	・「住田町役場地球温暖化対策実行計画」に基づき、住民の先導として役場事業活動における温室効果ガスの排出削減に取り組みます。 ・公共施設の LED 化に努めます。 ・エアコンや換気設備を更新する際は、高効率な製品の選択に努めます。 ・高効率給湯器や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、設備の自動制御をしたりできる、BEMS、FEMS の設置を検討します。 ・公共施設の新築・改築の際は、ZEB、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。

※コラム（案）

①省エネ家電の買い換え比較「しんきゅうさん」

②EMS とは？

③ZEH、ZEB とは？

施策Ⅱ　森林資源等の活用

本町の特性でもある森林等の適切な管理・保全や農産物等の地産地消により、環境負荷の低減や温室効果ガスの吸収源対策に取り組みます。

【取組指標】

指標項目	現況 （○○年度）	目標 （2030 年度）

Ⅱ-1　森林等の管理・保全

住民	・山菜やきのこ採りをするときは、ごみを持ち帰るなどのマナーを守ります。 ・農地の適正な維持管理に努めます。 ・自宅に花や樹木を植え、潤いのある景観づくりに努めます。
事業者	・共通）事業所内や周辺の清掃に行うとともに、花や樹木を植栽し環境美化に努めます。 ・農業）有機栽培、無農薬、減農薬、減化学肥料農業に取り組みます。 ・農業）炭化処理や肥料化処理された鶏ふん、高機能バイオ炭「宙炭（そらたん）」の活用に努めます。 ・林業）森林管理認証の加入に努めます。 ・林業）計画的な植栽を行い、森林資源の蓄積に努めます。 ・林業）下刈、枝打ち、除間伐などを励行し、計画的な森林管理に努めます。 ・林業）計画的な伐採により、水源かん養と土砂流出の防備に努めます。
行政	・対象森林及び林地を把握し、計画的な伐採や伐採後の植林など、環境に配慮した森林施業や管理を行います。 ・J-クレジット制度等を活用し、持続的な森林整備を促進します。 ・中山間地域等直接支払制度の促進し、集落協定の締結により、農業生産力を維持するとともに、農地が持つ多面的機能を保全します。

※コラム（案）

①鶏ふんの活用

②高性能バイオ炭「宙炭（そらたん）」

Ⅱ-2　農産物等の地産地消

住民	・できるだけ地産（岩手県産等）で旬の食材を選ぶようにします。 ・住宅を建築する際は、地域材を利用するように努めます。
事業者	・建設業）地元または県内産の木材や間伐材を利用するように努めます。
行政	・地元産材の木を用いた、環境にやさしい木造住宅を建設します。

施策Ⅲ　脱炭素なまちづくり

資源循環や移動の脱炭素化、気候変動への適応により、循環型社会の形成や持続可能なまちづくりに取り組みます。

【取組指標】

指標項目	現況 （○○年度）	目標 （2030 年度）

Ⅲ-1　資源循環

住民	・廃棄物の減量化、3R 運動に取り組みます。 ・ごみは、正しく分別します。 ・量り売りや詰め替えのできる商品を購入します。 ・紙コップ、割り箸など、使い捨て商品の利用を控えます。 ・過剰な包装は断ります。 ・資源古紙のリサイクルに取り組みます。 ・家電やパソコンは、法令に基づきリサイクル処理します。 ・小型家電は回収ボックスを活用し、リサイクルの促進に協力します。 ・生ごみ処理容器により、その堆肥化利用に取り組みます。 ・牛乳パック、トレイなどは、商店などに設置されている分別回収ボックスに出します。 ・適量のご飯を残さず食べるなど、食品ロスの削減に努めます。 ・家庭で余っている食品を集めてフードバンク等に寄付する、フードドライブに協力します。 ・マイボトル、マイバッグの利用など、プラスチックごみの削減に取り組みます。 ・今持っている服を長く着る、古着の購入したり譲ったりするなど、サステナブルファッションに取り組みます。 ・グリーン商品やエコマーク商品など、環境に配慮した商品の選択に努めます。 ・フロンガスを使用している家電製品は、定められた方法で適正に処理します。
事業者	・共通）廃棄物の減量化、3R 運動に取り組みます。 ・共通）事業活動にともない生じる廃棄物は、事業系廃棄物として適正に処理します。

	・農業）家畜排せつ物は適正に管理し、堆肥としての利用に取り組みます。 ・製造業）再生原料を使用した製品等、環境にやさしい商品の開発や製造に努めます。 ・製造業）リサイクルが容易な素材を使用した製品など、ごみの減量化や再資源化に適した商品の開発や製造に努めます。 ・製造業）製品の梱包は簡易包装に努めるとともに、リサイクルが容易な材料を活用します。 ・小売業）過剰な包装を自粛します。 ・小売業）マイバック運動を推進します。 ・小売業）エコマーク商品など、環境への負荷が少ない製品の販売に努めます。 ・小売業）牛乳パック、トレイなどの分別回収ボックスの設置に努めます。 ・飲食・旅館業など）生ごみの発生を抑えるため、食材の効率的な利用を図ります。
行政	・資源ごみ（ダンボールや資源古紙）やプラスチックごみの分別を徹底し、生活系ごみの減量化を図ります。 ・グリーン購入法に基づく特定調達品目の購入等に努めます。 ・畜産排せつ物を適正処理するため、耕種農家と連携した循環利用を推進します。

※コラム（案）

①食べ残した料理を持ち帰る取組「mottECO」

Ⅲ-2　移動の脱炭素化

住民	・アイドリングストップや「ｅスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・出かけるときは、距離や行き先に応じて徒歩や自転車、公共交通機関の利用を選択します。 ・宅配便は、日時・時間指定やコンビニ受取を活用し、１回で受け取るようにします。 ・テレワークやオンライン会議を活用します。 ・カーシェアやレンタカーを活用します。 ・エコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）の購入・利用を検討します。

	・エコカー導入と合わせて、EV 充電スポットなどの整備を検討します。
事業者	・共通）アイドリングストップや「ｅスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・運輸業）エコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）の導入に努めます。 ・運輸業）エコカー導入と合わせて、EV 充電スポットなどの整備を検討します。 ・運輸業）過積載しないよう注意します。
行政	・アイドリングストップや「ｅスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・公用車のエコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）導入を検討します。 ・エコカー導入と合わせて、EV 充電スポットなどの整備を検討します。

※コラム（案）

①エコドライブとは？

Ⅲ-3　気候変動への適応

住民	・暑さを避ける、こまめな水分補給、暑さに備えた体作りなどの熱中症対策をします。 ・グリーンカーテンなどの暑さを和らげる対策をします。 ・虫よけスプレーや蚊取り線香の使用、家の周囲の不要な水たまりをなくすなど、感染症を媒介する蚊に刺されない、蚊を発生させない対策をします。 ・ハザードマップの確認、食料や水の備蓄など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。 ・渇水時の節水に協力します。
事業者	・従業員に対し、熱中症や感染症予防に関する普及啓発を行います。 ・暑熱対策や休憩場所の整備など、職場の作業環境を管理します。 ・BCP の策定や運用を行います。 ・ハザードマップの確認など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。
行政	・従業員に対し、熱中症や感染症予防に関する普及啓発を行います。 ・暑熱対策や休憩場所の整備など、庁内の作業環境を管理します。 ・BCP の策定や運用を行います。 ・ハザードマップの作成、周知など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。

施策Ⅳ　再生可能エネルギーの活用

再生可能エネルギーの利用や発電設備の導入により、エネルギーの地産地消や地域防災、エネルギー代金の域外流出防止に取り組みます。

【取組指標】

指標項目	現況 （○○年度）	目標 （2030 年度）

Ⅳ-1　再生可能エネルギーの利用

住民	・再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。
事業者	・再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。
行政	・再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。

Ⅳ-2　再生可能エネルギー設備の導入

住民	・木質バイオマスエネルギーの導入や利用に努めます。 ・自宅への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。 ・車のバッテリーに備えた電気を家庭用電源として活用できる、V2H などの設置を検討します。
事業者	・共通）木質バイオマスエネルギーの導入や利用に努めます。 ・共通）事業所への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。 ・発電事業者）再生可能エネルギー事業を実施する際は、法令を遵守し、環境や景観に十分に配慮します。
行政	・木質燃料燃焼機器の公共施設等への導入や燃料用チップ生産施設整備への支援等により、木質バイオマスエネルギー利用を推進します。 ・公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。 ・環境に影響を与える可能性が大きい大規模な風力、太陽光などの再生可能エネルギー導入を調整するため、一定規模以上の導入計画の把握や必要な調査、適正な執行に向けた指導をします。

※コラム案

①初期費用０円で太陽光発電を導入する方法「PPA」

②V2H とは？

施策Ⅴ　環境意識の啓発

情報収集・学習機会の創出や各主体との連携により、本町内だけでなく町外の様々な主体と協力して温室効果ガスの削減に取り組みます。

【取組指標】

指標項目	現況 （○○年度）	目標 （2030 年度）

Ⅴ-1　情報収集・学習機会の創出

住民	・環境や地球温暖化対策に関する情報を自ら収集するよう心がけます。 ・本町の自然の魅力を町外に発信するよう心がけます。 ・森林環境学習や自然観察会などの環境に関する講座やボランティア活動に参加します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動に参加します。 ・花いっぱい運動などの緑化保全活動に参加します。
事業者	・環境や地球温暖化対策に関する情報を自ら収集するよう心がけます。 ・職場内での環境学習を充実させ、従業員の環境保全意識の高揚に努めます。 ・職場内の環境の取組を発信するよう心がけます。 ・森林環境学習や自然観察会などの環境に関する講座やボランティア活動に参加します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動に参加します。 ・花いっぱい運動などの緑化保全活動に参加します。
行政	・国や県、本町が実施する地球温暖化対策に関する運動や補助制度について情報を発信します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動を実施します。 ・種山ヶ原森林公園等の森林・林業体験ゾーンを活用し、保育園・小学校・中学校・高校・一般を対象とした森林環境学習を継続して開催します。

Ⅴ-2　各主体との連携

住民	・事業者や行政が実施する環境保全事業や地球温暖化対策に協力します。

事業者	・住民が行う環境保全や地球温暖化対策の取組を支援します。 ・行政が実施する環境保全事業や地球温暖化対策に協力します。
行政	・住民や事業者が行う環境保全事業や地球温暖化対策を支援します。 ・国や岩手県、近隣の自治体と情報交換を行うなど、連携して地球温暖化対策に取り組みます。 ・森の案内人等が実施する森林環境学習の支援や後継者、ボランティアを育成します。

（検討中）

（３）中長期的なロードマップ

	2026	2030	2035	2040	2050
施策Ⅰ	イメージ				
施策Ⅱ					
施策Ⅲ					
施策Ⅳ					
施策Ⅴ					

６．地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

（検討中）

（１）地域脱炭素化促進事業の概要

地球温暖化対策推進法では、環境への配慮や円滑な合意形成を図りながら、地域の課題解決に貢献する再生可能エネルギー事業を実施するため、地域脱炭素化促進事業制度を定めています。

地域脱炭素化促進事業に認定された事業者には、事業に関係する許可等の手続きのワンストップ化や配慮書手続の省略等の特例を受けることができるなど、手続きの効率化の面でメリットがあります。

この制度でにおける、本町の主な役割は次のとおりです。

＜本町の主な役割＞

- ◆ 地方公共団体実行計画（区域施策編）において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めること
- ◆ 地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画を認定すること

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項には次の内容があり、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下、「促進区域」という。）等の設定に当たっては、地球温暖化対策推進法施行規則や岩手県が定める基準に従うとともに、地域のステークホルダーが参画した協議会等による合意形成が重要とされています。

＜地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項＞

- ◆ 地域脱炭素化促進事業の目標
- ◆ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
- ◆ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- ◆ 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
- ◆ 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組
  - ➢ 地域の環境保全のための取組
  - ➢ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

（２）地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

促進区域は、地球温暖化対策推進法の施行規則や岩手県の基準によって定められた、促進区域から除外すべき区域を除き、環境配慮や社会的配慮等の観点や再生可能エネルギーのポテンシャルも考慮したうえで設定します。

環境省は、促進区域の類型として次の４つを設定しています。本町では、主に○○型による促進区域の設定が想定されます。

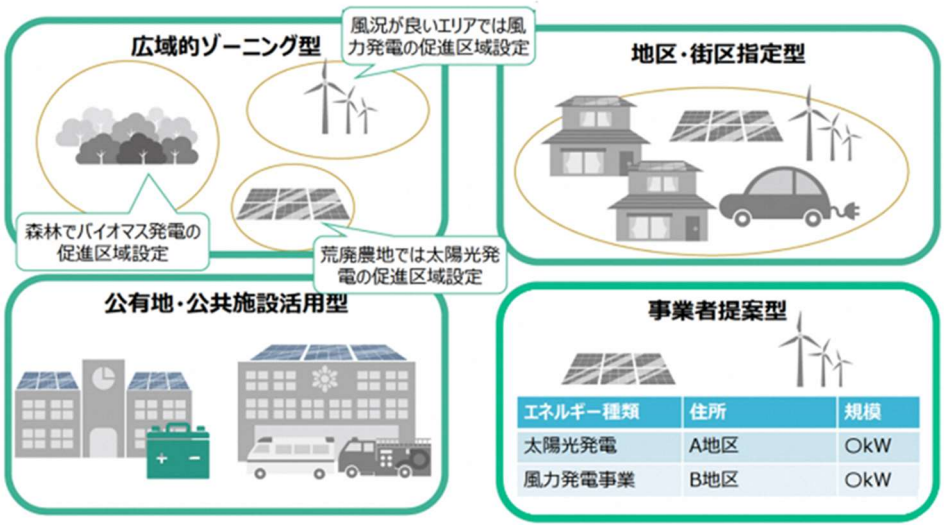

広域的ゾーニング型	地区・街区指定型
環境情報等の重ね合わせを行い、広域的な観点から、促進区域を抽出する。	再生可能エネルギー利用の普及啓発や補助事業を施策として重点的に行う区域を設定する。

公有地・公共施設活用型	事業提案型
活用を図りたい公有地・公共施設を設定する。	事業者、住民等が提案する個々のプロジェクトの予定地を設定する。

図 6-1　促進区域の類型

出典：環境省　「地域脱炭素化促進事業制度」

（３）地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組

①地域の環境保全のための取組

本町での再生可能エネルギー事業実施に当たっては、国や県が定める基準のほか、次のような取組により、地域の環境を保全する必要があります。

（検討中）

地球温暖化対策推進法施行規則第５条の５や各種ガイドラインを参考に次のようなものを設定

・環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項
・生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項
・人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項

②地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

本町での再生可能エネルギー事業実施に当たっては、次のような取組を合わせて実施することで、地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献することが望まれます。

（検討中）

「経済・雇用」「快適・利便」「循環経済」「防災・減災」に関連付けて脱炭素事業に取り組む際の方向性を提示

７．気候変動適応策

（１）気候変動適応策とは

地球温暖化対策には、「緩和策」と「適応策」の２つがあります。

「緩和策」は、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、森林吸収等により、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を削減する取組です。「適応策」は、自然・社会・経済活動を気候の変化に対応させることにより、気候変動の影響による被害を回避・軽減する取組です。

気候変動による影響は既に現れているため、「緩和策」だけでは気候変動を完全には抑えることができません。そのため、「適応策」により両者を補い合いながら対策していく必要があります。

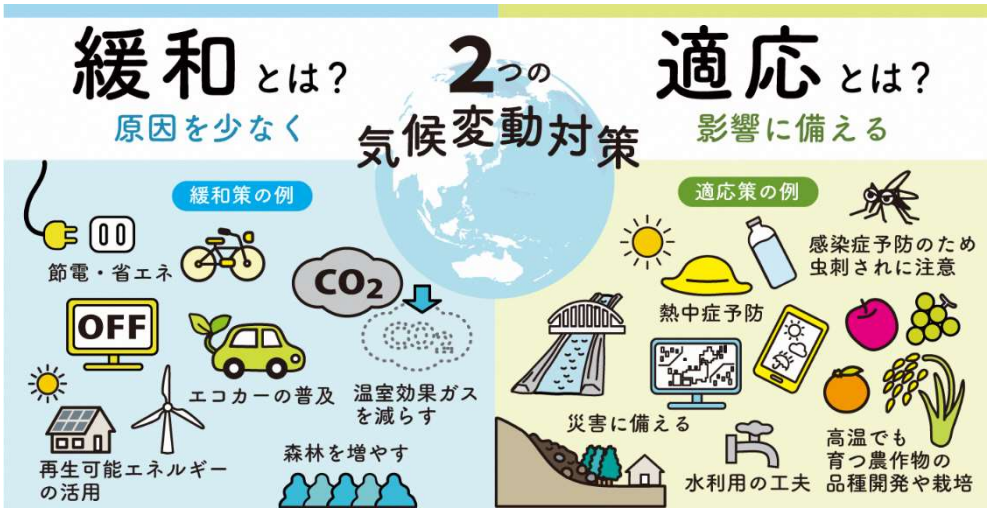

図 7-1　緩和策と適応策

出典：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォーム

（２）分野の影響と将来予測

①　気候変動適応に関する基本的な考え方

本町の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たり、以下の２つの観点から、本町が今後重点的に取り組む分野・項目を選定します。

観点１：国の気候変動適応計画、県実行計画において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本町にも該当する項目

観点２：本町において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは本町の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

（検討中）

表 7-1　本町で気候変動への適応に向けて重点的に取り組む分野・項目

分野	大項目	小項目	国の評価			選定理由	
			重大性	緊急性	確信度	観点１	観点２
農業・林業	農業	水稲	○	○	○	●	
		果樹	○	○	○	●	
		畜産	○	○	△		●
		病害虫・雑草等	○	○	○	●	
	林業	木材生産（人工林等）	○	○	△		●
	その他	鳥獣害による影響	○	○	□	●	
水環境・水資源	水環境	河川	◇	△	□	●	
自然生態系	分布・個体群数の変動		○	○	△	●	
自然災害	河川	洪水	○	○	○	●	
	山地	土砂災害	○	○	○	●	
健康	暑熱	熱中症等	○	○	○	●	
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△	●	
産業・経済活動	エネルギー需給		◇	□	△	●	
町民生活等	インフラ等	水道、交通等	○	○	○	●	
	文化・歴史	生物季節	◇	○	○	●	
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	●	

【重大性】○：特に重大な影響が認められる　◇：影響が認められる
　　－：現状では評価できない
【緊急性】○：高い　△：中程度　□：低い　－：現状では評価できない
【確信度】○：高い　△：中程度　□：低い　－：現状では評価できない

（検討中）

② 分野ごとの影響と将来予測

県実行計画で示されている気候変動に伴う分野ごとの影響や将来予測のうち、本町に関連する内容に関する概要は、次のとおりです。

表 7-2 本町の気候変動による影響

分野	大項目	小項目	気候変動による影響
農業・林業	農業	水稲	・品質の低下、収量への影響
		果樹	・品質の低下、栽培適地の変化
		畜産	・成育や肉質の低下、暑熱による死亡
		病害虫・雑草等	・発生量の増加、分布域の拡大
	林業	木材生産（人工林等）	・スギの衰退 ・マツ材線虫病被害による影響
	その他	鳥獣害による影響	・野生鳥獣による農林業被害
水環境・水資源	水環境	河川	・水温の上昇
自然生態系	分布・個体群数の変動		・気温上昇や融雪時期の早期化等による植生の衰退、分布の変化 ・モウソウチクやマダケの分布上限や北限付近分布の拡大 ・ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣の増加、生息域の拡大 ・魚類の繁殖時期の早期化・長期化、暖温帯性・熱帯性の水生生物の分布北上等
自然災害	河川	洪水	・洪水や内水氾濫の発生頻度の増加
	山地	土砂災害	・降雨条件の変化による土砂災害発生リスクの増加
健康	暑熱	熱中症等	・熱中症の増加
	感染症	節足動物媒介感染症	・蚊やダニを媒介とした感染症の増加
産業・経済活動	エネルギー需給		・猛暑による電力需要の増加
町民生活等	インフラ等	水道、交通等	・大雨、台風、渇水等による交通網やライフラインの寸断
	文化・歴史	生物季節	・サクラの開花、動物の初鳴き等の時期の変化
	その他	暑熱による生活への影響等	・熱中症リスクの増大、快適性の損失 ・ストレスの増加、だるさ・疲労感の増幅等

（検討中）

（３）分野・項目別の主な基本施策

国や県と連携しながら気候変動による被害の状況や将来予測、それらへの対策に関する最新の情報を収集し、本町の地域特性を踏まえた取り組みを検討していきます。

表 7-3　本町の主な適応策

分野	適応策の内容
農業・ 林業	・田植え時期の見直し、新品種の導入 ・畜産の適切な飼育管理、施設管 ・森林の多面的機能、木材生産機能、水源涵養機能の維持・増進
水環境・ 水資源	・県との連携による水質の監視
自然生態系	・希少な動植物、野生鳥獣のモニタリング、個体数管理
自然災害	・河川改修等の治水対策 ・ハザードマップの周知、防災情報の発信
健康	・熱中症予防に関する情報発信、注意喚起 ・関係機関と連携した感染症の予防や対策の推進
産業・ 経済活動	・建物の省エネルギー化促進 ・自立分散型のエネルギーや蓄電池等の導入促進 ・地域材や木質バイオマスの利活用促進
町民生活・ 都市生活	・関係機関と連携した気候変動への適応策に関する普及啓発 ・公園緑地等の保全・創出 ・生物季節の変化等に関する情報発信

8．計画の実施及び進捗管理

（1）推進体制

本計画が掲げる環境像「・・・」を実現するためには、計画が着実に実行される仕組みを整備し、その実効性を確保することが重要です。

本町では、首長をトップとし、関係する全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築・運営するとともに、庁外部署や「住田町環境審議会」とも連携して取組を進めます。

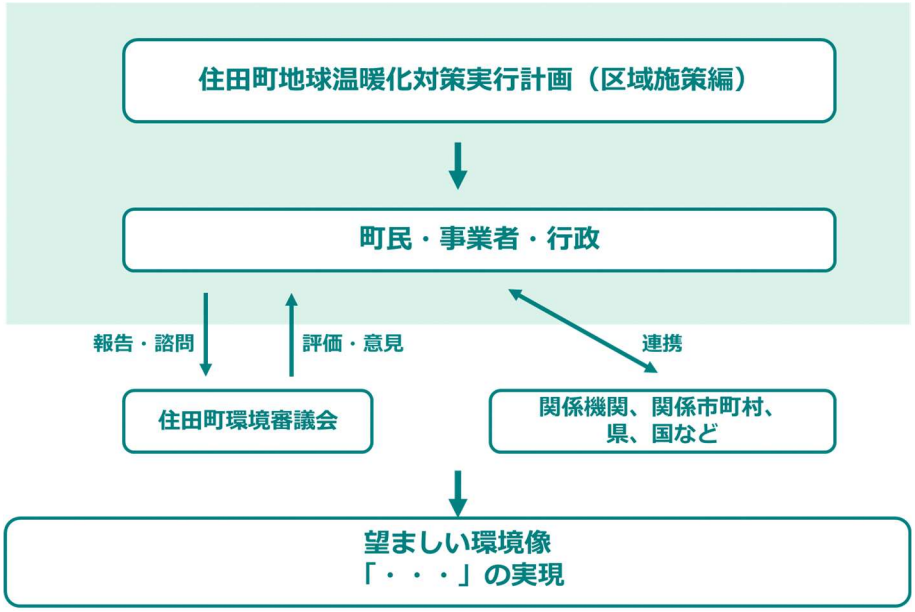

図 8-1　本計画の推進体制

（2）各主体の役割

本計画の対象は住民・事業者・行政の様々な活動に関連するため、推進するためには各主体による自主的・積極的な取組と、参加・協力が不可欠です。

住民・事業者の役割	地球温暖化や気候変動の影響への理解を深めて、自らの問題としてとらえ、できることから行動に移していくことが大切です。 関連情報の収集、エネルギーの消費や廃棄物削減等に努め、行政の地球温暖化対策へ協力することがが期待されます。
行政の役割	本計画に掲げる施策の実施等、国や県、その他関係機関等と連携し、率先して地球温暖化対策に取り組みます。 また、住民や事業者の取組を促進するため、情報の収集や発信を行います。

（３）進捗管理・評価

本計画の進行管理は、PDCA サイクルを取り入れ、実行性のあるものとします。

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全の目標に対する達成状況や課題を評価します。

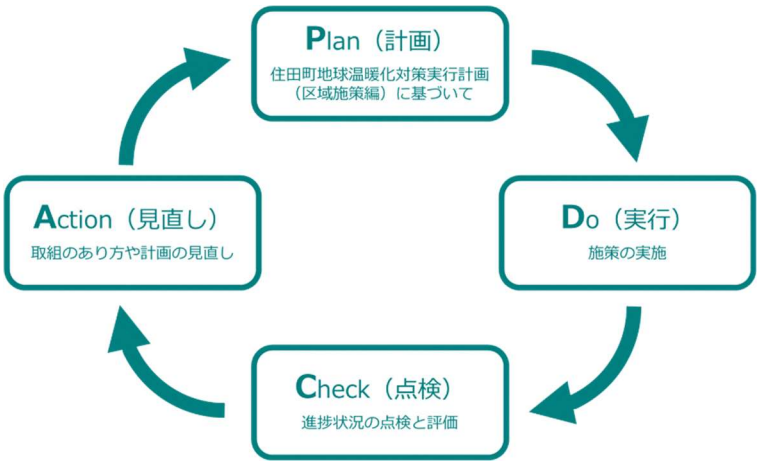

図 8-2　本計画の進行管理

9．参考資料

（1）部門・分野別の温室効果ガス排出量、森林吸収量の推計方法

※作成中：推計に用いた考え方の概要を記載

（2）再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ

※作成中：ポテンシャルや関連する法規制等概要を記載

①太陽光発電

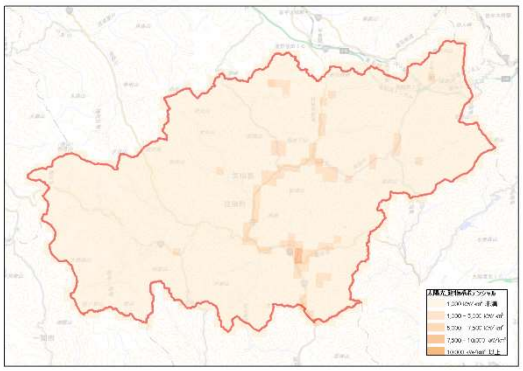

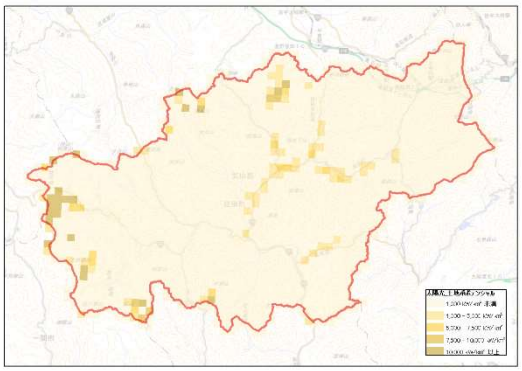

②陸上風力発電

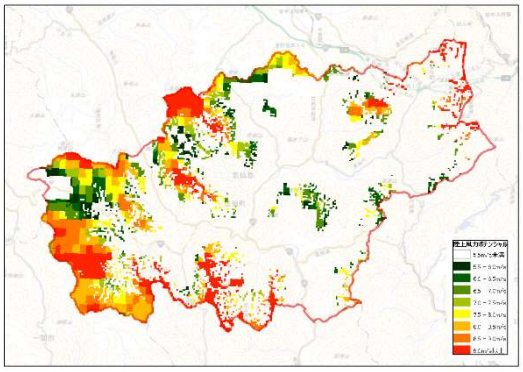

③中小水力発電（河川）

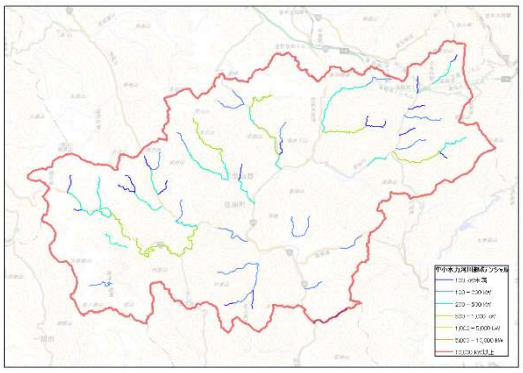

（３）地球温暖化対策に関するキーワード

地球温暖化対策に関する用語を分かりやすい言葉に置き換えて解説しています。厳密な定義や詳細等については、環境省や関連省庁のウェブサイト、専門書籍等を確認してください。

※作成中：計画本文中の専門用語について概要を記載

（４）アンケート結果

※作成中：住民・事業者アンケートの概要・結果について記載

資料３

住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）中間案について

令和７年11月28日　令和７年度第１回住田町環境審議会

目　次

１．はじめに

２．計画の内容について

３．各課等への依頼事項について

４．今後のスケジュールについて

１．はじめに

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

- 地球温暖化対策実行計画とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法律」という）第21条に基づいて策定される計画。

- 地球温暖化対策実行計画は、事務事業編と区域施策編に分かれており、事務事業編は、住田町の事務事業（＝行政としての活動全体）を対象に、これに伴う温室効果ガス排出量の削減に関することを定めた計画で、平成31年３月に策定。

- 本年度、策定しようとしている区域施策編は、行政のみならず、家庭や民間企業の活動を含めた住田町全体を対象とし、住田町の自然的社会的条件を踏まえて、住田町全体の温室効果ガス排出量の削減に関することを定める。

1．はじめに

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

- 地球温暖化対策実行計画は、法律により策定が努力義務付けられており、住田町総合計画や住田町環境基本計画の他、国や県の計画とも整合や連携を図っていく。

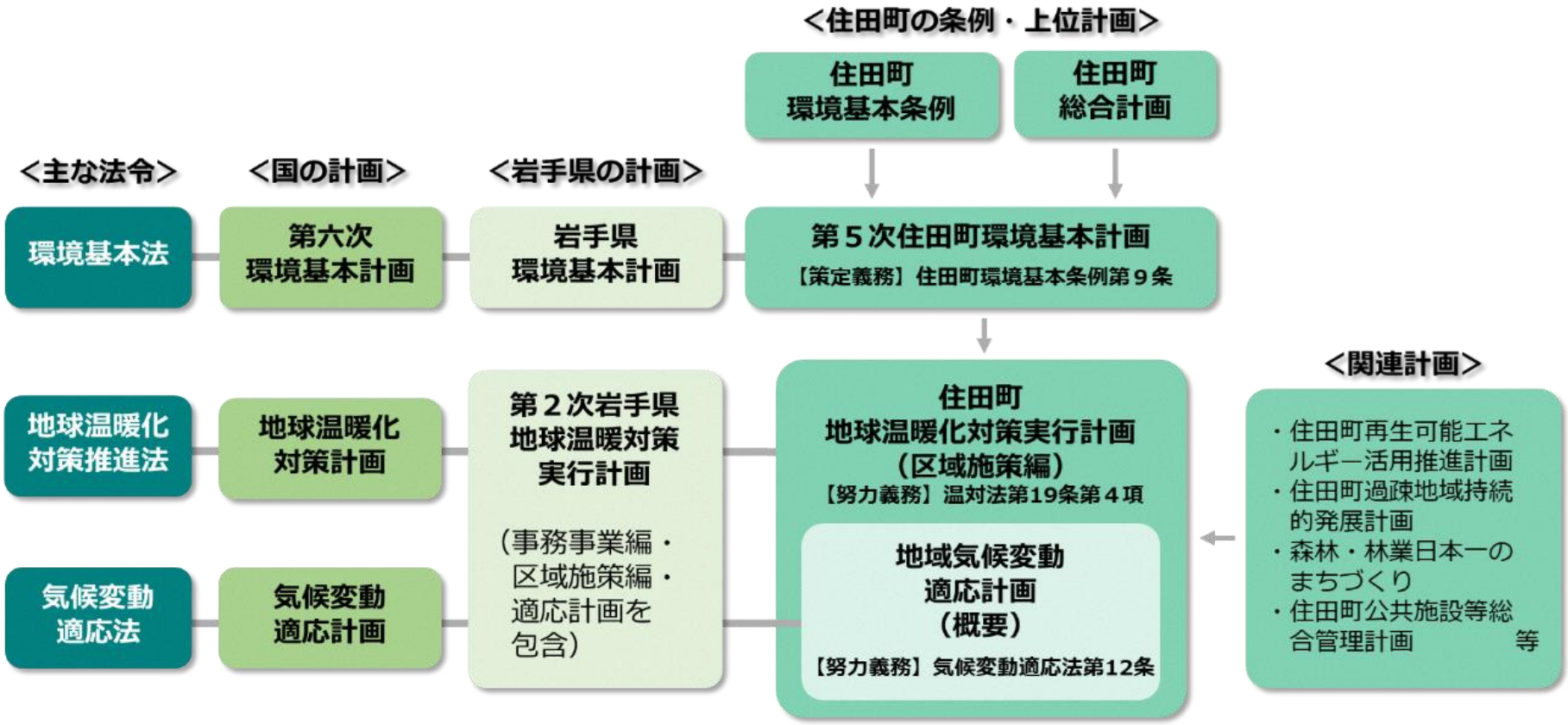

2．計画の内容について

区域施策編の構成について

☞【中間案】目次

- 環境省が公表する、地方公共団体実行計画（区域施策編）や地域気候変動適応計画の策定マニュアル、県や周辺自治体の同種計画を参考に下表のとおり構成。

章	項　目	概　要
1	本計画策定の背景・基本事項	・本計画策定の背景（国内外の動向） ・計画の目的、位置づけ、対象
2	住田町の特徴	・本町の自然的、社会的、経済的特徴
3	温室効果ガス排出量の推計・要因分析	・温室効果ガス排出量の現況 ・BAUにおける将来推計
4	計画全体の目標	・地域の目指す将来像　・温室効果ガス排出削減目標
5	温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	・具体的な取組方針　・中長期なロードマップ
6	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項	・事業の概要、基本的な方針
7	気候変動適応策	・気候変動による影響　・基本的な取組方針
8	計画の実施及び進捗管理	・推進体制、進捗管理方法
9	参考資料	・温室効果ガス排出量、森林吸収量の推計方法 ・再生可能エネルギーポテンシャルマップ ・地球温暖化対策に関するキーワード ・アンケート結果

2．計画の内容について

2．住田町の特徴（自然的・社会的・経済的条件）

☞【中間案】 5～12ページ

大項目	小項目	特徴、課題
自然的条件	・気候概況	・日平均気温や夏日・真夏日・猛暑日日数が増加傾向
社会的条件	・人口、世帯数	・少子高齢化や人口減少の進行
	・土地利用	・ほとんどが山林で宅地はわずか 人工林や町有林の割合が高い
	・居住、自動車保有状況	・持ち家（一戸建て）、自動車保有世帯が多い
	・エネルギー	・域外からの供給に依存している 太陽光発電が主に導入されている 風力発電のポテンシャルが高い
	・住民意識	・地球温暖化問題への関心は高い
経済的条件	・産業構造	・就業者数は減少傾向
	・町内の取組	・畜産排せつ物活用 公共施設への太陽光発電等導入

2．計画の内容について

2．住田町の特徴（再生可能エネルギー導入状況・ポテンシャル）　☞【中間案】5～12ページ

【導入ポテンシャルの定義】
　再生可能エネルギーの量の定義として賦存量や導入ポテンシャルがあげられる。
本計画内の「導入ポテンシャル」とは、法令や土地利用などによる制約を考慮した再生可能エネルギー導入可能量を意味する。

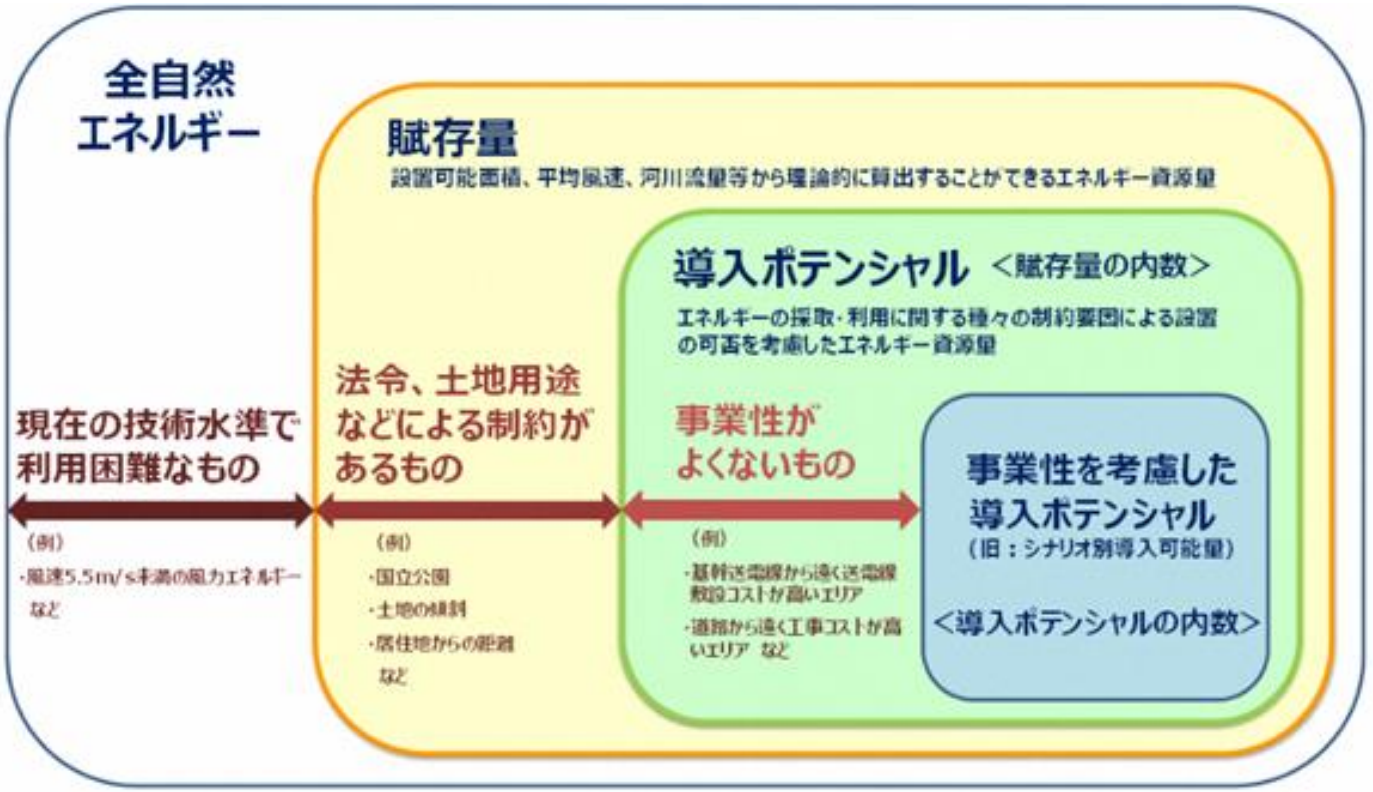

出典：環境省「我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル」

2．計画の内容について

2．住田町の特徴（再生可能エネルギー導入状況・ポテンシャル）　☞【中間案】5～12ページ

本町の再エネ導入ポテンシャルは、全体で1,141,059kWであり、電力需要の約75倍のポテンシャルを有している。そのうち、風力発電が77.2%の割合を占めている。

【図】本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

		設備容量［kw］	発電電力量［MWh/年］	導入ポテンシャル［億MJ/年］
太陽光発電	建物系	245,339	299,968	11
	土地系	62,589	76,685	3
	小計	182,750	223,283	8
風力発電		880,500	2,865,116	103
中水力発電	河川	15,220	93,983	3
	農業用水路	0	0	0
	小計	15,220	93,983	3
地熱		―	―	3
合計		1,141,059	3,259,067	121

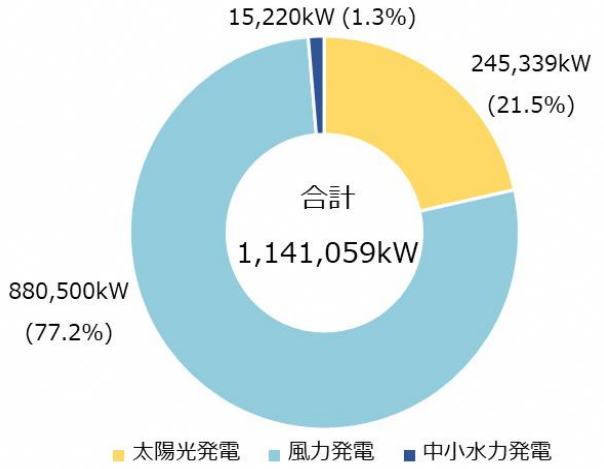

出典：環境省「自治体排出カルテ」

３．温室効果ガス排出量の推計・要因分析

☞【中間案】13～16ページ

（１）住田町の現況の温室効果ガス排出量

環境省が公表している「自治体排出カルテ」によると、本計画の基準年度である2013年度の排出量は5.9万トンで、直近年度の2022年度は4.5万トン。比較すると1.4万トン減少（▲23.7%）。

【図１】本町の部門別温室効果ガス排出量の推移

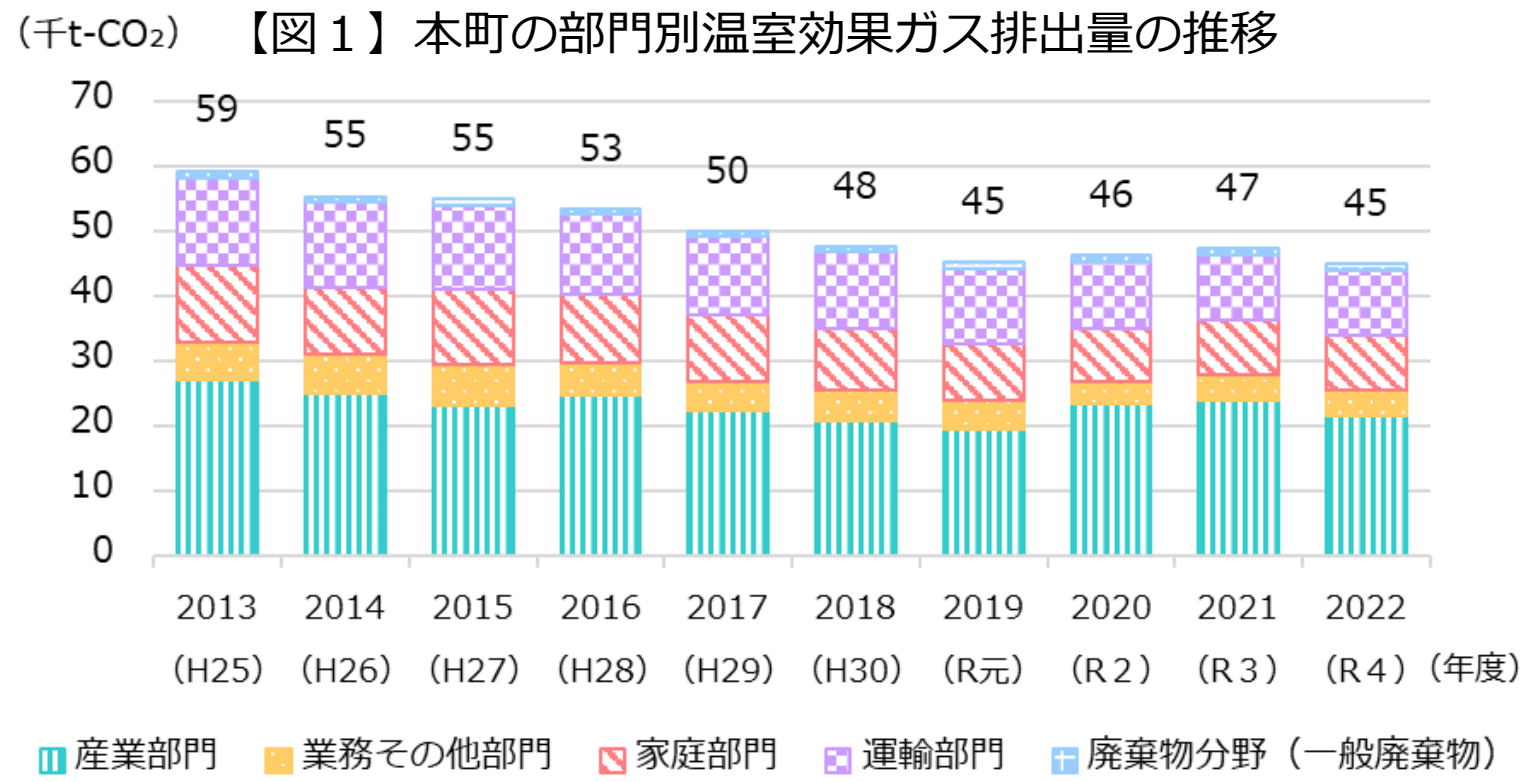

２．計画の内容について

３．温室効果ガス排出量の推計・要因分析

☞【中間案】13～16ページ

- 森林によるCO_2吸収量について、本町の森林面積については、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法）」に基づき、「住田町森林整備計画書」の対象森林におけるCO_2吸収量を算定対象とする。

- CO_2の吸収量の推計に当たっては、林政課にて航空レーザ測量による森林資源解析業務を委託している業者が本計画の策定支援業者と同じであることから、航空レーザ測量による数値を用いる。

- 森林資源解析データに基づき推計された本町の森林吸収量は、84千t-CO_2となっている。

2．計画の内容について

3．温室効果ガス排出量の推計・要因分析

☞【中間案】13～16ページ

（２）住田町の温室効果ガス排出量の将来推計

2030年度排出量予測：●千t-CO_2　→活動量の変化を踏まえて検討

【図】各イメージごとの将来推計

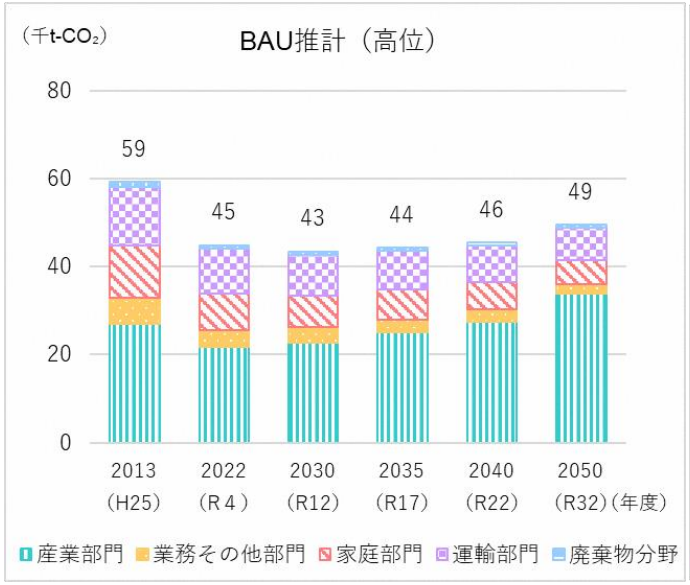

イメージ①
人口減少による削減量を、製造品出荷額増による増加量が上回る

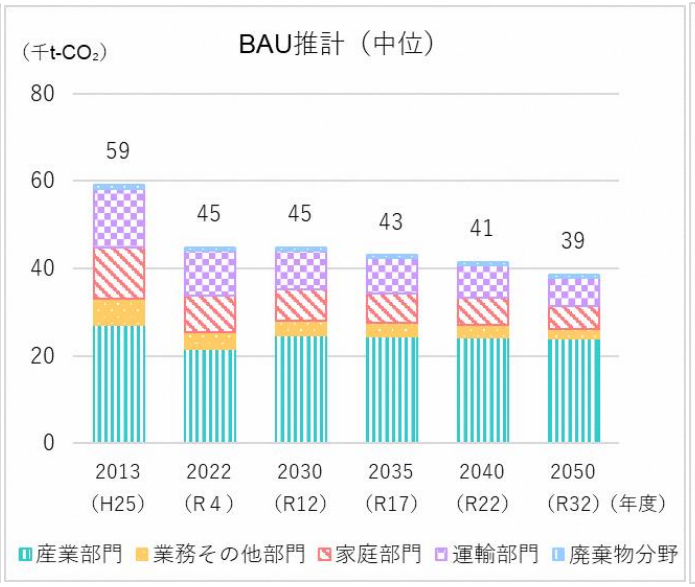

イメージ②
人口減少等により削減され続ける予測A

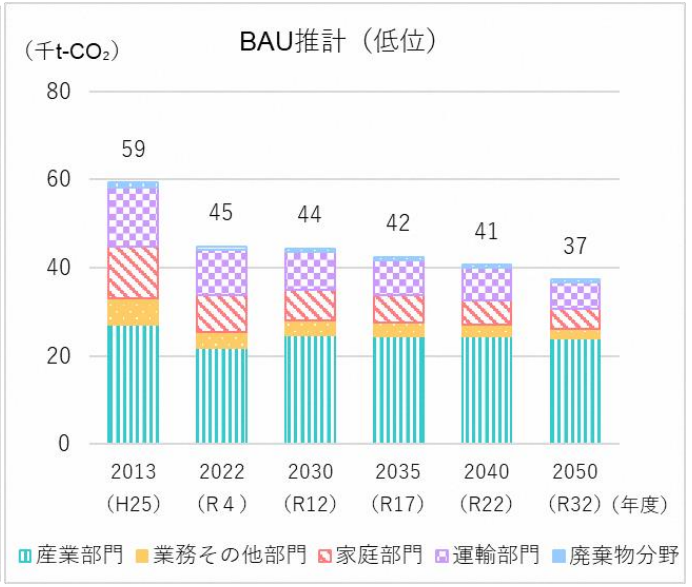

イメージ③
人口減少等により削減され続ける予測B

２．計画の内容について

４．計画全体の目標

☞【中間案】17～19ページ

①　地域の目指す将来像：温室効果ガスの削減だけでなく、地域課題の解決や住民等の生活に資するものを検討予定。

②　温室効果ガス削減目標：将来推計による増減や国、県の削減目標を踏まえ設定予定。

＜目標設定のイメージ＞　国・岩手県の削減目標を踏まえ、2050年度のマイナスカーボンも見据えた目標設定

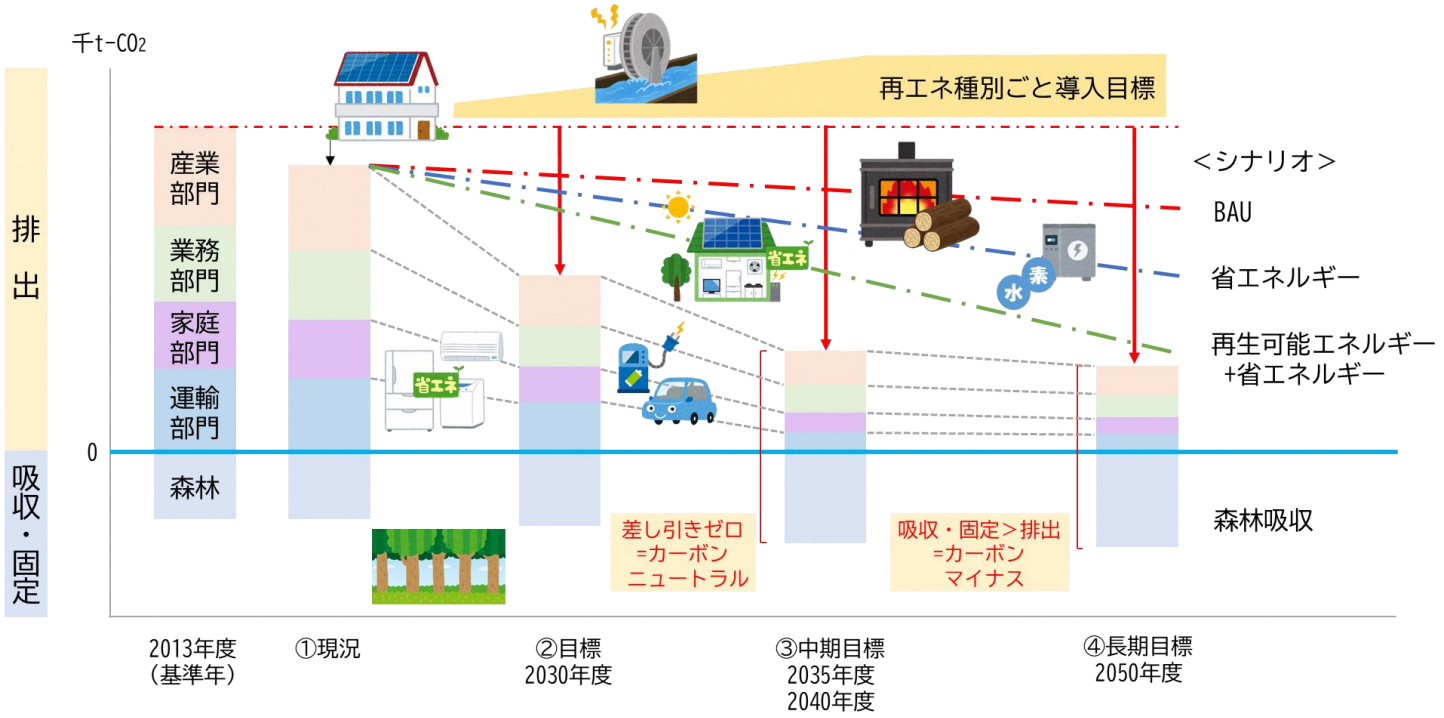

２．計画の内容について

４．計画全体の目標

☞【中間案】17～19ページ

- 本町では、基準年度である 2013年度において、CO2排出量（59 千 t-CO2）を森林による CO2吸収量（84 千 t-CO2）が上回るマイナスカーボンの状態になっており、カーボンニュートラルを達成している状態であるが、積極的に地球温暖化対策に取り組むこととしたい。

【図３】国や県で設定されている温室効果ガス排出量の削減目標（参考）

計画の名称	温室効果ガス排出量の削減目標
地球温暖化対策計画（国）	2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦していく。
第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（岩手県）	2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で57%削減することを目指す。

2．計画の内容について

5．温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

☞【中間案】18～31ページ

- 計画目標の達成に向けた具体的な取組について、主体ごとに整理
- 住民が取組を身近に感じられるコラムや施策ごとの進捗指標を設定予定

施策Ⅰ 省エネルギーの推進	Ⅰ-1　省エネルギー行動の推進
	Ⅰ-2　省エネルギー設備の導入
施策Ⅱ 森林資源等の活用	Ⅱ-1　森林等の管理・保全
	Ⅱ-2　農産物等の地産地消
施策Ⅲ 脱炭素なまちづくり	Ⅲ-1　循環型社会の構築
	Ⅲ-2　移動の脱炭素化
施策Ⅳ 再生可能エネルギーの活用	Ⅳ-1　再生可能エネルギーの利用
	Ⅳ-2　再生可能エネルギー設備の導入
施策Ⅴ 環境意識の啓発	Ⅴ-1　情報収集・学習機会の創出
	Ⅴ-2　各主体との連携

２．計画の内容について

６．地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

☞【中間案】32～34ページ

- 法律では、本計画内で、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業（※）の促進に関する制度が規定されている。

  （※）地域脱炭素化促進事業：地域の環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入を促進することを目的とした取り組み。

- 市町村においては、本事業を推進するため、本計画において定める温室効果ガスの排出削減や再生可能エネルギーの利用促進に関する目標も踏まえ、地域脱炭素化促進事業を国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定することとされている。

2．計画の内容について

6．地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

☞【中間案】32～34ページ

- 本計画では、実際の促進区域設定ではなく、その検討の前提となる基礎事項を整理

①事業の対象となる区域の類型

→環境省の定める４つの類型（下図）から本町に適したものを検討

②地域の環境保全のための取組

→再生可能エネルギー事業者に求める、地域の環境を保全する取組を検討

③地域の経済・社会の持続的発展に資する取組

→「経済・雇用」

「快適・利便」

「循環経済」「防災・減災」

に関連付けて脱炭素事業に取り組む際の方向性を検討

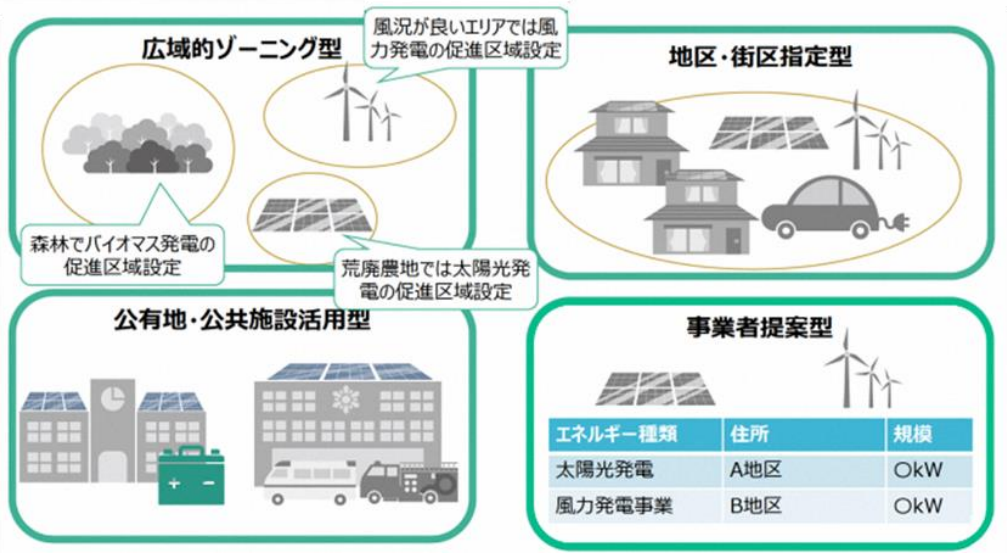

2．計画の内容について

7．気候変動適応策

☞【中間案】35～38ページ

- 気候変動の影響は、温室効果ガスの排出削減と吸収対策である「緩和策」と併せて、気候変動によりすでに生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応策」が必要とされている。

分野	適応策の内容（案）
農業・林業	・田植え時期の見直し、新品種の導入 ・畜産の適切な飼育管理、施設管理 ・森林の多面的機能、木材生産機能、水源涵養機能の維持・増進
水環境・水資源	・県との連携による水質の監視
自然生態系	・希少な動植物、野生鳥獣のモニタリング、個体数管理
自然災害	・河川改修等の治水対策　・ハザードマップの周知、防災情報の発信
健康	・熱中症予防に関する情報発信、注意喚起 ・関係機関と連携した感染症の予防や対策の推進
産業・経済活動	・建物の省エネルギー化促進 ・自立分散型のエネルギーや蓄電池等の導入促進 ・地域材や木質バイオマスの利活用促進
町民生活・都市生活	・関係機関と連携した気候変動への適応策に関する普及啓発 ・公園緑地等の保全・創出　・生物季節の変化等に関する情報発信

参考資料（用語集）

用語	説明
R7.11.14	第２回環境管理推進委員会
R7.11.28	第１回環境審議会（今回）
R７.12	計画（中間案）の修正
R８.１中旬	第３回環境管理推進委員会
R８.１下旬	第２回環境審議会
R８.２	パブリックコメント
R８.２月下旬	第３回環境審議会
R8.３	計画策定、公開

住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の施策案について

基本施策	基本施策	取組・事業		
		住民	事業者	町
Ⅰ 省エネルギーの推進	Ⅰ-1 省エネルギー行動の推進	・不必要な照明や家電製品はこまめに電源を切ります。 ・快適な服装を心がけ、部屋の室温を見直します。（目安：夏は28℃、冬は20℃） ・家族団らんで過ごすなど、クールシェア・ウォームシェアに努めます。 ・蛇口やシャワーから水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。 ・連続して入浴し、追いだきをしないようにします。 ・省エネルギー診断を受診し、効果的な省エネルギー行動に努めます。	・不必要な照明やOA機器等はこまめに電源を切ります。 ・クールビズやウォームビズを推奨し、部屋の室温を見直します。（目安：夏は28℃、冬は20℃） ・蛇口から水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。 ・省エネルギー診断を受診し、設備・機器の見直しや運用改善に努めます。	・不必要な照明やOA機器等はこまめに電源を切ります。 ・クールビズやウォームビズを推奨し、部屋の室温を見直します。（目安：夏は28℃、冬は20℃） ・公共施設のクールシェアスポット化を検討します。 ・蛇口から水を出したままにしないなど、工夫して水を使います。
	Ⅰ-2 省エネルギー設備の導入	・LED照明への交換に努めます。 ・家電（冷蔵庫、エアコンなど）を買い換える際は、省エネ家電の選択に努めます。 ・高効率給湯器（エコキュート）や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、家電の自動制御をしたりできる、HEMSの設置を検討します。 ・家庭用燃料電池（エネファーム）の設置を検討します。 ・住宅の新築・改築の際は、ZEH、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。	・LED照明への交換に努めます。 ・エアコンや換気設備を更新する際は、高効率な製品の選択に努めます。 ・高効率給湯器や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、設備の自動制御をしたりできる、BEMS、FEMSの設置を検討します。 ・コージェネレーションシステムの設置を検討します。 ・建物の新築・改築の際は、ZEB、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。	・「住田町役場地球温暖化対策実行計画」に基づき、住民の先導として役場事業活動における温室効果ガスの排出削減に取り組みます。 ・公共施設のLED化に努めます。 ・エアコンや換気設備を更新する際は、高効率な製品の選択に努めます。 ・高効率給湯器や節水型の機器の選択に努めます。 ・電気やガスの使用量を見える化したり、設備の自動制御をしたりできる、BEMS、FEMSの設置を検討します。 ・公共施設の新築・改築の際は、ZEB、窓・壁等の断熱などを検討し、省エネルギー性能の向上に努めます。
Ⅱ 森林資源等の活用	Ⅱ-1 森林等の管理・保全	・山菜やきのこ採りをするときは、ごみを持ち帰るなどのマナーを守ります。 ・農地の適正な維持管理に努めます。 ・自宅に花や樹木を植え、潤いのある景観づくりに努めます。	・事業所内や周辺の清掃を行うとともに、花や樹木を植栽し環境美化に努めます。 ・有機栽培、無農薬、減農薬、減化学肥料農業に取り組みます。 ・炭化処理や肥料化処理された鶏ふん、高機能バイオ炭「宙炭（そらたん）」の活用に努めます。 ・森林管理認証の加入に努めます。 ・計画的な植栽を行い、森林資源の蓄積に努めます。 ・下刈、枝打ち、除間伐などを励行し、計画的な森林管理に努めます。 ・計画的な伐採により、水源かん養と土砂流出の防備に努めます。	・対象森林及び林地を把握し、計画的な伐採や伐採後の植林など、環境に配慮した森林施業や管理を行います。 ・J-クレジット制度等を活用し、持続的な森林整備を促進します。 ・中山間地域等直接支払制度の促進、集落協定の締結により、農業生産力を維持するとともに、農地が持つ多面的機能を保全します。
	Ⅱ-2 農作物等の地産地消	・できるだけ地産（岩手県産等）で旬の食材を選ぶようにします。 ・住宅を建築する際は、地域材を利用するように努めます。	・建設業）地元または県内産の木材や間伐材を利用するように努めます。	・地元産材の木を用いた、環境にやさしい木造住宅を建設します。
Ⅲ 脱炭素なまちづくり	Ⅲ-1 循環型社会の構築	・廃棄物の減量化、3R運動に取り組みます。 ・ごみは、正しく分別します。 ・量り売りや詰め替えのできる商品を購入します。 ・紙コップ、割り箸など、使い捨て商品の利用を控えます。 ・過剰な包装は断ります。 ・資源古紙のリサイクルに取り組みます。 ・家電やパソコンは、法令に基づきリサイクル処理します。 ・小型家電は回収ボックスを活用し、リサイクルの促進に協力します。 ・生ごみ処理容器により、その堆肥化利用に取り組みます。 ・牛乳パック、トレイなどは、商店などに設置されている分別回収ボックスに出します。 ・適量のご飯を残さず食べるなど、食品ロスの削減に努めます。 ・家庭で余っている食品を集めてフードバンク等に寄付する、フードドライブに協力します。 ・マイボトル、マイバッグの利用など、プラスチックごみの削減に取り組みます。 ・今持っている服を長く着る、古着を購入したり譲ったりするなど、サステナブルファッションに取り組みます。 ・グリーン商品やエコマーク商品など、環境に配慮した商品の選択に努めます。 ・フロンガスを使用している家電製品は、定められた方法で適正に処理します。	・廃棄物の減量化、3R運動に取り組みます。 ・事業活動にともない生じる廃棄物は、事業系廃棄物として適正に処理します。 ・家畜排せつ物は適正に管理し、堆肥としての利用に取り組みます。 ・再生原料を使用した製品等、環境にやさしい商品の開発や製造に努めます。 ・リサイクルが容易な素材を使用した製品など、ごみの減量化や再資源化に適した商品の開発や製造に努めます。 ・製品の梱包は簡易包装に努めるとともに、リサイクルが容易な材料を活用します。 ・過剰な包装を自粛します。 ・マイバック運動を推進します。 ・エコマーク商品など、環境への負荷が少ない製品の販売に努めます。 ・牛乳パック、トレイなどの分別回収ボックスの設置に努めます。 ・飲食・旅館業など）生ごみの発生を抑えるため、食材の効率的な利用を図ります。	・資源ごみ（ダンボールや資源古紙）やプラスチックごみの分別を徹底し、生活系ごみの減量化を図ります。 ・グリーン購入法に基づく特定調達品目の購入等に努めます。 ・畜産排せつ物を適正処理するため、耕種農家と連携した循環利用を推進します。
	Ⅲ-2 移動の脱炭素化	・アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・出かけるときは、距離や行き先に応じて徒歩や自転車、公共交通機関の利用を選択します。 ・宅配便は、日時・時間指定やコンビニ受取を活用し、1回で受け取るようにします。 ・テレワークやオンライン会議を活用します。 ・カーシェアやレンタカーを活用します。 ・エコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）の購入・利用を検討します。 ・エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を検討します。	・アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・エコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）の導入に努めます。 ・エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を検討します。 ・過積載しないよう注意します。	・アイドリングストップや「eスタート」など、エコドライブを心がけます。 ・公用車のエコカー（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車など）導入を検討します。 ・エコカー導入と合わせて、EV充電スポットなどの整備を検討します。
	Ⅲ-3 気候変動への適応	・暑さを避ける、こまめな水分補給、暑さに備えた体作りなどの熱中症対策をします。 ・グリーンカーテンなどの暑さを和らげる対策をします。 ・虫よけスプレーや蚊取り線香の使用、家の周囲の不要な水たまりをなくすなど、感染症を媒介する蚊に刺されない、蚊を発生させない対策をします。 ・ハザードマップの確認、食料や水の備蓄など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。 ・渇水時の節水に協力します。	・従業員に対し、熱中症や感染症予防に関する普及啓発を行います。 ・暑熱対策や休憩場所の整備など、職場の作業環境を管理します。 ・BCPの策定や運用を行います。 ・ハザードマップの確認など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。	・従業員に対し、熱中症や感染症予防に関する普及啓発を行います。 ・暑熱対策や休憩場所の整備など、庁内の作業環境を管理します。 ・BCPの策定や運用を行います。 ・ハザードマップの作成、周知など、豪雨・洪水・土砂災害などへ備えます。
Ⅳ 再生可能エネルギーの活用	Ⅳ-1 再生可能エネルギーの利用	・再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。	・再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。	・再生可能エネルギー由来の電力を使用したプランの選択に努めます。
	Ⅳ-2 再生可能エネルギー設備の導入	・木質バイオマスエネルギーの導入や利用に努めます。 ・自宅への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。 ・車のバッテリーに備えた電気を家庭用電源として活用できる、V2Hなどの設置を検討します。	・木質バイオマスエネルギーの導入や利用に努めます。 ・事業所への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。 ・再生可能エネルギー事業を実施する際は、法令を遵守し、環境や景観に十分に配慮します。	・木質燃料燃焼機器の公共施設等への導入や燃料用チップ生産施設整備への支援等により、木質バイオマスエネルギー利用を推進します。 ・公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。 ・環境に影響を与える可能性が大きい大規模な風力、太陽光などの再生可能エネルギー導入を調整するため、一定規模以上の導入計画の把握や必要な調査、適正な執行に向けた指導をします。
Ⅴ 環境意識の啓発	Ⅴ-1 情報収集・学習機会の創出	・環境や地球温暖化対策に関する情報を自ら収集するよう心がけます。 ・本町の自然の魅力を町外に発信するよう心がけます。 ・森林環境学習や自然観察会などの環境に関する講座やボランティア活動に参加します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動に参加します。 ・花いっぱい運動などの緑化保全活動に参加します。	・環境や地球温暖化対策に関する情報を自ら収集するよう心がけます。 ・職場内での環境学習を充実させ、従業員の環境保全意識の高揚に努めます。 ・職場内の環境の取組を発信するよう心がけます。 ・森林環境学習や自然観察会などの環境に関する講座やボランティア活動に参加します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動に参加します。 ・花いっぱい運動などの緑化保全活動に参加します。	・国や県、本町が実施する地球温暖化対策に関する運動や補助制度について情報を発信します。 ・森林、河川、公園などの環境保全活動や清掃美化活動を実施します。 ・種山ヶ原森林公園等の森林・林業体験ゾーンを活用し、保育園・小学校・中学校・高校・一般を対象とした森林環境学習を継続して開催します。
	Ⅴ-2 各主体との連携	・事業者や行政が実施する環境保全事業や地球温暖化対策に協力します。	・住民が行う環境保全や地球温暖化対策の取組を支援します。 ・行政が実施する環境保全事業や地球温暖化対策に協力します。	・住民や事業者が行う環境保全事業や地球温暖化対策を支援します。 ・国や岩手県、近隣の自治体と情報交換を行うなど、連携して地球温暖化対策に取り組みます。 ・森の案内人等が実施する森林環境学習の支援や後継者、ボランティアを育成します。

資料５

住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
用語解説

【あ行】

温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなど、大気中の熱を吸収する性質のあるガスのことです。

エネルギー収支

電力、ガス、石油・石炭製品（ガソリン、軽油等）などのエネルギーの町外への販売額から町外からの購入額を差し引いた、エネルギーの取引に関する収支を示す指標です。

【か行】

カーボンオフセット

人間の活動によってどうしても排出されてしまう二酸化炭素などの温室効果ガスを、他の場所での温室効果ガス削減・吸収活動で「埋め合わせる」という考え方です。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを言います。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにするという意味です。

クールシェア・ウォームシェア

夏の暑い日や冬の寒い日に、家庭のエネルギー消費を抑えるため、エアコン等の使用台数を減らし家族で集まって 1 つの部屋で過ごしたり、公共施設や商業施設に出かけたりするなど、快適な場所でみんなで過ごすことを言います。

グリーンカーテン

アサガオやヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁を覆い、強い夏の日差しを和らげる自然の力を利用した夏場の省エネルギーの取り組みです

減化学肥料農業

化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らし、代わりに有機物などを活用する農業方法です。

高効率給湯器（エコキュート）

従来の給湯器よりも少ないエネルギーで効率よくお湯を沸かすことができる設備のことで、初期導入費が高いものの、月々の電気代が減るほか、二酸化炭素の排出削減に貢献できるといった利点があります。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光や水力、風力、地熱、太陽熱、地中熱、バイオマスなどの持続可能なエネルギーのことを言います。

発電時などに温室効果ガスを排出しないため、地球温暖化対策と豊かな社会経済の維持を両立するために必要なエネルギー源です。

【た行】

地球温暖化

人間の活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地球全体の平均気温が上昇する現象のことを言います。

化石燃料の燃焼や森林伐採などが主な原因であり、海面上昇、異常気象の頻発、生態系の変化など、様々な問題を引き起こしています。

電気自動車（EV）

ガソリンや軽油を使わず、外部電源から車載バッテリーに蓄えた電力を使用して、電気を動力源として走行する車両のことを言います。

CO_2や他の有害排出物を出さないため、環境に優しいという特徴があります。

導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量のことです。

【は行】

バイオ炭

木材や家畜排せつ物等の生物資源を材料とした炭化物のことです。土壌に撒くことで二酸化炭素を土壌に閉じ込めるだけでなく、土壌の改良効果もあります。

部門別排出量

エネルギー起源 CO2 は、統計上、「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」、「運輸部門」、「エネルギー転換部門」の５つに分類されて計上されます。

〇産業部門

「産業部門」には、製造業、農林水産業、鉱業、建設業から排出されるエネルギー起源 CO2 が計上されます。

〇業務その他部門

「業務その他部門」には、主に、オフィス、店舗、ホテル、学校、病院、官公庁その他の事業所からのエネルギー起源 CO2 が計上されます。

〇家庭部門

「家庭部門」には、家庭で消費した電気、ガスによって排出されるエネルギー起源 CO2 が計上されます。なお、自家用車から排出されるエネルギー起源 CO2 は、「家庭部門」ではなく「運輸部門」に計上されます。

〇運輸部門

「運輸部門」には、人・物の輸送・運搬に消費したガソリン、重油等によって排出されるエネルギー起源 CO2 が計上されます。家庭で使用される乗用車のほか、バス、タクシー、トラック、鉄道、船舶、飛行機などが含まれます。

プラグインハイブリッド車（PHEV）
外部電源から駆動用電池に充電した電気を使用して走行することが可能な自動車を言います。
駆動用電池の残量が減少した場合は、ガソリンエンジンを併用するハイブリッド車として走行するように自動制御され、長距離のドライブも可能となっています。

【ま行】
木質バイオマス発電
木くずといった木質バイオマスを燃やして発生した熱で水を蒸気にし、その蒸気でタービンを回して発電する方式を言います。

【アルファベット】
BAU
Business as Usual の略で、「現状すう勢」とも言います。今後、追加的な対策を講じなかった場合のことを言います。

EMS
エネルギーマネジメントシステム（Energy Management System）の略で、使用電力量の見える化や機器の自動制御などによりエネルギー消費量を管理するためのシステムのことを言います。オフィスビルや商業ビルを対象にする BEMS、家庭を対象にする HEMS、工場内を対象にする FEMS などがあります。

FIT 制度
再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のことを言います。

FIP 制度
FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度のことを言います。

FSC 森林認証
「適正な森林管理をしていること」を認証する国際的な制度で、ドイツにある森林管理協議会（FSC）が本部となって運営しています。FSC が定める「10 の原則と基準」に基づいて森林を管理しているか、審査機関による審査を受けて、適合しているとみなされれば、認証を取得できます。

ZEH
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略で、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに，高効率な設備システムの導入により，室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で，再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことを言います。

ZEB

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy Building）の略で、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用，高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め，年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことを言います。